

令和 4 年 度

事業報告書
収支決算書

(自 令和 4 年 4 月 1 日)
(至 令和 5 年 3 月 31 日)

小 田 原 箱 根 商 工 会 議 所

小田原箱根商工会議所の基本理念

- 小田原・箱根地域を世界に誇れる地域にします。
- 小田原箱根商工会議所は、この地域の活力を高めるために諸活動を通じて貢献する名誉を担います。
- 小田原箱根商工会議所は、すべての活動を通して、街づくり、人づくりに果敢に挑戦します。
- 会員と職員は、最善を尽くし、地域貢献することを喜び、誇りとします。

目 次

I	総括的概要	1
II	事項別状況	2
1.	定款及び規約等	2
(1)	小田原箱根商工会議所 優良従業員表彰規程	2
(2)	小田原箱根商工会議所 優良小売店舗表彰規程	2
(3)	小田原箱根商工会議所 産業人表彰規程	2
(4)	個人情報保護規程	3
(5)	就業規則	16
(6)	育児・介護休業規程	17
(7)	給与規則	25
(8)	給与規則	26
(9)	定 款	27
2.	組 織	28
(1)	会 員	28
(2)	特 定 商 工 業 者	31
(3)	役 員	31
(4)	議 員	33
(5)	箱 根 支 部	37
(6)	部 会 長 等	37
(7)	委 員 長 等	38
3.	事 務 局	40
(1)	事 務 局 の 構 成	40
(2)	事 務 局 職 員	41
4.	庶 務	42
(1)	文 書	42
(2)	表 彰	42
(3)	受 彰	45
(4)	慶 弔 そ の 他	46
5.	会 議	48
(1)	議 員 総 会	48
(2)	正 副 会 頭 会 議	56
(3)	常 議 員 会	64
(4)	監 事 会	68
(5)	選 挙 管 理 委 員 会	68
(6)	箱 根 支 部 会 議	68

(7) 部 会 会 議	69
(8) そ の 他 の 会 議	76
(9) 委 員 会	77
(10) 創業に関する会議・事業	79
(11) 事業承継に関する会議・事業	80
(12) タ ス ク フ ォ ー ス	81
(13) 省エネお助け隊に関する会議・事業	81
(14) 副業人財活用事業	82
6. 事 業	90
(1) 各 種 事 業 活 動	90
(2) 意 見 活 動	101
(3) 調 査 ・ 研 究	115
(4) 広 報	116
(5) 証 明 ・ 鑑 定 ・ 検 査	116
(6) 信 用 調 査	117
(7) 各 種 行 事	117
(8) 技術・技能の普及検定	119
(9) 取引紹介（照会を含む）あっせん	120
(10) 取引紛争のあっせん	120
(11) 相談・指導・あっせん等	120
(12) 会 員 の 増 強 対 策	120
(13) 経営改善普及事業（経営支援部）	120
7. 登 録	129
(1) 法 定 台 帳	129
(2) 任 意 台 帳	129
8. 会 館 ・ 事 務 所 等	129
(1) 会 館	129
(2) 旧 会 館	130
9. 関係団体への加入及び連携	130
(1) 日 本 商 工 会 議 所	130
(2) 関東商工会議所連合会	130
(3) 神奈川県商工会議所連合会	130
10. 研 修	131
(1) 経営指導員・補助員研修	131
(2) 職 員 研 修 等	132
11. 関 係 団 体	134
令和4年度収支決算書	135

令和4年度

事業報告書

I 総括的概要

新型コロナウイルス感染症が収束の兆しを見せる中、引き続き感染拡大に注意を払いながら、経済活動の活発化への試行錯誤の一年であった。

当所では、会員企業への支援を強化するとともに、段階的にその内容を進化させてきた。まずは守りを固めるという視点で、緊急融資、給付金、補助金等の資金面と雇用調整助成金等の雇用面の支援メニューに関する情報をタイムリーに配信し、個別の相談体制を強化した。

緊急的な資金調達として推進してきたいわゆるゼロゼロ融資もその期限が近づき、さらなる窮地に追い込まれる危険性も拡大し、POSTコロナを見据えた事業の再構築が急がれている。コロナで起こった社会意識の変化を捉え、コロナで気づいたこと、学んだことを活かし、POSTコロナ時代の商いのあり方を模索し、実践していくことが求められているという認識の下、新しいチャレンジの支援に軸足を移してきた。

コロナで打撃を受けた企業経営は、売上は回復しかけているものの、ロシアによるウクライナ侵攻に象徴される不安定な国際情勢と円安によって引き起こされているエネルギーコストや原材料価格の高騰の影響で利益が出にくい状況が続いている。適正な金利を負担しても適正な利益が出せる経営環境の整備に資する政策が期待される。

経済活動の大前提は平和な暮らしであるという当たり前の事実。そして、好む好まざるは関係なく、今、全ての企業は規模の大小や業種業態を超えて、グローバルな世界のサプライチェーンに取り込まれているという事実を認識し、地域経済団体としてやるべきことを進めていく。

具体の取り組みの一部を例示する。地球規模で経済活動に大きな影響を及ぼす気候変動は決して大企業やグローバル企業だけの問題ではない。環境と経済が一体化する時代において、当所の会員の多くを占める地域の中小企業、小規模事業者の脱炭素への取り組みを促進するため、「第1回小田原箱根気候変動アワード」を開催し、啓発に努めている。また、加速化するデジタル化社会への対応の一環として、会員企業へ示す実例モデルとなるべく、当所業務のデジタル化と業務改革を、新しい働き方の実例として副業人財を導入し、推進している。

地域の中小企業は経済活動を通じて地域の暮らしを下支えしているという自負を持ちつつ、地域での経済循環を基本姿勢として、地域経済の課題と個々の企業の課題の解決に全力で取り組んでいく。地域の総合経済団体として、関係する全てのステークホルダーの皆さんの知恵を集め、力を合せ、お互いを活かしあう、そんな「つながり」を大切にする小田原箱根商工会議所を目指し、今後も「議論して 行動して 結果を問う」姿勢で活動を展開していく所存である。

小田原箱根商工会議所
会 頭 鈴 木 悌 介

Ⅱ 事項別状況

1. 定款及び規約等

令和4年度において下記のとおり諸規定の変更等を行った。

(1) 小田原箱根商工会議所 優良従業員表彰規程

(令和4年4月21日 常議員会決議)

1. 変更の理由 現状に即した運用にするため。

2. 変更箇所 アンダーラインは変更部分

現 行	改 正																																																
第3条 この表彰は、毎年本商工会議所会員大会の席上においてこれを行う。	第3条 この表彰は、毎年本商工会議所会員 <u>表彰式</u> の席上においてこれを行う。																																																
優良従業員表彰候補者推薦要綱	優良従業員表彰候補者推薦要綱																																																
4 表彰人員 1 事業所20名以内を限度とし、下記のとおり会費持口数により推薦人員を制限する。	4 表彰人員 1 事業所40名以内を限度とし、下記のとおり会費持口数により推薦人員を制限する。																																																
<table><tr><th>会費持口数</th><th>表彰人員</th><th>会費持口数</th><th>表彰人員</th></tr><tr><td>1口</td><td>1名</td><td>30口～34口</td><td>13名</td></tr><tr><td>2口～4口</td><td>2名</td><td>35口～39口</td><td>15名</td></tr><tr><td>5口～9口</td><td>3名</td><td>40口～49口</td><td>18名</td></tr><tr><td>10口～14口</td><td>5名</td><td>50口以上</td><td>20名</td></tr><tr><td>15口～19口</td><td>7名</td><td rowspan="3">50口以上の会員は 20名を限度とする。</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>20口～24口</td><td>9名</td></tr><tr><td>25口～29口</td><td>11名</td></tr></table>	会費持口数	表彰人員	会費持口数	表彰人員	1口	1名	30口～34口	13名	2口～4口	2名	35口～39口	15名	5口～9口	3名	40口～49口	18名	10口～14口	5名	50口以上	20名	15口～19口	7名	50口以上の会員は 20名を限度とする。		20口～24口	9名	25口～29口	11名	<table><tr><th>会費持口数</th><th>表彰人員</th><th>会費持口数</th><th>表彰人員</th></tr><tr><td><u>～9口</u></td><td><u>3名</u></td><td><u>50口～89口</u></td><td><u>20名</u></td></tr><tr><td><u>10口～19口</u></td><td><u>7名</u></td><td><u>90口～129口</u></td><td><u>35名</u></td></tr><tr><td><u>20口～29口</u></td><td><u>11名</u></td><td rowspan="3"><u>130口以上の会員は 40名を限度とする。</u></td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td><u>30口～39口</u></td><td><u>15名</u></td></tr><tr><td><u>40口～49口</u></td><td><u>18名</u></td></tr></table>	会費持口数	表彰人員	会費持口数	表彰人員	<u>～9口</u>	<u>3名</u>	<u>50口～89口</u>	<u>20名</u>	<u>10口～19口</u>	<u>7名</u>	<u>90口～129口</u>	<u>35名</u>	<u>20口～29口</u>	<u>11名</u>	<u>130口以上の会員は 40名を限度とする。</u>		<u>30口～39口</u>	<u>15名</u>	<u>40口～49口</u>	<u>18名</u>
会費持口数	表彰人員	会費持口数	表彰人員																																														
1口	1名	30口～34口	13名																																														
2口～4口	2名	35口～39口	15名																																														
5口～9口	3名	40口～49口	18名																																														
10口～14口	5名	50口以上	20名																																														
15口～19口	7名	50口以上の会員は 20名を限度とする。																																															
20口～24口	9名																																																
25口～29口	11名																																																
会費持口数	表彰人員	会費持口数	表彰人員																																														
<u>～9口</u>	<u>3名</u>	<u>50口～89口</u>	<u>20名</u>																																														
<u>10口～19口</u>	<u>7名</u>	<u>90口～129口</u>	<u>35名</u>																																														
<u>20口～29口</u>	<u>11名</u>	<u>130口以上の会員は 40名を限度とする。</u>																																															
<u>30口～39口</u>	<u>15名</u>																																																
<u>40口～49口</u>	<u>18名</u>																																																
	<u>附 則</u> <u>この規定は令和4年4月21日から実施する。</u>																																																

(2) 小田原箱根商工会議所 優良小売店舗表彰規程

(令和4年4月21日 常議員会決議)

1. 変更の理由 現状に即した運用にするため。

2. 変更箇所 アンダーラインは変更部分

現 行	改 正
第5条 表彰は、会員大会の席上において表彰状及び記念楯を授与して行うものとする。	第5条 表彰は、会員 <u>表彰式</u> の席上において表彰状及び記念楯を授与して行うものとする。
	<u>附 則</u> <u>この規定は令和4年4月21日から実施する。</u>

(3) 小田原箱根商工会議所 産業人表彰規程

(令和4年4月21日 常議員会決議)

1. 変更の理由 現状に即した運用にするため。

2. 変更箇所 アンダーラインは変更部分

現 行	改 正
第3条 この表彰は、毎年本商工会議所会員大会の席上においてこれを行う。	第3条 この表彰は、毎年本商工会議所会員 <u>表彰式</u> の席上においてこれを行う。
優良産業人表彰候補者推薦要綱	優良産業人表彰候補者推薦要綱
2 推薦 候補者の推薦は、商工会議所議員、小規模事業指導振興委員、中小企業等協同組合、同企業組合、任意組合、その他商工業関係団体が行うものとする。	2 推薦 候補者の推薦は、商工会議所議員、 <u>小規模事業指導振興委員</u> 、中小企業等協同組合、同企業組合、任意組合、その他商工業関係団体が行うものとする。
4 推薦の基準 推薦の基準は、小田原商工会議所優良産業人表彰規程第1条の規定によるほか、次によるものとする。 (1) 事業歴20年以上の経営者であること。 (2) 工業、鉱業、運送業、建設業等の場合は従業員5人以下、商業・サービス業の場合は従業員2人以下であること。 (3) 年齢満50歳以上であること。	4 推薦の基準 推薦の基準は、小田原商工会議所優良産業人表彰規程第1条の規定によるほか、次によるものとする。 (1) (略) (2) <u>常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下の商工業者であること。</u> (3) (略)
	附 則 <u>この規定は令和4年4月21日から実施する。</u>

(4) 個人情報保護規程

(令和4年4月21日 常議員会決議)

1. 変更の理由 個人情報保護法の改正に対応するため。
2. 変更箇所 アンダーラインは変更部分

現 行	改 正
(目的) 第1条 この規程は、小田原箱根商工会議所（以下「商工会議所」という。）が有する個人情報につき、商工会議所個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。	(目的) 第1条 この規程は、小田原箱根商工会議所（以下「商工会議所」という。）が有する個人情報、 <u>仮名加工情報及び匿名加工情報</u> につき、商工会議所個人情報保護方針に基づく適正な保護を実現することを目的とする基本規程である。
(定義) 第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 生存する個人情報に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む） (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)	(定義) 第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、 <u>次のア又はイのいずれかに該当するもの</u> <u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができる</u>

現 行	改 正
	<u>もの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）</u> <u>イ 個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第２条第２項が定めるもの）が含まれるもの</u> <u>（２）要配慮個人情報</u> <u>本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報</u> <u>（３）個人情報データベース等</u> <u>個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）</u> <u>一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</u> <u>二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの</u> <u>（４）個人データ</u> <u>個人情報データベース等を構成する個人情報</u> <u>（５）保有個人データ</u> <u>商工会議所が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして関係政令で定められるもの</u> <u>（６）匿名加工情報</u> <u>次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。</u> <u>一 本条（１）アに該当する個人情報</u> <u>当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</u> <u>二 本条（１）イに該当する個人情報</u> <u>当該個人情報に含まれる個人識別符号</u>

現 行	改 正
	<u>の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</u> <u>（７）加工方法等情報</u> 匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等および個人識別符号並びに個人情報保護法第36条第１項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。） <u>（８）仮名加工情報</u> 個人情報の区分に応じて個人情報保護法第2条第５項各号に定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報 <u>（９）個人関連情報</u> 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないもの <u>（１０）（略）</u> <u>（１１）（略）</u> <u>（１２）（略）</u> <u>（１３）（略）</u> <u>（１４）（略）</u>
（適用範囲） 第３条 本規程は、商工会議所の従業者に対して適用する。 ２ 個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。	（適用範囲） 第３条 本規程は、商工会議所の従業者に対して適用する。 ２ 個人情報および匿名加工情報を取扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。
（個人情報取得の原則） 第４条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。 ２ 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。	（個人情報取得の原則） 第４条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。<u>なお、あらかじめ個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的においてその旨を特定しなければならない。</u> ２ 個人情報の取得は、<u>偽り又は不正な手段によって行ってはならない。</u>
（特定の機微な個人情報の取得の禁止） 第５条 次の各号に掲げる特定の機微な個人情報を取得してはならない。 （１）思想、信条及び宗教に関する事項 （２）人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項 （３）勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体	（要配慮個人情報の取得の禁止） 第５条 <u>要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、これらの取得について、本人の同意がある場合、および次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</u> <u>（１）法令に基づく場合</u> <u>（２）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得るこ</u>

現 行	改 正
行動の行為に関する事項 (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使、及びその他の政治的権利の行使に関する事項 (5) 保健医療及び性生活に関する事項	とが困難であるとき。 (3) <u>公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</u> (4) <u>国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</u> (5) <u>学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（商工会議所と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。</u> (6) <u>当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、その他個人情報保護法第57条1項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に規程する目的による場合に限る。）により公開されている場合</u> (7) <u>本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合</u> (8) <u>委託、事業承継又は共同利用（個人情報保護法第27条5項3号が定める事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においている場合に限る。）に伴って個人データの提供を受ける場合において、要配慮個人情報の提供を受ける場合</u>
(本人から直接に個人情報を取得する場合の措置) 第7条 本人から直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知するものとする。 (1) 個人情報保護管理者又はその代理人の氏名又は職名、所属及び連絡先 (2) 個人情報の取得及び利用目的 (3) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類、属性及び個人情報の取扱いに関する契約の有無 (4) 個人情報の取扱いを委託することが予定されている場合には、その旨 (5) 個人情報を与えることは本人の任意であること (6) 個人情報の開示を求める権利、及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、並びに当該権利	(本人から直接に個人情報を取得する場合の措置) 第7条 本人から書面（電子メール、自社ホームページへの記入等電磁的方法も含む。）により直接に個人情報を取得する場合は、本人に対して、<u>あらかじめ利用目的を明示する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。</u> (1) <u>人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある場合</u> (2) <u>利用目的を明示することにより人の生命、身体又は財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</u> (3) <u>利用目的を明示することにより商工会議所の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合</u> (4) <u>国又は地方公共団体の法令に定める事務の遂行に対して協力する必要がある場合であって、利用目的を明示することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</u>

現 行	改 正
を行使するための具体的な手続き	(5) 取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合
(本人以外から間接的に個人情報を取得する場合の措置) 第8条 本人以外から間接に個人情報を取得する場合は、前条第1号ないし第4号及び第6号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知又は公表するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。 (1) 前条第3号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知した上、本人の同意を得ている者から取得する場合 (2) 個人情報の取扱いを委託される場合 (3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合	(本人以外から間接的に個人情報を取得する場合の措置) 第8条 <u>前条に規定する以外の方法により個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を通知又は公表する。ただし、前条第2号ないし第5号に該当する場合は、この限りでない。</u>
(新設)	(第三者提供を受ける場合の記録の作成等) 第9条 <u>第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行う。ただし、当該個人データの提供が個人情報保護法27条1項各号のいずれかに該当する場合、又は委託、事業承継又は共同利用に伴って行われる場合は、この限りでない。</u> (1) <u>当該第三者の氏名又は名称および住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名</u> (2) <u>当該第三者による当該個人データの取得の経緯</u> 2 <u>前項に定める確認により当該個人情報に適法に取得されたことが確認できない場合は、その取得を自粛する。</u> 3 <u>第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成する。</u> 4 <u>前項の記録は、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存する。</u>
(新設)	(個人関連情報取扱事業者から個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合) 第10条 <u>個人関連情報取扱事業者から提供を受ける個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合は、個人情報保護法27条第1項各号に掲げる場合を除き、当該個人データに関して識別される本人から、当該個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の同意を取得するものとする。</u>

現 行	改 正
	<u>2 個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する際は、前条（第1項2号を除く）による確認および記録の作成等を行う。</u>
（個人情報の移送・送信の原則） 第9条 個人情報の移送・送信は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。	（個人情報の移送・送信の原則） 第11条 個人情報および匿名加工情報の移送・送信は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。
（個人情報の利用の原則） 第10条 個人情報は、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。	（個人情報の利用の原則） 第12条 個人情報は、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。 <u>2 合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。</u> <u>3 個人情報の利用にあたっては、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法を用いない。</u>
（個人情報の目的外の利用） 第11条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第7条第1号ないし第4号及び第6号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前の本人の同意を得るものとする。 2 （略）	（個人情報の目的外の利用） 第13条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、<u>本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を書面又はこれに準ずる方法によって本人に通知し、事前の本人の同意を得るものとする。</u> 2 （略）
（個人情報の共同利用） 第12条 （略）	（個人情報の共同利用） 第14条 （略）
（個人情報の取扱いの委託） 第13条 （略）	（個人情報の取扱いの委託） 第15条 （略）
（新設）	（個人情報の第三者提供の原則） 第16条 個人情報は、次に掲げる場合（外国にある第三者に提供する場合は、第一号に掲げる場合）を除き、事前に本人の同意を得ることなく、第三者（外国にある第三者を含む。）に提供してはならない。 <u>（1）個人情報保護法27条1項各号に定める例外に該当する場合</u> <u>（2）個人情報保護法27条2項（オプトアウト）の場合。ただし、①要配慮個人情報、②第4条第2項の規定に違反して取得されたもの、③他の個人情報取扱事業者からオプトアウトの方法により提供されたものを除く。</u> <u>2 個人情報を第三者に提供する場合には、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容（外国にある第三者に提供する場合には、これに加えて個人情報</u>

現 行	改 正
	<u>報保護法28条 1 項および 2 項に定める事項）を 書面又はこれに準ずる方法によって通知し、 本人の同意を得るものとする。</u> <u>3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合 は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。</u> <u>4 委託、事業承継又は共同利用（個人情報保護 法第27条 5 項 3 号が定める事項をあらかじめ 本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態 にしている場合に限る。）に伴って当該個人 データの提供を受ける者は、第 1 項の規定の適 用については、第三者に該当しないものとする。 （第三者提供に係る記録の作成等）</u>
（個人情報の第三者提供の原則） 第14条 個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。 2 個人情報を第三者に提供する場合には、第 7 条第 1 号ないし第 4 号及び第 6 号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。 3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。	（第三者提供に係る記録の作成等） 第17条 個人データを第三者（個人情報保護法 2 条 5 項各号に掲げる国の機関等を除く。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が前条 1 項 1 号に該当する場合は、この限りでない。 2 前項の記録は、個人情報保護委員会規則で定める期間保存する。
（個人情報の管理の原則） 第15条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。	（個人情報の管理の原則） 第18条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するものとする。
（個人情報の安全管理対策） 第16条 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。	（個人情報の安全管理対策・漏えい等発生時の報告・通知） 第19条 個人情報保護管理者は、個人情報および匿名加工情報に関するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいなど）に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。 2 商工会議所は、個人情報保護法に定める個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが発生した場合は、個人情報保護委員会規則の定めに従い、個人情報保護委員会への報告、情報主体たる本人への通知等必要な措置を行う。
（新設）	（保有個人データに関する事項の公表等） 第20条 商工会議所は、保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項を、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

現 行	改 正
	(1) 商工会議所の名称および住所並びに代表者の氏名 (2) 全ての保有個人データの利用目的（個人情報保護法第21条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。） (3) 次章の規定による求め又は請求に応じる手続 (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。） (5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合 (2) 個人情報保護法第21条第4項第1号から第3号までに該当する場合 3 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。
(自己情報に関する権利) 第17条 本人から自己の情報について開示を定められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。	(自己情報の開示等) 第21条 本人から、当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データを保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申出があったときは、合理的な期間内に、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。 ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。 (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 (2) 事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 (3) 他の法令に違反することとなる場合 2 開示は、①電磁的記録の提供による方法、②書面の交付による方法、③その他商工会議所が定める方法のうち、当該本人が請求した方法による。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法により行うものとする。 3 個人情報に係る保有個人データの開示又は不

現 行	改 正
	<u>開示の決定の通知若しくは本人が請求した方法による開示が困難である旨の通知は、本人に対し、遅滞なく行うものとする。</u> 4 <u>前3項の規定は、当該本人が識別される個人情報に係る第9条および第17条の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。以下「第三者提供記録」という。）について準用する。</u>
(新設)	<u>(自己情報の訂正等)</u> <u>第22条 本人から、当該本人が識別される個人情報に係る保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報に係る保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合は、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報に係る保有個人情報の内容の訂正等を行うものとする。</u> 2 <u>前項の規定に基づき求められた個人情報に係る保有個人情報の内容の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。</u> 3 <u>前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。</u> 4 <u>第2項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。</u>
<u>(自己情報の利用又は提供の拒否)</u> 第18条 本人から自己の情報について利用又は第三者の提供を拒否された場合は、これに応じなければならない。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。	<u>(自己情報の利用又は提供の拒否)</u> <u>第23条 本人から当該本人が識別される個人情報に係る保有個人データが第12条の規定に違反して取り扱われているという理由若しくは第4条又は第5条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該個人情報に係る保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合、又は第16条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該個人情報に係る保有個人データの第三者への提供の停止（以下「第三者提供の停止」という。）を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該個人情報に係る保有個人データの利用停止等又は第三者提供の停止を行うものとする。ただし、当該個人情報に係る保有個人データ</u>

現 行	改 正
	<u>の利用停止等又は第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</u> 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データを利用する必要がなくなったこと、当該本人が識別される保有個人データに係る第19条2項に規定する事態が生じたことその他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあることを理由に、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求された場合で、理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行う。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。 3 商工会議所は、第1項又は前項の規定に基づき求められた個人情報に係る保有個人データについて、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三者提供の停止を行ったとき若しくは第三者提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。 4 前条第3項および第4項は本条に準用する。
(消去・廃棄の手続き) 第19条 個人情報の消去及び廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。	(消去・廃棄の手続き) <u>第24条</u> 個人情報および匿名加工情報の消去および廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。
(個人情報保護管理者) 第20条 専務理事は、役職員の中から個人情報保護管理者を任命し、商工会議所内における個人情報の管理業務を行わせるものとする。 2 個人情報保護管理者は、専務理事の指示及び本規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底の措置を実践する責任を負うものとする。 3 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定及びその実施の	(個人情報保護管理者) <u>第25条</u> 専務理事は、役職員の中から個人情報保護管理者を任命し、商工会議所内における個人情報および匿名加工情報の管理業務を行わせるものとする。 2 個人情報保護管理者は、専務理事の指示および本規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規程の整備、安全対策の実施、教育訓練、作業責任者からの報告徴収および助言・指導等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底の措置を実践する責任を負うものとする。

現 行	改 正
ために、補佐を行う者を任命できるものとする。	3 (略)
(教育) 第21条 (略)	(教育) 第26条 (略)
(作業責任者) 第22条 個人情報保護管理者は、個人情報を取扱う作業が行われるに際し、当該作業に関する責任者を任命するものとする。	(作業責任者) 第27条 個人情報保護管理者は、個人情報並びに匿名加工情報および加工方法等情報を取扱う作業が行われるに際し、当該作業に関する責任者を任命するものとする。
(監査) 第23条 専務理事は、監査責任者を任命し、商工会議所内における個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。 2 (略) 3 (略) 4 専務理事は、商工会議所内における個人情報の管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者及び関係者に対し、改善指示を行うものとする。 5 (略) 6 (略)	(監査) 第28条 専務理事は、監査責任者を任命し、商工会議所内における個人情報並びに匿名加工情報および加工方法等情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従い適正に実施されているかにつき定期的に監査を行わせるものとする。 2 (略) 3 (略) 4 専務理事は、商工会議所内における個人情報並びに匿名加工情報および加工方法等情報の管理につき個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があった場合には、個人情報保護管理者および関係者に対し、改善指示を行うものとする。 5 (略) 6 (略)
(報告義務及び罰則) 第24条 (略)	(報告義務及び罰則) 第29条 (略)
(苦情及び相談) 第25条 専務理事は、相談窓口を設置し、個人情報及び個人情報保護コンプライアンス・プログラムに関して、本人からの苦情及び相談を受け付けて対応するものとする。	(苦情および相談) 第30条 専務理事は、相談窓口を設置し、個人情報および匿名加工情報並びに個人情報保護コンプライアンス・プログラムに関して、本人からの苦情および相談を受け付けて対応するものとする。
(新設)	第10章 仮名加工情報 (仮名加工情報の作成) 第31条 仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工する。 2 仮名加工情報を作成するときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等および個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下「削除情報等」という）の漏えいを防止するため、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、必要な安全管理のための措置を講ずる。
(新設)	(仮名加工情報の利用・第三者提供の制限等)

現 行	改 正
	<u>第32条 作成した仮名加工情報は、その利用目的を公表し、法令に基づく場合を除き、その公表された利用目的の範囲で利用する。</u> <u>2 仮名加工情報である個人データおよび削除情報等を利用する必要がなくなったときは、これらを遅滞なく消去するよう努める。</u> <u>3 仮名加工情報である個人データを、法令に基づく場合を除き、第三者に提供しない。ただし、委託、事業承継又は共同利用（個人情報保護法第27条5項3号が定める事項をあらかじめ公表している場合に限る。）に伴って当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。</u>
(新設)	<u>(仮名加工情報の照合等の禁止)</u> <u>第33条 仮名加工情報を取り扱うにあたり、作成に用いた個人情報を本人識別するために仮名加工情報を他の情報と照合しない。</u> <u>2 仮名加工情報を取り扱うにあたり、電話、郵便もしくは信書便送付、電報送付、電子メール等の送信又は住居訪問のために仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しない。</u>
(新設)	<u>(仮名加工情報にかかる安全管理措置)</u> <u>第34条 仮名加工情報を作成・利用するときは、当該仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該仮名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該仮名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表する。</u>
(新設)	<u>第11章 匿名加工情報</u> <u>(匿名加工情報の作成)</u> <u>第35条 匿名加工情報を作成するときには、特定の個人を識別することおよびその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工するものとする。</u> <u>2 商工会議所は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表するものとする。</u>
(新設)	<u>(匿名加工情報と加工方法等情報の保存)</u> <u>第36条 匿名加工情報を作成したときには、別途定めるところに従い、加工方法等情報を匿名加工情報と異なる場所に保存しなければならない。</u>
(新設)	<u>(照合の禁止)</u> <u>第37条 匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たって、当該匿名加工</u>

現 行	改 正
	<u>工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</u> 2 <u>第三者が作成した匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは個人情報保護法36条1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</u>
(新設)	<u>(第三者に提供する際の措置)</u> <u>第38条 匿名加工情報を第三者に提供するときは、施行規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目およびその提供の方法について公表するものとする。</u> 2 <u>匿名加工情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。</u> 3 <u>匿名加工情報の取扱いの全部又は一部を商工会議所以外の者に委託するときは、商工会議所と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。</u>
第10章 雑則 (見直し) 第26条 (略)	第12章 雑則 (見直し) 第39条 (略)
	<u>附則</u> <u>(実施の時期)</u> 1 <u>第1条(目的)、第2条(定義)、第3条(適用範囲)、第4条(個人情報取得の原則)、第5条(要配慮個人情報の取得の禁止)、第7条(本人から直接に個人情報を取得する場合の措置)、第8条(間接的に個人情報を取得する場合の措置)、第9条(第三者提供を受ける場合の記録の作成等)、第10条(個人関連情報取扱事業者から個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合)、第11条(個人情報の移送・送信の原則)、第12条(個人情報の利用の原則)、第13条(個人情報の目的外の利用)、第17条(第三者提供に係る記録の作成等)、第18条(個人情報の管理の原則)、第19条(個人情報の安全管理対策・漏えい等発生時の報告・通知)、第20条(保有個人データに関する事項の公表等)、第21条(自己情報の開示等)、第22条(自己情報の訂正等)、第23条(自己情報の利用又は提供の拒否)、第24条(消去・廃棄の手続き)、第25条(個人情報保護管理者)、第27条(作業責任者)、第28条(監査)、第30</u>

現 行	改 正
	<u>条（苦情および相談）、第31条（仮名加工情報の作成）、第32条（仮名加工情報の利用・第三者提供の制限等）、第33条（仮名加工情報の照合等の禁止）、第34条（仮名加工情報にかかる安全管理措置）、第35条（匿名加工情報の作成）、第36条（匿名加工情報と加工方法等情報の保存）、第37条（照合の禁止）、第38条（第三者に提供する際の措置）の改正規定は令和4年4月21日から実施する。</u>

（５）就業規則

（令和4年4月21日 常議員会決議）

1. 変更の理由 多様化した勤務形態の職員の身分を定義するため。
2. 変更箇所 アンダーラインは変更部分

現 行	改 正
第1章 総則 （目的及び適用範囲） 第1条 この規則は小田原箱根商工会議所（以下「会議所」という。）事務局職員の就業に関する事項を定めるものである。但しパートタイマー、契約職員は別に定めるパートタイマー・契約職員就業規則による。 なお、各々の身分については別表1によるものとする。 2 （略）	第1章 総則 （目的および適用範囲） 第1条 （略） 2 （略）
別表 下記参照	
	<u>附則</u> <u>（実施の時期）</u> 1 第1条（目的および適用範囲）別表1の改正規定は令和4年4月21日から実施する。

【別表1 抜粋】

現行

	職 員	パートタイマー
定 義	就業規則の定めにより採用された者	週の所定労働時間が20時間以上で、31日以上 の雇用見込みがある者
労働時間等	8:30～17:15 （7時間45分／日） フレックスタイム制度あり	週20時間以上 40時間未満
休 日	土曜、日曜、国民の祝日、 年末年始	土曜、日曜、国民の祝日、 年末年始
給 与 形 態	月 給	時 給
賞 与	有	個別に決定
退 職 金	有	無
期間の定め	無	有（1年更新）
定 年 退 職	満60歳に達した日が 属する当該年度末	満70歳に達した日が 属する当該年度末

改正

	パートタイマー
定 義	<u>1週間の所定労働時間が 職員の1週間の所定労働 時間に比べて短い者</u>
労働時間等	<u>週40時間未満</u>
休 日	土曜、日曜、国民の祝日、 年末年始
給 与 形 態	時 給
賞 与	個別に決定
退 職 金	無
期間の定め	有（1年更新）
定 年 退 職	満70歳に達した日が 属する当該年度末

(6) 育児・介護休業規程

(令和4年9月27日 常議員会決議)

1. 設置の理由 育児介護休業法改正に伴う、出生時育児休業（産後パパ休暇）と育児休業の分割取得に対応するため。

2. 変更箇所 アンダーラインは変更部分

現 行	改 正
(育児休業の対象者) 第2条 育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。 ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、子が1歳6か月（本条第5項の申出にあっては2歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。 2 第1項、第3項、第4項、第5項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。 (1) (略) (2) 申出の日から1年以内（本条第4項および第5項の申出にあっては6か月）に雇用関係が終了することが明らかな職員 (3) (略) 3 配偶者が職員と同じ日からまたは職員より先に育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計期間1年限度として、育児休業をすることができる。 4 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。 (1) (略) (2) (略) 5 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、子の1歳6か月の誕生日に当日に限るものとする。 (1) 職員または配偶者が子の1歳6か月の誕生日に当日の前日に育児休業をしていること (2) 次のいずれかの事情があること ①保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合 ②職員の配偶者であって育児休業の対象とな	<u>1. 育児休業</u> (育児休業の対象者) 第2条 育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。 ただし、有期契約職員にあっては、申出時点において、子が1歳6か月（本条第<u>6項または第7項</u>の申出にあっては2歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。 2 第1項、第3項<u>から第7項</u>にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。 (1) (略) (2) 申出の日から1年以内（本条第4項から第7項の申出にあっては6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな職員 (3) (略) 3 配偶者が職員と同じ日からまたは職員より先に<u>育児休業または出生時育児休業</u>をしている場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間、育児休業期間および出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。 4 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。<u>ただし、配偶者が本項に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。</u> (1) (略) (2) (略) (3) <u>子の1歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと</u> 5 <u>前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業が始まったことにより本条第1項に基づく休業（配偶者の死亡等特別な事情による3回目以降の休</u>

現 行	改 正
る子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合	<u>業を含む）が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子または介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。</u> 6 <u>次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日応当日に限るものとする。ただし、配偶者が本項に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。</u> (1) 職員または配偶者が子の1歳6か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること (2) 次のいずれかの事情があること ①保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合 ②職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合 (3) 子の1歳6か月の誕生日応当日以降に本項の休業をしたことがないこと 7 <u>前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業が始まったことにより本条第4項または第5項に基づく育児休業（再度の休業を含む）が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子または介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。</u>
(申出) 第3条 育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1か月前（第2条第4項および第5項に基づく1歳および1歳6か月を超える休業の場合は、2週間前）までに会議所に申出書を提出して行わなければならない。 なお、育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、申出書を再度提出して行うものとする。 2 申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。ただし、産後休業をしていない職員が、子の出生日または出	(育児休業の申出) 第3条 育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1か月前（第2条第4項から第7項に基づく1歳および1歳6か月を超える休業の場合は、2週間前）までに会議所に申出書を提出して行わなければならない。 なお、育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、申出書を再度提出して行うものとする。 2 第2条第1項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき<u>2回</u>までとする。ただし、産後休業をしていない職

現 行	改 正
産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、1回の申出にカウントしない。 (1) 第2条第1項に基づく休業をした者が同条第4項または第5項に基づく休業の申出をしようとする場合または本条第1項後段の申出をしようとする場合 (2) 第2条第4項に基づく休業をした者が同条第5項に基づく休業の申出をしようとする場合または本条第1項後段の申出をしようとする場合 (3) 配偶者の死亡等特別の事情がある場合	員が、子の出生日または出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、1回の申出にカウントしない。 (1) 第2条第1項に基づく休業をした者が<u>本条第1項後段の申出をしようとする場合</u> (2) <u>配偶者の死亡等特別の事情がある場合</u> <u>3 第2条第4項または第5項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。ただし、産後休業をしていない職員が、子の出生日または出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、1回の申出にカウントしない。</u> <u>(1) 第2条第4項または第5項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合</u> <u>(2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業が始まったことにより第2条第4項または第5項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子または介護休業に係る対象家族が死亡等した場合</u> <u>4 第2条第6項または第7項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。</u> <u>(1) 第2条第6項または第7項に基づく休業をした者が本条第1項後段の申出をしようとする場合</u> <u>(2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業が始まったことにより第2条第6項または第7項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子または介護休業に係る対象家族が死亡等した場合</u>
(育児休業の申出の撤回等) 第4条 申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業の申出を撤回することができる。 2 育児休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第4項および第5項に基づく休業の申出をすることができ、第4項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第5項に基づく休業の申出をすることができる。 3 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。	(育児休業の申出の撤回等) 第4条 育休申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業の申出を撤回することができる。 2 第2条第1項に基づく休業の申出の撤回は、<u>撤回1回につき1回休業したものとみなす。第2条第4項または第5項および第6項または第7項に基づく休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第4項または第5項および第6項または第7項に基づく休業の申出をすることができ、第2条第4項または第5項および第6項または第7項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第6項または第7項に基づく休業の申出をすることができる。</u>

現 行	改 正
	3 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、<u>育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。</u>
(期間) 第5条 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで（第2条第3項、第4項および第5項に基づく休業の場合はそれぞれ定められた期間まで）を限度とする。 2 育児休業を開始しようとする日の1か月前までに申出がなされなかった場合には、会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。 3 職員は、会議所に育児休業開始予定日の1週間前までに申出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の1か月前（第2条第4項および第5項に基づく休業をしている場合は、2週間前）までに申出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。 育児休業開始予定日の繰り上げ変更および育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として1回に限り行うことができるが、第2条第4項および第5項に基づく休業の場合には、第2条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6か月に達するまでおよび1歳6か月から2歳に達するまでの期間内で、それぞれ1回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。 4 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) (略) (2) 育児休業に係る子が1歳に達した場合等 子が1歳に達した日（第2条第3項に基づく休業の場合を除く。第2条第4項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達した日、第2条第5項に基づく休業の場合は、子が2歳に達した日） (3) 申出者について、産前産後休業、介護休業または新たな育児休業期間が始まった場合 産前産後休業、介護休業または新たな育児休業の開始日の前日 (4) 第2条第3項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年に達した場合 当該1年に達した日	(育児休業の期間) 第5条 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで（第2条第3項から第7項に基づく休業の場合はそれぞれ定められた期間まで）を限度とする。 2 育児休業を開始しようとする日の1か月前までに申出がなされなかった場合には、<u>前項にかかわらず</u>、会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。 3 職員は、会議所に育児休業開始予定日の1週間前までに申出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の1か月前（第2条第4項から第7項に基づく休業をしている場合は、2週間前）までに申出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。 育児休業開始予定日の繰り上げ変更および育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として<u>第2条第1項に基づく休業1回につき1回に限り行うことができるが</u>、第2条第4項から第7項に基づく休業の場合には、第2条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6か月に達するまでおよび1歳6か月から2歳に達するまでの期間内で、それぞれ1回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。 4 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) (略) (2) 育児休業に係る子が1歳に達した場合等 子が1歳に達した日（第2条第3項に基づく休業の場合を除く。第2条第4項または第5項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達した日、第2条第6項または第7項に基づく休業の場合は、子が2歳に達した日） (3) <u>育休申出者について</u>、産前産後休業、<u>出生時育児休業</u>、介護休業または新たな育児休業期間が始まった場合 産前産後休業、介護休業または新たな育児休業の開始日の前日 (4) 第2条第3項に基づく休業において、出生

現 行	改 正
5 4 (1) の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に会議所にその旨を通知しなければならない。	日以後の産前・産後休業期間と育児休業（<u>出生時育児休業含む</u>）期間との合計が1年に達した場合 当該1年に達した日 5 4 (1) の事由が生じた場合には、育休申出者は原則として当該事由が生じた日に会議所にその旨を通知しなければならない。
(新規)	<u>2. 出生時育児休業</u> (出生時育児休業の対象者) <u>第9条 育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であって、産後休業をしておらず、子の誕生日または出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。</u> <u>ただし、有期契約職員にあつては、申出時点において、子の誕生日または出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。</u> <u>2 前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。</u> <u>(1) 入所1年未満の職員</u> <u>(2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな職員</u> <u>(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</u>
(新規)	(出生時育児休業の申出) <u>第10条 出生時育児休業をすることを希望する職員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）の2週間前までに申出書を商工会議所に申出書を提出して行わなければならない。</u> <u>なお、出生時育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、申出書により再度の申出を行うものとする。</u> <u>2 第6条第1項に基づく休業の申出は、一子につき2回まで分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。</u> <u>3 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生時育休申出者は、出生後2週間以内に商工会議所に出生時育児休業対象児出生届を提出しなければならない。</u>

現 行	改 正
(新規)	(<u>出生時育児休業の申出の撤回等</u>) <u>第11条 出生時育休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業の申出を撤回することができる。</u> <u>2 第6条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなし、みなし含め2回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。</u> <u>3 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により出生時育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、出生時育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、商工会議所にその旨を通知しなければならない。</u>
(新規)	(<u>出生時育児休業の期間等</u>) <u>第12条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後8週間以内のうち4週間（28日）を限度として申出書に記載された期間とする。</u> <u>2 出生時育児休業を開始しようとする日の2週間前までに申出がなされなかった場合には、前項にかかわらず、商工会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。</u> <u>3 職員は、商工会議所に出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回、また、出生時育児休業を終了しようとする日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）の2週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。</u> <u>4 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。</u> <u>(1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合</u> <u>当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、商工会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。）</u> <u>(2) 子の出生日の翌日または出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した場合</u> <u>子の出生日の翌日または出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した日</u> <u>(3) 子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した場合</u>

現 行	改 正
	<u>子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した日</u> <u>(4) 出生時育休申出者について、産前・産後休業、育児休業、介護休業または新たな出生時育児休業期間が始まった場合</u> <u>産前・産後休業、育児休業、介護休業または新たな出生時育児休業の開始日の前日</u> <u>5 4 (1) の事由が生じた場合には、出生時育休申出者は原則として当該事由が生じた日に商工会議所にその旨を通知しなければならない。</u>
(介護休業の対象者) 第9条 (略)	(介護休業の対象者) 第13条 (略)
(申出) 第10条 (略)	(介護休業の申出) 第14条 (略)
(介護休業の申出の撤回等) 第11条 (略)	(介護休業の申出の撤回等) 第15条 (略)
(期間) 第12条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) (略) (2) 申出者について、産前産後休業、育児休業または新たな介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業または新たな介護休業の開始日の前日 5 (略)	(介護休業の期間) 第16条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) (略) (2) 申出者について、産前産後休業、育児休業、<u>出生時育児休業</u>または新たな介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業、<u>出生時育児休業</u>または新たな介護休業の開始日の前日 5 (略)
(準用規程) 第13条 (略)	(準用規程) 第17条 (略)
(子の看護休暇) 第14条 (略)	(子の看護休暇) 第18条 (略)
(介護休暇) 第15条 (略)	(介護休暇) 第19条 (略)
(育児・介護のための所定外労働の制限) 第16条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制	(育児・介護のための所定外労働の制限) 第20条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制

現 行	改 正
限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) (略) (2) (略) (3) 申出者について、産前産後休業、育児休業 または介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業または介護休業の 開始日の前日 8 (略)	限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) (略) (2) (略) (3) 申出者について、産前産後休業、育児休 業、<u>出生時育児休業</u>または介護休業が始まっ た場合 産前産後休業、育児休業、<u>出生時育児休業</u> または介護休業の開始日の前日 8 (略)
(育児・介護のための深夜業の制限) 第17条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場 合には、制限期間は終了するものとし、当該制 限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) (略) (2) (略) (3) 申出者について、産前産後休業、育児休業 又は介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業または介護休業の 開始日の前日 8 (略) 9 (略)	(育児・介護のための深夜業の制限) 第21条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場 合には、制限期間は終了するものとし、当該制 限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) (略) (2) (略) (3) 申出者について、産前産後休業、育児休 業、<u>出生時育児休業</u>または介護休業が始まっ た場合 産前産後休業、育児休業、<u>出生時育児休業</u> または介護休業の開始日の前日 8 (略) 9 (略)
第18条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略)	(育児・介護のための時間外労働の制限) 第22条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略)
6 (略) 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場 合には、制限期間は終了するものとし、当該制 限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) (略) (2) (略) (3) 申出者について、産前産後休業、育児休業 または介護休業が始まった場合 産前産後休業、育児休業または介護休業の 開始日の前日 8 (略)	6 (略) 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場 合には、制限期間は終了するものとし、当該制 限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) (略) (2) (略) (3) 申出者について、産前産後休業、育児休 業、<u>出生時育児休業</u>または介護休業が始まっ た場合 産前産後休業、育児休業、<u>出生時育児休業</u> または介護休業の開始日の前日 8 (略)
	<u>以下、4条ずつ繰り下げ</u>

現 行	改 正
	附則 (実施の時期) 1 第2条（育児休業の対象者）、第3条（育児休業の申出）、第4条（育児休業の申出の撤回等）、第5条（育児休業の期間）、第9条（出生時育児休業の対象者）、第10条（出生時育児休業の申出）、第11条（出生時育児休業の申出の撤回等）、第12条（出生時育児休業の期間等）、第16条（介護休業の期間）、第20条（育児・介護のための所定外労働の制限）、第21条（育児・介護のための深夜業の制限）、第22条（育児・介護のための時間外労働の制限）の改正規定は令和4年10月1日から実施する。

（7）給与規則

（令和5年1月19日 常議員会決議）

1. 変更の理由 時間外、休日及び深夜の割増賃金の基礎となる、所定労働時間の労働に対して支払われる「1時間当たりの賃金額」に算入漏れがあったため。
2. 変更箇所 アンダーラインは変更部分

現 行	
(諸手当) 第6条 諸手当は、扶養手当、調整手当、管理職手当、職務手当、通勤手当及び時間外勤務手当とし、別表第1に定める区分により支給する。ただし職務手当〔会計主任、勤務地手当（箱根）は除く〕は、管理職手当内に含むものとする。 以下略 別表第1 諸手当支給区分	
手当	区 分
時間外 勤務手当	1 1日の実働時間が8時間をこえた場合と休日1時間当りの手当は次の算式による。 (給料+調整手当) / 1ヶ月の平均所定労働時間数×1.25
	2 法定休日労働に対する1時間当りの手当は次の算式とする。 (給料+調整手当) / 1ヶ月の平均所定労働時間数×1.35
	3 深夜手当は午後10時から午前5時までの次の算式とする。 (1) 平日・休日 (給料+調整手当) / 1ヶ月の平均所定労働時間数×1.50 (2) 法定休日 (給料+調整手当) / 1ヶ月の平均所定労働時間数×1.60
	4 1ヶ月の平均所定労働時間数は、毎年4月に総務部役職者より報告する。
	5 平日・休日・法定休日は暦日によるものとする。

改 訂 後
(諸手当) 第6条 諸手当は、扶養手当、調整手当、管理職手当、職務手当、通勤手当及び時間外勤務手当とし、別表第1に定める区分により支給する。ただし職務手当〔会計主任、勤務地手当（箱根）は除く〕は、管理職手当内に含むものとする。

改 訂 後

以下略

別表第 1

諸手当支給区分

手当	区 分
時間外 勤務手当	1 1 日の実働時間が 8 時間をこえた場合と休日 1 時間当りの手当は次の算式による。 (給料+調整手当+職務手当) / 1 ヶ月の平均所定労働時間数×1.25
	2 法定休日労働に対する 1 時間当りの手当は次の算式とする。 (給料+調整手当+職務手当) / 1 ヶ月の平均所定労働時間数×1.35
	3 深夜手当は午後 10 時から午前 5 時までの次の算式とする。 (1) 平日・休日 (給料+調整手当+職務手当) / 1 ヶ月の平均所定労働時間数×1.50 (2) 法定休日 (給料+調整手当+職務手当) / 1 ヶ月の平均所定労働時間数×1.60
	4 1 ヶ月の平均所定労働時間数は、毎年 4 月に総務部役職者より報告する。
	5 平日・休日・法定休日は暦日によるものとする。

附 則

(実施の時期)

第 6 条 (諸手当) 別表第 1 の改正規定は令和 5 年 1 月 19 日から実施する。

(8) 給与規則

(令和 5 年 3 月 9 日 常議員会決議)

1. 変更の理由 月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられるため。
2. 変更箇所 アンダーラインは変更部分

現 行

(諸手当)

第 6 条 諸手当は、扶養手当、調整手当、管理職手当、職務手当、通勤手当及び時間外勤務手当とし、別表第 1 に定める区分により支給する。ただし職務手当〔会計主任、勤務地手当 (箱根) は除く〕は、管理職手当内に含むものとする。

以下略

別表第 1

諸手当支給区分

手当	区 分
時間外 勤務手当	1 1 日の実働時間が 8 時間をこえた場合と休日 1 時間当りの手当は次の算式による。 (給料+調整手当+職務手当) / 1 ヶ月の平均所定労働時間数×1.25
	2 法定休日労働に対する 1 時間当りの手当は次の算式とする。 (給料+調整手当+職務手当) / 1 ヶ月の平均所定労働時間数×1.35
	3 深夜手当は午後 10 時から午前 5 時までの次の算式とする。 (1) 平日・休日 (給料+調整手当+職務手当) / 1 ヶ月の平均所定労働時間数×1.50 (2) 法定休日 (給料+調整手当+職務手当) / 1 ヶ月の平均所定労働時間数×1.60
	4 1 ヶ月の平均所定労働時間数は、毎年 4 月に総務部役職者より報告する。
	5 平日・休日・法定休日は暦日によるものとする。

改 訂 後

(諸手当)

第6条 諸手当は、扶養手当、調整手当、管理職手当、職務手当、通勤手当及び時間外勤務手当とし、別表第1に定める区分により支給する。ただし職務手当〔会計主任、勤務地手当（箱根）は除く〕は、管理職手当内に含むものとする。

以下略

別表第1

諸手当支給区分

手当	区 分
時間外 勤務手当	1 法定外労働時間が1か月60時間以下の部分、休日に勤務した場合の1時間当りの手当は次の算式による。 (給料+調整手当+職務手当) / 1ヶ月の平均所定労働時間数×1.25
	2 法定外労働時間が1か月60時間を超える部分の1時間当りの手当は次の算式による。 (給料+調整手当+職務手当) / 1ヶ月の平均所定労働時間数×1.50
	3 法定休日労働に対する1時間当りの手当は次の算式とする。 (給料+調整手当+職務手当) / 1ヶ月の平均所定労働時間数×1.35
	4 深夜手当は午後10時から午前5時までの次の算式とする。 (1) 平日・休日 (給料+調整手当+職務手当) / 1ヶ月の平均所定労働時間数×1.50 (2) 法定休日 (給料+調整手当+職務手当) / 1ヶ月の平均所定労働時間数×1.60
	5 1ヶ月の平均所定労働時間数は、毎年4月に総務部役職者より報告する。
	6 平日・休日・法定休日は暦日によるものとする。

附則

(実施の時期)

第6条（諸手当）別表第1の改正規定は令和5年4月1日から実施する。

(9) 定款

(令和5年3月24日 通常議員総会決議)

1. 変更の理由 小田原箱根商工会議所の会費の最低持ち口数を3口とするため。

2. 変更箇所 アンダーラインは変更部分

現 行	改 正
(会費) 第17条 会員は、毎年所定の納期までに1口以上の会費を納入しなければならない。 2 (略)	(会費) 第17条 会員は、毎年所定の納期までに <u>3</u> 口以上の会費を納入しなければならない。 2 (略)
	附則 (実施の時期) 第17条（会費）の改正規定は令和5年4月1日 から実施する。

2. 組 織

(1) 会 員

ア 会員数（令和5年3月31日現在）

（ア）会員数

区 分	前年度末現在 会 員 数	新規加入者数	脱 退 者 数	年 度 末 現 在 会 員 数
個 人	754	64	188	630
法 人	2,380	65	137	2,308
団 体	58	0	6	52
計	3,192	129	331	2,990

年 度 別 会 員 入 退 会 者 明 細

年 度 (4/1～3/31)	前年度末現在 会 員 数	新規加入者数	脱 退 者 数	年 度 末 現 在 会 員 数
平成 15	3,357	160	157	3,360
16	3,360	141	157	3,344
17	3,344	226	142	3,428
18	3,428	122	150	3,400
19	3,400	143	172	3,371
20	3,371	135	170	3,336
21	3,336	108	163	3,281
22	3,281	138	122	3,297
23	3,297	143	152	3,288
24	3,288	157	139	3,306
25	3,306	122	185	3,243
26	3,243	116	221	3,138
27	3,138	108	141	3,105
28	3,105	135	132	3,108
29	3,108	132	141	3,099
30	3,099	190	127	3,162
令和 元	3,162	125	170	3,117
2	3,117	116	115	3,118
3	3,118	171	97	3,192
4	3,192	129	331	2,990

(イ) 業種別会員数

業 種 別	会員数	業 種 別	会員数	業 種 別	会員数
商 業		観光飲食		信 用 組 合	1
小 売	411	ホ テ ル ・ 旅 館	107	質 屋	2
卸	142	土 産 品 店	35	貸 金 業	0
新 聞 販 売	1	飲 食 店	265	証 券 業	5
木 材 建 材	18	寿 司	13	生 命 保 険	14
カ メ ラ 店	4	喫 茶	17	損 害 保 険	5
理 容	8	弁 当 製 造	4	保 険 代 理 業	21
美 容	33	団 体	17	事 業 組 合	4
遊 技 場	6	そ の 他	78	税 務 事 務 所	42
浴 場	0	計	536	法 律 事 務 所	13
貸 ビ ル	21	建設・不動産		医 師	38
ク リ ー ニ ン グ	12	土 木 ・ 建 築	226	団 体 ・ そ の 他	13
警 備 会 社	3	電 気 工 事	80	そ の 他	218
そ の 他	160	水 道 管 工 事	56	計	424
計	819	室 内 装 飾	23	交通運輸	
工業ものづくり		左 官	4	旅 客 輸 送	19
機 械 製 ・ 加 工	48	鉄 工 建 設	15	貨 物 運 輸 倉 庫	56
写 真 関 連	3	冷 暖 房 工 事	15	自 動 車 整 備	33
自 動 車 部 品 製 造	21	瓦 ・ タ イ ル	2	事 業 団 体	4
食 品	48	造 園 業	22	ガ ソ リ ン ス タ ン ド	4
印 刷 ・ 製 本	14	塗 装 業	38	自 動 車 販 売	30
電 気 ・ 電 子	13	不 動 産 業	85	そ の 他	18
製 紙 ・ 紙 器	13	測 量 ・ 設 計	26	計	164
鉄 工 ・ 鋼 材	10	建 具	7	合 計	2,990
化 学 ・ 光 学	18	石 材	10		
薬 品 ・ 化 粧 品	14	ビ ル ・ 清 掃	22		
精 密 機 械	19	団 体 ・ そ の 他	73		
繊 維 ・ 寝 具	0	計	704		
公 共 事 業	8	金融庶業			
木 製 品 ・ 加 工	43	普 通 銀 行	18		
そ の 他	71	信 託 銀 行	1		
計	343	信 用 金 庫	29		

(ウ) 地域別・部会別会員

地区 \ 部会	商 業	工 業 ものづくり	観 光 飲 食	建設・ 不動産	金 融 業	交 通 運 輸	合 計
栄 町	173	12	100	37	68	6	396
浜 町	22	11	9	9	5	10	66
本 町	42	19	31	16	42	1	151
南 町	17	2	4	3	6	0	32
川 東 地 区	160	74	41	176	60	43	554
川 西 地 区	266	162	93	316	125	76	1,038
箱 根	80	12	245	76	21	9	443
湯 河 原	14	3	6	10	8	0	41
足 柄 上	16	24	3	29	15	10	97
南 足 柄 市	8	19	2	22	14	6	71
そ の 他	21	5	2	10	60	3	101
計	819	343	536	704	424	164	2,990

イ 委員会・協議会等（令和４年10月31日迄）

(ア) 委員会

委 員 会 名	委員数	活 動 内 容
会 員 増 強	18名	会員増強に関する事項並びに会員サービスの検討
エネルギー・環境	17名	会員事業所の省エネ・再生可能エネルギーの普及・啓発
防 災	17名	行政・自治会との連携した取組、BCPの啓発
ま ち づ く り	19名	まちづくりの方策についての情報収集、活性化策の検討
観 光 振 興	16名	WITH／POSTコロナ時代の新しい観光の在り方の検討、 当地域への誘客活動の推進

ウ 委員会・協議会等（令和４年11月１日以降）

(ア) 委員会

委 員 会 名	委員数	活 動 内 容
会 員 増 強	21名	会員増強に関する事項並びに会員サービスの検討
D X 推 進	20名	D Xの推進による生産性の向上、事業再構築の機会をはかる

委 員 会 名	委員数	活 動 内 容
防 災	25名	会員事業所同士や地域との連携、BCP策定・普及をはかる
地 域 経 済 循 環	26名	地域経済を好循環させるための課題の検討

(2) 特定商工業者

令和4年度特定商工業者（令和4年4月1日、基準日現在において6月以上引き続き当所管内である小田原市・箱根町に営業所等を有する商工業者のうち、地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人〔商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人〕以上であるか、資本金額又は払込済出資総額が300万円以上の事業所）の数は次の通り。

区 分	特定商工業者数	内 訳	
		会 員 数	非 会 員 数
個 人	17	17	0
法 人	1,813	1,714	99
計	1,830	1,731	99

(3) 役 員

ア 各役員の定数及び実数（令和5年3月31日現在）

区 分	定 数	実 数
会 頭	1名	1名
副 会 頭	4名	4名
専 務 理 事	1名	1名
常 議 員	30名	30名
監 事	3名	3名

イ 役員氏名、企業の名称および地位（令和5年3月31日現在）

役 名	議員種類	氏 名	事 業 所 名	役 職 名	所 在 地
会 頭	2号	鈴木 悌 介	(株) 鈴 廣 蒲 鉾 本 店	取締役相談役	小田原市風祭245
副 会 頭	3号	鈴木 茂 男	箱根温泉旅館ホテル協同組合	理 事 長	箱根町湯本211-1
副 会 頭	3号	遠 藤 康 弘	さ が み 信 用 金 庫	理 事 長	小田原市本町2-9-25
副 会 頭	2号	岩 瀬 忠 司	岩 瀬 不 動 産 (有)	代 表 取 締 役	小田原市鴨宮692
副 会 頭	3号	生 田 久 貴	(株) ミ ク ニ	代表取締役社長	小田原市久野2480
専務理事		山 本 博 文	小 田 原 箱 根 商 工 会 議 所	専 務 理 事	小田原市本町4-2-39
常 議 員	2号	米 山 典 行	(株) 小 田 原 魚 市 場	代表取締役社長	小田原市早川1-10-1
常 議 員	2号	原 正 樹	小 田 原 ガ ス (株)	代表取締役社長	小田原市扇町1-30-13
常 議 員	3号	飯 沼 寛 雄	(株) 東 華 軒	会 長	小田原市西酒匂1-3-54
常 議 員	3号	瀬 戸 良 幸	瀬 戸 建 設 (株)	代 表 取 締 役	小田原市久野2267

役 名	議員 種類	氏 名	事 業 所 名	役 職 名	所 在 地
常 議 員	2号	横 山 佳 右	(株)横 浜 銀 行 小 田 原 支 店	支 店 長	小田原市栄町2-7-36
常 議 員	3号	抱 山 洋 之	箱 根 登 山 鉄 道 (株)	代表取締役社長	小田原市城山1-15-1
常 議 員	3号	神 戸 洋 一	(株) 小 田 原 百 貨 店	代表取締役社長	小田原市栄町2-7-8
常 議 員	2号	丸 田 茂 晴	小 田 原 市 商 店 街 連 合 会	会 長	小田原市本町4-2-39
常 議 員	2号	小 西 正 宏	(株) 中 村 屋	取 締 役 会 長	小田原市栄町1-5-22
常 議 員	2号	船 水 宣 邦	(株)ダ イ ド ー フ ォ ワ ー ド	代表取締役副社長	小田原市中里208
常 議 員	2号	高 橋 台 一	(株) 菜 の 花	取 締 役 会 長	小田原市南町1-5-22
常 議 員	2号	清 康 夫	(株) フ ジ ミ	会 長	小田原市鬼柳184-5
常 議 員	2号	鈴 木 大 介	(有) オ ー イ ー シ ー	取 締 役	小田原市寿町1-1-12
常 議 員	1号	田 嶋 政 嗣	ヤ オ マ サ (株)	代表取締役社長	小田原市前川183-13
常 議 員	1号	高 橋 眞 己	万 葉 倶 楽 部 (株)	取 締 役 副 社 長	小田原市栄町1-14-48
常 議 員	3号	植 松 健 二	富士フイルム(株)神奈川事業場	神奈川事業場長	小田原市扇町2-12-1
常 議 員	3号	古 川 剛 士	(株) 古 川	代表取締役社長	小田原市寿町1-2-32
常 議 員	3号	宮 崎 美 孝	花 王 (株) 小 田 原 事 業 場	事業場代表・ 小田原工場長	小田原市寿町5-3-28
常 議 員	2号	内 田 治 光	相 洋 産 業 (株)	代 表 取 締 役	小田原市久野111
常 議 員	2号	市 川 聡	サ ン ネ ッ ト (株)	代表取締役社長	小田原市栄町1-6-1
常 議 員	2号	江 島 賢	(株) 丸 江	代 表 取 締 役	小田原市栄町2-13-6
常 議 員	1号	川 村 豊 彦	Meiji Seikaファルマ(株)小田原工場	工 場 長	小田原市鴨宮1056
常 議 員	3号	勝 俣 伸	富 士 屋 ホ テ ル (株)	代表取締役社長	箱根町宮ノ下359
常 議 員	3号	椎 野 雅 之	(株) し い の 食 品	代 表 取 締 役	小田原市成田939
常 議 員	2号	譲 原 彰	譲 原 建 設 (株)	代 表 取 締 役	小田原市小八幡3-12-23
常 議 員	2号	倉 田 雅 史	(株)東 海 ビ ル メ ン テ ナ ス	代 表 取 締 役	小田原市本町1-13-6
常 議 員	2号	藤 井 香 大	(有) 小 田 原 不 動 産	代 表 取 締 役	小田原市栄町2-11-8
常 議 員	2号	芝 京 子	(株)ア ー キ テ ク ト ホ ン ダ	代 表 取 締 役	箱根町宮ノ下111-5
常 議 員	2号	相 原 金 太 朗	相 原 興 業 (株)	取 締 役 会 長	小田原市扇町4-7-30
常 議 員	1号	奥 山 恵 子	(株) ま る だ い 運 輸 倉 庫	代表取締役会長	小田原市成田480-5
監 事		大 田 和 俊 彦	大 田 和 俊 彦 事 務 所	公認会計士・税理士	小田原市本町2-3-24
監 事		田 中 秀 明	(有) 新 玉 製 作 所	会 長	小田原市飯泉861-1
監 事		古 川 武 法	(株) 栄 弘	代表取締役会長	小田原市寿町1-2-32
名誉会頭		原 義 明			
顧 問		秋 葉 勝 彦			
顧 問		久 津 間 康 允			
相 談 役		山 岡 弘			

(4) 議 員

ア 各号議員の定数および実数（令和5年3月31日現在）

区 分	定 数	実 数
1 号 議 員	46	46
2 号 議 員	31	31
3 号 議 員	13	13
計	90	90

イ 各号議員の氏名、企業の名称、企業上の地位（令和5年3月31日現在）

議員	氏 名	企 業 の 名 称	地 位	所 在 地
1号	田 嶋 政 嗣	ヤ オ マ サ (株)	代表取締役社長	小田原市前川183-13
1号	高 橋 眞 己	万 葉 倶 楽 部 (株)	取 締 役 副 社 長	小田原市栄町1-14-48
1号	川 村 豊 彦	Meiji Seikaファルマ(株)小田原工場	工 場 長	小田原市鴨宮1056
1号	奥 山 恵 子	(株) ま る だ い 運 輸 倉 庫	代表取締役会長	小田原市成田480-5
1号	長 谷 川 豊	小田急箱根ホールディングス(株)	専 務 取 締 役	小田原市城山1-15-1
1号	瀬 戸 互	(株) 小 田 原 ジ ム キ	代 表 取 締 役	小田原市浜町1-2-5
1号	井 島 章 博	(有) 井 島 商 店	代 表 取 締 役	箱根町湯本637
1号	保 科 真 史	平 安 レ イ サ ー ビ ス (株)	冠 婚 統 括 次 長	小田原市扇町4-8-28
1号	久 津 間 裕 行	久 津 間 製 粉 (株)	代 表 取 締 役	小田原市久野2358
1号	柴 田 直 明	(株) ア ー ル ワ ン ロ ジ	代 表 取 締 役	小田原市浜町1-1-42
1号	鈴 木 志 卓	(有) 小 田 原 タ ウ ン サ ー ビ ス	代 表 取 締 役	小田原市早川1-6-1
1号	田 村 洋 一	(株) 田 む ら 銀 か つ 亭	代 表 取 締 役	箱根町強羅1300-573
1号	原 眞 示	(株) 小 田 急 リ ゾ ー ツ	代表取締役社長	小田原市栄町2-7-25
1号	川 田 俊 介	(有) 川 田 製 作 所	代 表 取 締 役	小田原市中新田294-1
1号	杉 崎 尚 人	(有) お む ろ ・ ア カ デ ミ ー	代 表 取 締 役	小田原市蓮正寺124-2
1号	杉 崎 勝 成	(株) 杉 崎 工 務 店	代 表 取 締 役	小田原市寿町4-9-26
1号	太 田 忠	(株) 太 田 機 械	代 表 取 締 役	小田原市寿町4-2-24
1号	三 宅 常 公	(株) ア ベ ス ト ミ ヤ ケ	代表取締役会長	小田原市本町1-4-4
1号	小 川 正 文	(有) ケ ー オ ー ハ ウ ジ ン グ	取 締 役	小田原市南鴨宮1-11-13
1号	櫻 井 泰 行	(有) タ イ コ ー	代 表 取 締 役	小田原市中町1-15-13
1号	加 藤 雅 巳	文 化 堂 印 刷 (株)	取締役経理部本部長	小田原市寿町1-10-20
1号	山 口 徹	日本新薬(株)小田原総合製剤工場	工 場 長	小田原市桑原676-1
1号	石 塚 順 一	(株) 相 州 不 動 産	代 表 取 締 役	小田原市栄町2-4-5
1号	杉 山 雅 明	小 田 原 蒲 鉾 協 同 組 合	理 事 長	小田原市本町3-4-17
1号	高 橋 康 徳	小 田 原 紙 器 工 業 (株)	代表取締役社長	小田原市久野150
1号	里 見 昌 宏	(株) 稲 妻 屋	代表取締役社長	小田原市寿町2-5-20
1号	中 村 正 実	(株) ダ イ ト 一 建 設 不 動 産	代 表 取 締 役	小田原市栢山506-1

議員	氏 名	企 業 の 名 称	地 位	所 在 地
1号	杉 崎 正 章	西湘ビルメンテナンス協同組合	代 表 理 事	小田原市南鴨宮3-19-8
1号	阿 部 正 弘	(株) 阿 部 製 作 所	取 締 役 会 長	小田原市成田941
1号	山 岸 功 治	山 岸 (株)	代 表 取 締 役	小田原市鬼柳203-18
1号	藪 田 直 秀	ヤ ブ タ 塗 料 (株)	代 表 取 締 役	小田原市本町2-4-18
1号	青 山 恵 美	(株) ハ イ ・ テ ッ ク	代 表 取 締 役	小田原市西酒匂2-7-17
1号	鈴 木 千 秋	富士フイルムビジネスイノベーション(株) 竹松事業所	竹 松 事 業 所 長	南足柄市竹松1600
1号	矢 端 雅 子	(株)ジェイコム湘南・神奈川西湘局	局 長	小田原市栄町1-5-17
1号	秋 山 隆 一 郎	(株) 秋 山 設 計	代 表 取 締 役	小田原市下新田220-3
1号	赤 松 卓	ラ イ オ ン (株) 小 田 原 工 場	工 場 長	小田原市田島100
1号	白 仁 隆 文	(有) レ ン ト オ ー ル 小 田 原	代 表 取 締 役	小田原市鬼柳172-14
1号	浅 野 達 也	(有) 浅 野 商 店	専 務 取 締 役	小田原市東町1-13-33
1号	露 木 清 勝	(株) 露 木 木 工 所	代 表 取 締 役	小田原市早川2-2-15
1号	和 田 理 恵 子	日 本 通 運 (株) 神 奈 川 西 支 店	支 店 長	伊勢原市下糟屋1521
1号	牧 野 澄 世	ア ヴ ィ (株)	代 表 取 締 役	小田原市早川1-1-21
1号	鈴 木 達 之	司 建 設 (株)	代 表 取 締 役	小田原市北ノ窪452
1号	泉 安 理	(株) N T T 東 日 本 一 南 関 東 神奈川事業部神奈川西支店西湘営業支店	西 湘 営 業 支 店 長	小田原市栄町1-14-28
1号	樋 口 敦 士	H a m e e (株)	代 表 取 締 役 会 長	小田原市栄町2-12-10
1号	金 宮 弘 文	カ ナ ミ ヤ 食 品 (株)	代 表 取 締 役	小田原市鬼柳184-6
1号	高 井 哲 也	(株) マ ル ク	代 表 取 締 役	小田原市本町2-4-23

以上、1号議員46名

議員	氏 名	企 業 の 名 称	地 位	所 在 地
2号	鈴 木 悌 介	(株) 鈴 廣 蒲 鉾 本 店	取 締 役 相 談 役	小田原市風祭245
2号	岩 瀬 忠 司	岩 瀬 不 動 産 (有)	代 表 取 締 役	小田原市鴨宮692
2号	米 山 典 行	(株) 小 田 原 魚 市 場	代 表 取 締 役 社 長	小田原市早川1-10-1
2号	丸 田 茂 晴	小 田 原 市 商 店 街 連 合 会	会 長	小田原市本町4-2-39
2号	小 西 正 宏	(株) 中 村 屋	取 締 役 会 長	小田原市栄町1-5-22
2号	船 水 宣 邦	(株) ダ イ ド ー フ ォ ワ ー ド	代 表 取 締 役 副 社 長	小田原市中里208
2号	高 橋 台 一	(株) 菜 の 花	取 締 役 会 長	小田原市南町1-5-22
2号	清 康 夫	(株) フ ジ ミ	会 長	小田原市鬼柳184-5
2号	鈴 木 大 介	(有) オ ー イ ー シ ー	取 締 役	小田原市寿町1-1-12
2号	中 戸 川 洋	(株) 中 戸 川	代 表 取 締 役	小田原市栄町1-16-5
2号	足 立 和 壇	(株) イ ト ー ヨ ー カ 堂 小 田 原 店	店 長	小田原市中里296-1
2号	原 正 樹	小 田 原 ガ ス (株)	代 表 取 締 役 社 長	小田原市扇町1-30-13
2号	内 田 治 光	相 洋 産 業 (株)	代 表 取 締 役	小田原市久野111
2号	市 川 聡	サ ン ネ ッ ト (株)	代 表 取 締 役 社 長	小田原市栄町1-6-1

議員	氏 名	企 業 の 名 称	地 位	所 在 地
2号	江 島 賢	(株) 丸 江	代 表 取 締 役	小田原市栄町2-13-6
2号	峠 千 秋	(株) 峠 製 作 所	取 締 役 会 長	小田原市寿町4-2-2
2号	堺 谷 ひ さ し	三 菱 ガ ス 化 学 (株) 山 北 工 場	工 場 長	山北町岸950
2号	岩 村 佳 紀	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	小 田 原 支 社 長	小田原市本町1-9-25
2号	関 文 昭	(株)西武・プリンスホテルズワールドワイド	箱根地区総支配人	箱根町元箱根144
2号	石 村 隆 生	奥 箱 根 観 光 (株)	代表取締役社長	箱根町仙石原1251
2号	新 田 栄 一	(有) だ る ま 料 理 店	特 別 顧 問	小田原市本町2-1-30
2号	譲 原 彰	譲 原 建 設 (株)	代 表 取 締 役	小田原市小八幡3-12-23
2号	倉 田 雅 史	(株) 東 海 ビ ル メ ン テ ナ ス	代 表 取 締 役	小田原市本町1-13-6
2号	藤 井 香 大	(有) 小 田 原 不 動 産	代 表 取 締 役	小田原市栄町2-11-8
2号	芝 京 子	(株) ア ー キ テ ク ト ホ ン ダ	代 表 取 締 役	箱根町宮ノ下111-5
2号	勝 俣 徳 彦	(株) 勝 俣 組	代 表 取 締 役	箱根町宮城野913
2号	三 上 誠 司	(株) 三 上 工 業	取 締 役 会 長	小田原市寿町1-14-16
2号	横 山 佳 右	(株) 横 浜 銀 行 小 田 原 支 店	支 店 長	小田原市栄町2-7-36
2号	江 成 健 一	税 理 士 法 人 エ ナ リ	社 員 税 理 士	小田原市城山3-25-23
2号	相 原 金 太 朗	相 原 興 業 (株)	取 締 役 会 長	小田原市扇町4-7-30
2号	杉 本 功	伊豆箱根鉄道(株)大雄山線管理所	管 区 長	小田原市栄町1-1-5

以上、2号議員31名

議員	氏 名	企 業 の 名 称	地 位	所 在 地
3号	鈴 木 茂 男	箱根温泉旅館ホテル協同組合	理 事 長	箱根町湯本211-1
3号	遠 藤 康 弘	さ が み 信 用 金 庫	理 事 長	小田原市本町2-9-25
3号	生 田 久 貴	(株) ミ ク ニ	代表取締役社長	小田原市久野2480
3号	神 戸 洋 一	(株) 小 田 原 百 貨 店	代表取締役社長	小田原市栄町2-7-8
3号	植 松 健 二	富士フイルム(株)神奈川事業場	神奈川事業場長	小田原市扇町2-12-1
3号	古 川 剛 士	(株) 古 川	代表取締役社長	小田原市寿町1-2-32
3号	宮 崎 美 孝	花 王 (株) 小 田 原 事 業 場	事 業 場 代 表 ・ 小 田 原 工 場 長	小田原市寿町5-3-28
3号	飯 沼 寛 雄	(株) 東 華 軒	会 長	小田原市西酒匂1-3-54
3号	勝 俣 伸	富 士 屋 ホ テ ル (株)	代表取締役社長	箱根町宮ノ下359
3号	椎 野 雅 之	(株) し い の 食 品	代 表 取 締 役	小田原市成田939
3号	瀬 戸 良 幸	瀬 戸 建 設 (株)	代 表 取 締 役	小田原市久野2267
3号	抱 山 洋 之	箱 根 登 山 鉄 道 (株)	代表取締役社長	小田原市城山1-15-1
3号	土 屋 了 介	学 校 法 人 国 際 学 園 星 槎 大 学	理 事 長	箱根町仙石原817-255

以上、3号議員13名

ウ その他参考事項 年度内における異動（職務執行者変更）

役職名	企業の名称	新役員・議員	旧役員・議員	変更月日
議 員	日本新薬(株)小田原総合製剤工場	山 口 徹	佐々木秀樹	4月1日
議 員	伊豆箱根鉄道(株)大雄山線管理所	杉 本 功	相 良 幸 宏	4月1日
議 員	三菱ガス化学(株)山北工場	堺谷ひさし	大 戸 秀	4月1日
議 員	(株)西武・プリンスホテルズワールドワイド	関 文 昭	井 上 画 期	7月1日
常 議 員	花 王 (株) 小 田 原 事 業 場	宮 崎 美 孝	小 野 田 薫	7月1日
常 議 員	Meiji Seikaファルマ(株)小田原工場	川 村 豊 彦	中 川 勝 之	7月1日
常 議 員	富士フイルム(株)神奈川事業場	植 松 健 二	鈴 木 直 明	7月1日

エ 新任役員

(副会頭)	岩瀬 忠司	岩瀬不動産(有) 代表取締役
(副会頭)	生田 久貴	(株)ミクニ 代表取締役社長
(常議員)	小西 正宏	(株)中村屋 取締役会長
(常議員)	鈴木 大介	(有)オーイーシー 取締役
(常議員)	田嶋 政嗣	ヤオマサ(株) 代表取締役社長
(常議員)	高橋 眞己	万葉倶楽部(株) 取締役副社長
(常議員)	古川 剛士	(株)古川 代表取締役社長
(常議員)	江 島 賢	(株)丸江 代表取締役
(監 事)	古川 武法	(株)栄弘 代表取締役会長

オ 新任議員

(議 員)	土屋 了介	学校法人国際学園星槎大学 理事長
(議 員)	中戸川 洋	(株)中戸川 代表取締役
(議 員)	三上 誠司	(株)三上工業 取締役会長
(議 員)	保科 真史	平安レイサービス(株) 冠婚統括次長
(議 員)	久津間裕行	久津間製粉(株) 代表取締役
(議 員)	鈴木 志卓	(有)小田原タウンサービス 代表取締役
(議 員)	原 眞 示	(株)小田急リゾート 代表取締役社長
(議 員)	川田 俊介	(有)川田製作所 代表取締役
(議 員)	杉崎 尚人	(有)おむろ・アカデミー 代表取締役
(議 員)	石塚 順一	(株)相州不動産 代表取締役
(議 員)	高橋 康德	小田原紙器工業(株) 代表取締役社長
(議 員)	藪田 直秀	ヤブタ塗料(株) 代表取締役
(議 員)	秋山隆一郎	(株)秋山設計 代表取締役
(議 員)	白仁 隆文	(有)レントオール小田原 代表取締役
(議 員)	浅野 達也	(有)浅野商店 専務取締役
(議 員)	牧野 澄世	アヴィ(株) 代表取締役

カ 退任役員

(副会頭)	古川 武法	(株)古川 代表取締役会長
(副会頭)	久津間康允	久津間製粉(株) 代表取締役会長
(常議員)	岩瀬 忠司	岩瀬不動産(有) 代表取締役
(常議員)	河野 利光	(株)花政 取締役会長
(常議員)	中戸川 洋	(株)中戸川 代表取締役
(常議員)	栗田 康宏	(株)アイ・プラン 代表取締役

(常議員) 宮 島 豊 アサヒビール(株)神奈川工場 理事神奈川工場長
 (監 事) 神戸 和男 (株)エーワ 代表取締役会長
 (専務理事) 山 岡 弘 小田原箱根商工会議所 専務理事

キ 退任議員

(議 員) 井 上 一 学校法人国際学園星槎大学
 (議 員) 小西 正宏 (株)中村屋 取締役会長
 (議 員) 勝俣 昭彦 箱根建設(株) 代表取締役
 (議 員) 古川 剛士 湘南電力(株) 代表取締役副社長
 (議 員) 秋 山 隆 (株)秋山設計 取締役会長
 (議 員) 鈴木 大介 (有)オーイーシー 取締役
 (議 員) 田嶋 政嗣 ヤオマサ(株) 代表取締役社長
 (議 員) 高 橋 修 (株)丸高 代表取締役
 (議 員) 金井 俊典 (有)小田原種秀 代表取締役
 (議 員) 高橋 眞己 万葉倶楽部(株) 取締役副社長
 (議 員) 大木 達哉 平安レイサービス(株)西事業部 部長
 (議 員) 高杉 尚男 (公社)神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部 支部長
 (議 員) 橋 本 徹 (株)ミクニ小田原事業所 取締役小田原事業所長
 (議 員) 木村 隆也 (有)アリスマリアン 代表取締役
 (議 員) 常盤 紳一 (株)常盤製作所 代表取締役
 (議 員) 箱根ガラスの森美術館

(5) 箱根支部 (令和5年3月31日現在)

役 名	氏 名	企 業 の 名 称	地 位
支 部 長	鈴 木 茂 男	箱 根 温 泉 旅 館 ホ テ ル 協 同 組 合	理 事 長
副支部長	井 島 章 博	(有) 井 島 商 店	代 表 取 締 役
副支部長	田 村 洋 一	(株) 田 む ら 銀 か つ 亭	代 表 取 締 役

(6) 部会長等 (令和5年3月31日現在)

部 会	役 名	氏 名	企 業 の 名 称	地 位
商 業 部 会	部 会 長	米 山 典 行	(株) 小 田 原 魚 市 場	代表取締役社長
	副部会長	神 戸 洋 一	(株) 小 田 原 百 貨 店	代表取締役社長
	〃	丸 田 茂 晴	小 田 原 市 商 店 街 連 合 会	会 長
	〃	中 戸 川 洋	(株) 中 戸 川	代 表 取 締 役
工 業 ものづくり部会	部 会 長	原 正 樹	小 田 原 ガ ス (株)	代表取締役社長
	副部会長	植 松 健 二	富士フイルム(株)神奈川事業場	神奈川事業場長
	〃	川 村 豊 彦	Meiji Seikaファルマ(株)小田原工場	工 場 長
	〃	内 田 治 光	相 洋 産 業 (株)	代 表 取 締 役
	〃	露 木 清 勝	(株) 露 木 木 工 所	代 表 取 締 役
観光飲食部会	部 会 長	飯 沼 寛 雄	(株) 東 華 軒	会 長
	副部会長	勝 俣 伸	富 士 屋 ホ テ ル (株)	代表取締役社長
	〃	椎 野 雅 之	(株) し い の 食 品	代 表 取 締 役
	〃	関 文 昭	(株) 西 武 ・ プ リ ン ス ホ テ ル ワ ー ル ド ワ イ ド	箱 根 地 区 総 支 配 人

部 会	役 名	氏 名	企 業 の 名 称	地 位
観光飲食部会	副部長	石 村 隆 生	奥 箱 根 観 光 (株)	代表取締役社長
	〃	新 田 栄 一	(有) だ る ま 料 理 店	特 別 顧 問
建 設 ・ 不 動 産 部 会	部 会 長	瀬 戸 良 幸	瀬 戸 建 設 (株)	代 表 取 締 役
	副部長	讓 原 彰	讓 原 建 設 (株)	代 表 取 締 役
	〃	倉 田 雅 史	(株) 東 海 ビ ル メ ン テ ナ ス	代 表 取 締 役
	〃	藤 井 香 大	(有) 小 田 原 不 動 産	代 表 取 締 役
	〃	芝 京 子	(株) ア ー キ テ ク ト ホ ン ダ	代 表 取 締 役
金融庶業部会	部 会 長	横 山 佳 右	(株) 横 浜 銀 行 小 田 原 支 店	支 店 長
	副部長	土 屋 了 介	学 校 法 人 国 際 学 園 星 槎 大 学	理 事 長
	〃	江 成 健 一	税 理 士 法 人 エ ナ リ	社 員 税 理 士
	〃	矢 端 雅 子	(株) ジェイコム湘南・神奈川西湘局	局 長
	〃	石 田 尚 久	さ が み 信 用 金 庫	常 務 理 事
交通運輸部会	部 会 長	抱 山 洋 之	箱 根 登 山 鉄 道 (株)	代表取締役社長
	副部長	相 原 金 太 朗	相 原 興 業 (株)	取 締 役 会 長
	〃	杉 本 功	伊豆箱根鉄道(株)大雄山線管理所	管 区 長
	〃	和 田 理 恵 子	日 本 通 運 (株) 神 奈 川 西 支 店	支 店 長
	〃	奥 山 恵 子	(株) ま る だ い 運 輸 倉 庫	代表取締役会長
	〃	長 谷 川 豊	小田急箱根ホールディングス(株)	専 務 取 締 役
	〃	柴 田 直 明	(株) ア ー ル ワ ン ロ ジ	代 表 取 締 役

(7) 委員長等

ア 委員会（令和4年10月31日迄）

委 員 会 名	委員長名	企 業 の 名 称	地 位
会 員 増 強	瀬 戸 互	(株) 小 田 原 ジ ム キ	代 表 取 締 役
エネルギー・環境	原 正 樹	小 田 原 ガ ス (株)	代表取締役社長
防 災	倉 田 雅 史	(株) 東 海 ビ ル メ ン テ ナ ス	代 表 取 締 役
ま ち づ く り	高 橋 修	(株) 丸 高	代 表 取 締 役
観 光 振 興	田 村 洋 一	(株) 田 む ら 銀 か つ 亭	代 表 取 締 役

イ 委員会（令和4年11月1日以降）

委 員 会 名	委員長名	企 業 の 名 称	地 位
会 員 増 強	矢 端 雅 子	(株) ジェイコム湘南・神奈川西湘局	局 長
防 災	鈴 木 達 之	司 建 設 (株)	代 表 取 締 役
地 域 経 済 循 環	横 山 佳 右	(株) 横 浜 銀 行 小 田 原 支 店	支 店 長
D X 推 進	泉 安 理	(株) NTT 東 日 本 - 南 関 東 神 奈 川 事 業 部 神 奈 川 西 支 店 西 湘 営 業 支 店	西 湘 営 業 支 店 長

ウ 小規模事業者経営改善資金融資審査会（令和5年3月31日現在）

役 名	氏 名	役 職 名
委員長	岩 瀬 忠 司	小田原箱根商工会議所副会頭
委 員	飯 沼 寛 雄	小田原箱根商工会議所常議員
〃	江 成 健 一	小田原箱根商工会議所議員
〃	川 口 將 明	箱根温泉旅館ホテル協同組合事務局長
〃	山 本 博 文	小田原箱根商工会議所専務理事

エ 選挙管理委員会（令和5年3月31日現在）

役 名	氏 名	企 業 の 名 称	地 位
委員長	山 本 博 文	小田原箱根商工会議所	専務理事
委 員	露 木 英 治	神 奈 川 玩 具 (株)	代表取締役
〃	門 松 正	(株) 門 松	代表取締役
〃	高 田 喜 好	(有) 小田原保険サービス	代表取締役

オ 青年部（令和5年3月31日現在）

役 名	氏 名	企 業 の 名 称	住 所
会 長	牧 野 澄 世	(株) な つ よ	小田原市早川1-4-17
副 会 長	稲 葉 潤	(株) ア ク ア サ ー ビ ス	箱根町宮城野1324-74
〃	松 下 善 彦	(有) 松 下 靴 店	小田原市栄町1-16-33
〃	菊 川 鉄 也	菊 川 運 送 (有)	箱根町湯本706
専務理事	花 岡 重 徳	(株) 工 務 ハ ナ オ カ	小田原市小八幡4-11-9

カ 女性会（令和5年3月31日現在）

役 名	氏 名	企 業 の 名 称	住 所
会 長	鈴木智恵子	鈴 廣 か ま ぼ こ (株)	小田原市風祭245
副 会 長	鈴木まがね	フ ロ ン テ ィ ア 1 (株)	小田原市寿町1-1-12

キ タスクフォース（令和5年3月31日迄）

委 員 会 名	委員長名	企 業 の 名 称	地 位
気 候 変 動	古 川 剛 士	(株) 古 川	代表取締役社長
TOKYO2020	鈴 木 聖	シ グ マ 精 器 (株)	代表取締役

3. 事務局

(1) 事務局の構成

部課名	所 掌 事 務 の 概 要	職員数
総 務 課	○庶務、経理、管理、共済事業及び他の所掌に属さない業務 1. 国・県・市・町等に対する意見具申、建議要望に関する事 2. 定款・規約・組織等に関する事 3. 庶務・人事・文書の収受発送、儀典事務 4. 会員の加入脱退、議員の選挙に関する事 5. 会員表彰式等の開催に関する事 6. 会員大会の開催に関する事 7. 会計並びに物品発注に関する事 8. 会館の運営管理に関する事 9. 法定台帳の作成運用に関する事 10. 共済事業・労働保険事務組合の管理運営 11. 広報の編集・刊行 12. 貿易関係証明に関する事 ○議員総会、常議員会、委員会等の運営 ○商工技術検定業務に関する事 1. 検定試験の実施 2. 日本珠算連盟小田原支部の運営 ○県西地域経済懇話会に関する事 ○電算業務に関する事 1. 所内システムの管理運用 2. ホームページの管理運用に関する事 3. 業務の企画、調整、報告に関する事	10人
経営支援部	○経営改善普及事業の推進 1. 経営改善に関する講習会、研修会、講演会等の開催 2. 労働・福祉共済事業の運営 3. 経営革新支援・補助金申請支援 4. 原産地証明発給 ○小規模事業者経営改善資金融資に関する事 1. 小規模事業者経営改善資金融資推薦 2. 各種制度融資の斡旋 ○窓口相談・巡回指導 1. 経営相談員、専門相談員による相談指導 2. 窓口相談・巡回指導 ○商工業及び中小企業の振興対策、流通対策、調査研究 1. 商業、工業ものづくり、観光飲食、建設・不動産、金融産業、交通運輸部会の運営 2. 中心市街地活性化推進事業 3. 景気動向調査・流動客調査 4. 創業支援・事業承継事業 5. 雇用促進事業 6. 青年部・女性会の運営に関する事	10人

(2) 事務局職員

ア 令和5年3月31日現在における事務局職員20名（含む経営相談員7名）

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 正 治	企 画 課 課 長 (経 営 相 談 員)	井 上 経
総 務 課 課 長	松 下 智 子	企 画 課 係 長 (経 営 相 談 員)	飯 田 順 彦
総 務 課	大 川 修 平	企 画 課 (経 営 相 談 員)	山 口 圭
総 務 課	近 藤 朋 子	企 画 課 (経 営 相 談 員)	高 橋 進
総 務 課	岡 部 龍 一 郎	企 画 課 (副 経 営 相 談 員)	藤 田 遥
総 務 課 (契 約)	池 谷 正 美	支 援 課 課 長 (経 営 相 談 員)	樋 口 裕 紀
総 務 課 (嘱 託)	長 田 圭 司	支 援 課 係 長 (経 営 相 談 員)	内 田 信 也
総 務 課 (パ ー ト)	平 井 喜 代	支 援 課 (経 営 相 談 員)	小 林 大 悟
総 務 課 (パ ー ト)	山 田 陽 子	支 援 課 (副 経 営 相 談 員)	露 木 千 夏
総 務 課 (パ ー ト)	酒 井 宏 美	支 援 課 (副 経 営 相 談 員)	田 中 裕 之

イ 職員数

区 分	専 任 職 員	経 営 相 談 員	副 相 談 員	計
男	5	7	1	13
女	5	0	2	7
計	10	7	3	20

ウ 非常勤嘱託

職 名	氏 名
弁 護 士	杉 崎 茂
弁 理 士	穂 坂 道 子

4. 庶 務

(1) 文 書

令和4年度の取扱いはこちら

発信文書数 214件

受信文書数 2,560件

(2) 表 彰 (順不同・敬称略)

ア 第70回神奈川県優良産業人表彰

表 彰 者 神奈川県知事、神奈川県商工会議所連合会会頭

表 彰 日 令和5年2月1日

神奈川県優良産業人被表彰者

氏 名	事 業 所 名
有 田 道 子	(株) ブ レ イ ン ・ ス タ ッ フ
倉 林 卓 己	(有) 鳳 文 堂
猪 野 晶 子	(有) 花 の コ ウ ノ
海 野 和 久	小 田 原 ガ ス (株)
出 野 正 一	(有) 出 野 木 工 所
篠 塚 剛	鈴 廣 か ま ぼ こ (株)
磯 崎 浩 人	(株) ま る だ い 運 輸 倉 庫
清 海 哲 男	(有) プ ラ ク セ ス

イ 小田原市優良産業勤労者表彰

表 彰 者 小田原市長

表 彰 日 令和4年11月14日

小田原市優良産業勤労者被表彰者

No.	部 会	氏 名	事 業 所 名
1	商 業	福 井 博	(株) 丸 江
2	商 業	早 崎 哲 雄	万 葉 倶 楽 部 (株)
3	商 業	米 倉 光 男	スズヒロシーフーズ (株)
4	商 業	中 村 敏 治	スズヒロシーフーズ (株)
5	商 業	加 藤 忍	(株) 小 田 原 百 貨 店
6	商 業	伊 藤 智 宏	(株) 小 田 原 百 貨 店
7	商 業	佐 藤 愛	(株) 菜 の 花
8	商 業	小 笠 原 茂	箱根登山トータルサービス (株)
9	工業ものづくり	清 水 寛	か ん デ ザ イ ン 工 房 (有)
10	工業ものづくり	露 木 和 孝	寄 木 細 工 の つ ゆ き
11	工業ものづくり	古 張 未 加	花 王 (株) 小 田 原 事 業 場
12	工業ものづくり	真 田 雅 美	(株) 鈴 廣 蒲 鉾 本 店

No.	部 会	氏 名	事 業 所 名
13	工業ものづくり	久 住 呂 州 馬	第一三共ケミカルファーマ(株)小田原工場
14	工業ものづくり	樋 口 好 輝	相 日 防 災 (株)
15	工業ものづくり	多 田 泰 浩	小 田 原 ガ ス (株)
16	工業ものづくり	小 柳 善 孝	極 東 精 機 (株)
17	工業ものづくり	赤 坂 冬 樹	極 東 精 機 (株)
18	工業ものづくり	芹 沢 厚	(株) 古 川
19	工業ものづくり	下 川 幸 江	Meiji Seikaファルマ(株)小田原工場
20	工業ものづくり	倉 島 衛	ラ イ オ ン (株) 小 田 原 工 場
21	観 光 飲 食	西 久 保 英 山	(株) 東 華 軒
22	観 光 飲 食	内 田 孝 充	(株) し い の 食 品
23	観 光 飲 食	野 崎 文 子	(有) だ る ま 料 理 店
24	観 光 飲 食	村 松 義 和	鈴 廣 か ま ぼ こ (株)
25	建設・不動産	遠 山 し お み	万 力 住 販 (株)
26	建設・不動産	古 谷 幸 宏	古 谷 造 園
27	建設・不動産	秋 田 佳 寿 美	(株) 東 海 ビ ル メ ン テ ナ ス
28	建設・不動産	小 清 水 和 子	(株) 東 海 ビ ル メ ン テ ナ ス
29	金 融 庶 業	宮 下 賀 津 美	(株) 横 浜 銀 行 小 田 原 支 店
30	金 融 庶 業	黒 柳 聡 子	(株) ジェイコム湘南・神奈川西湘局
31	金 融 庶 業	古 川 ゆ かり	(株) ブ レ イ ン ・ ス タ ッ プ
32	金 融 庶 業	高 木 倫	医療法人小林病院介護老人保健施設 水之尾
33	交 通 運 輸	常 盤 博 也	(株) ま る だ い 運 輸 倉 庫
34	交 通 運 輸	原 田 恒 夫	小 田 原 栄 興 自 動 車 (株)
35	交 通 運 輸	三 上 健 一	(有) 柳 運 送

ウ 会員事業所優良従業員表彰

表 彰 者 小田原箱根商工会議所会頭

表 彰 日 令和4年11月22日

被表彰者 56事業所の従業員262名

優良従業員被表彰者勤続年数別一覧表

年 数	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	合計
人 数	67	81	30	25	18	41	262

エ 小田原箱根商工会議所優良産業人表彰

表 彰 者 小田原箱根商工会議所会頭

表 彰 日 令和4年11月22日

No.	氏 名	事業所名並び所在地	業 種	営業年数
1	添 田 譲 次	添田美容商事 箱根町宮ノ下223	理美容業	40
2	小 林 照 和	和治療院 小田原市栄町4-9-3	鍼・灸・ あん摩マッサージ・指圧	29
3	杉 山 宗 史	(株)杉兼商店 小田原市本町3-6-20	水産練製品製造業	29

オ 小田原箱根商工会議所優良小売店舗表彰

表 彰 者 小田原箱根商工会議所会頭

表 彰 日 令和4年11月22日

No.	店 舗 名	所在地・電話	業 種
1	cucina vegetale Cuore Ricco	小田原市蓮正寺149-11 0465-46-9661	イタリア料理店
2	ポンデケージョのグリット	小田原市本町1-11-14 0465-23-1927	ポンデケージョ 専門店
3	dining つむぐ 269	小田原市本町2-5-9 0465-20-9629	ダイニングレストラン
4	麦焼処 麦踏	小田原市江之浦307 0465-43-7922	パン小売店
5	ちいさな森のスイーツ もくもく	小田原市西酒匂1-5-11 0465-43-9003	菓子販売店
6	フラワーショップ花ぐるま	箱根町仙石原181 0460-84-8783	生花店
7	浜松屋	箱根町畑宿227 0460-85-7044	箱根寄木細工・木象嵌専門店

カ 会員増強功労者表彰

表 彰 者 小田原箱根商工会議所会頭

表 彰 日 令和4年11月22日

No.	事 業 所 名
1	(株)アイファースト
2	シグマ精器(株)
3	(株)鈴廣蒲鉾本店
4	(株)宮下保険サービス
5	(株)旧三福不動産
6	(株)釵持塗料店
7	K project

No.	事業所名
8	(有)拓伸
9	松下運送(有)

キ 功労役員・議員特別表彰（事業所名及び役職名は退任時）

表彰者 小田原箱根商工会議所会頭

表彰日 令和4年11月22日

No.	役名	氏名	事業所名・役職名
1	副会頭	久津間 康允	久津間製粉(株) 代表取締役会長
2	常議員	河野 利光	(株)花政 取締役会長
3	常議員	栗田 康宏	(株)アイ・プラン 代表取締役
4	常議員	宮島 豊	アサヒビール(株)神奈川工場 理事神奈川工場長
5	常議員	山本 博文	(株)横浜銀行小田原支店 理事支店長
6	監事	神戸 和男	(株)エーワ 代表取締役会長
7	議員	(故)岩田正崔	箱根ガラスの森美術館 館長
8	議員	高橋 修	(株)丸高 代表取締役
9	議員	井上 一	学校法人国際学園星槎大学
10	議員	佐々木 秀樹	日本新薬(株)小田原総合製剤工場 執行役員工場長
11	議員	井上 画期	(株)西武・プリンスホテルズワールドワイド 常務執行役員
12	議員	勝俣 昭彦	箱根建設(株) 代表取締役
13	議員	金井 俊典	(有)小田原種秀 代表取締役
14	議員	高杉 尚男	(公社)神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部 支部長
15	議員	木村 隆也	(有)アリスマリアン 代表取締役
16	議員	常盤 紳一	(株)常盤製作所 代表取締役
17	専務理事	山岡 弘	小田原箱根商工会議所 専務理事

ク 第1回小田原箱根気候変動アワード表彰

表彰者 小田原箱根商工会議所会頭

表彰日 令和4年11月22日

賞	事業所名
大賞	ヤブタ塗料(株)
特別賞	(株)凜門
特別賞	(株)大半商店
特別賞	サンネット(株)

(3) 受 彰

ア 日本商工会議所会頭感謝状

受彰者 久津間 康允

久津間製粉(株) 代表取締役会長

河野 利光
 (株)花政 取締役会長
 栗田 康宏
 (株)アイ・プラン 代表取締役
 神戸 和男
 (株)エーワ 代表取締役会長

受彰日 令和4年11月22日付（小田原箱根商工会議所鈴木会頭伝達）

イ 関東商工会議所連合会長表彰

受彰者 倉田 雅史
 (株)東海ビルメンテナンス 代表取締役

受彰日 令和4年11月22日付（小田原箱根商工会議所鈴木会頭伝達）

ウ 関東経済産業局長表彰

受彰者 田中 秀明
 (有)新玉製作所 会長

受彰日 令和4年11月22日付（小田原箱根商工会議所鈴木会頭伝達）

(4) 慶弔 その他

月 日	慶 弔 等 の 名 称
6 / 14	箱根ロータリークラブ 創立60周年記念式典
6 / 17	(公社)小田原法人会 公益社団化10周年記念祝賀会
6 / 30	(一社)小田原市観光協会 定時総会
7 / 6	パート 平井喜代 ご母堂様 葬儀
7 / 28	万葉倶楽部(株) 代表取締役社長 高橋理氏 ご令室様 葬儀
7 / 31	箱根神社湖水祭・例大祭
8 / 3	太閤ひょうたん祭り
8 / 5	芦ノ湖鳥居焼まつり
8 / 5	嘱託職員 長田圭司 ご岳母様 葬儀
8 / 30	大和商工会議所会頭 河西正彦氏 葬儀
9 / 3	議員 瀬戸互氏 ご岳父様 葬儀
9 / 19	箱根町仙石原観光協会 箱根仙石原すすき祭り
10 / 1	旭丘高校 創立120周年記念式典
10 / 24	議員 田村洋一氏 ご子息様 結婚祝い
11 / 3	箱根大名行列
11 / 15	元議員 山田幸男氏 葬儀
11 / 23	議員 中村正実氏 ご尊父様 葬儀
11 / 25	嘱託職員 池谷正美 ご岳母様 葬儀
12 / 2	議員 露木清勝氏 ご母堂様 葬儀
1 / 8	箱根湯本芸能組合 新年祝賀会
1 / 12	(一社)小田原市観光協会 新年賀詞交歓会

月 日	慶 弔 等 の 名 称
1 / 12	東京地方税理士会小田原支部 新年賀詞交歓会
1 / 14	元議員 井島誠行氏 お別れの会
1 / 15	(一社)あしがら青年会議所 賀詞交歓会
1 / 17	小田原市社会福祉協議会 賀詞交歓会
1 / 18	小田原市土木建設協同組合 賀詞交歓会
1 / 20	神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部 賀詞交歓会
1 / 20	(一社)箱根物産連合会 新年会
1 / 23	(公社)小田原法人会 賀詞交歓会
1 / 26	小田原蒲鉾協同組合 新年会
1 / 30	湯河原町経済三団体 新年合同賀詞交歓会
2 / 6	豊島鰻寮 一月庵 お披露目会
2 / 15	小田原食品衛生協会 賀詞交歓会
3 / 6	小田原ガイド協会 入会式

5. 会 議

(1) 議員総会

ア 通常議員総会

1. 議員総会が開催された日時

令和4年6月23日（木） 16:00～16:50

2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 大会議室

オンライン会議

3. 出席者数（または出席者名）

(1) 議員

実出席者数 34名

委任状行使者数 31名

合 計 65名

議員定数 89名

(2) 議員総会の議長が存するときは、議長の氏名

鈴木悌介

(3) 議員総会に出席した会頭・副会頭又は専務理事

会 頭 鈴木悌介

副会頭 古川武法、鈴木茂男

専務理事 山本博文

(4) 議事録の作成に係る職務を行なった役員の氏名

鈴木悌介

(5) 法第33条に定める監事の監査結果について報告内容の概要

令和4年6月3日、小田原箱根商工会議所において監事が古川事務局長及び担当者立会
いの上、令和3年度小田原箱根商工会議所事業報告並びに一般会計、特別会計、貸借対
照表及び財産目録を綿密に監査し、その内容が適正であることを認めた。

4. 議 題 第1号議案 令和3年度事業報告承認の件

第2号議案 令和3年度収支決算承認の件

(1) 一般会計収支決算

(2) 会館管理特別会計収支決算

(3) 共済事業特別会計収支決算

(4) 特定退職金共済事業特別会計収支決算

(5) 運営資金積立金特別会計収支決算

(6) 退職給与資金特別会計収支決算

(7) 会館建設資金特別会計収支決算

5. 議事の概要

定刻（16:00）通り、山本専務理事の司会で定款第41条に基づいて、現在、出席者
34名、委任状行使者31名、計65名で定款により定められている議員総会成立の定足数
である総議員の3分の1を満たしていることを説明した。

鈴木会頭の挨拶後、山本専務理事から、定款第40条の規程により、議長は会頭が務めることが説明され、鈴木会頭が議長となった。

＜議長、第1号議案を上程＞

冒頭、映像にて令和3年度の事業を振り返る。その後、山本専務理事より令和3年度事業報告について別紙の事業報告書に基づき説明した。

議長は第1号議案について出席者に諮りたところ、異議なく賛成多数で承認された。

＜議長、第2号議案を上程＞

古川事務局長より、令和3年度収支決算について、一般会計・会館管理特別会計・共済事業特別会計・特定退職金共済事業特別会計・運営資金積立金特別会計・退職給与資金特別会計・会館建設資金特別会計について、別紙収支決算書に基づき説明した。

続いて、監事を代表して、神戸監事から令和4年6月3日、小田原箱根商工会議所において監事会を開催、大田和監事、田中監事、神戸監事の3名の監事が古川事務局長及び担当者立会いのもと監査を行ない、令和3年度小田原箱根商工会議所事業報告並びに一般会計、特別会計、貸借対照表及び財産目録を綿密に監査し、その内容が適正であったことを報告した。

議長は2号議案について出席者に諮りたところ、異議なく賛成多数で承認された。

以上、本日の議案は全て原案通り承認され、通常議員総会を終了した。

イ 臨時議員総会

1. 臨時議員総会が開催された日時

令和4年8月8日（月） 13:00～13:05

2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 役員会議室

3. 出席者数（または出席者名）

（1）議員

実出席者数	67名
委任状行使者数	一名
合計	67名
議員定数	89名

（2）議員総会の議長が存するときは、議長の氏名

鈴木悌介

（3）議員総会に出席した会頭・副会頭又は専務理事

会頭 鈴木悌介

副会頭 古川武法、鈴木茂男、遠藤康弘、久津間康允

専務理事 山本博文

（4）議事録の作成に係る職務を行なった役員の氏名

鈴木悌介

（5）法第33条に定める監事の監査結果について報告内容の概要

報告事項なし

4. 議 題 第1号議案 常議員選任の件

5. 議事の概要【新型コロナウイルス感染拡大防止により書面決議に変更】

定刻（13：00）通り、山本専務理事の司会で定款第41条に基づいて、出席者67名であり、定款により定められている議員総会成立の定足数である総議員の3分の1を満たしていることを説明した。

山本専務理事から、定款第40条の規程により、議長は会頭が務めることが説明され、鈴木会頭が議長となった。

＜議長、第1号議案を上程＞

議長は第1号議案について出席者に諮りたところ、異議なく賛成多数で承認され、臨時議員総会を終了した。

ウ 臨時議員総会

1. 臨時議員総会が開催された日時

令和4年11月1日（火） 15：00～16：05

2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 大会議室

オンライン会議

3. 出席者数（または出席者名）

（1）議員

実出席者数	51名
委任状行使者数	24名
合 計	75名
議員定数	90名

（2）議員総会の議長が存するときは、議長の氏名

古川 武法 （第1号議案における議長）

鈴木 悌介 （第2号議案以降における議長）

（3）議員総会に出席した会頭・副会頭又は専務理事

（旧）会 頭 鈴木悌介

副会頭 古川武法、鈴木茂男、遠藤康弘

専務理事 山本博文

（新）会 頭 鈴木悌介

副会頭 鈴木茂男、遠藤康弘、岩瀬忠司、生田久貴

専務理事 山本博文

（4）議事録の作成に係る職務を行なった役員の氏名

鈴木悌介（会頭）

（5）法第33条に定める監事の監査結果について報告内容の概要

報告事項なし

4. 議 題 第1号議案 会頭選任の件

- 第2号議案 副会頭選任の件
- 第3号議案 専務理事選任の件
- 第4号議案 常議員選任の件
- 第5号議案 監事選任の件
- 第6号議案 委員会設置の件

5. 議事の概要

定刻（15：00）に古川事務局長の司会により開会。議員総会の冒頭に鈴木会頭の挨拶をいただくことを説明した。

<鈴木会頭の挨拶>

「臨時総会へのご出席、ありがとうございます。

議員の皆さまには、この小田原箱根商工会議所の運営にご協力、ご支援をいただきましたこと、重ねて御礼を申し上げます。

また、今回ご退任される役員・議員の方々にも心からの敬意を表し御礼を申し上げます。

さて、この3年間を振り返ってみますと、任期のほとんどがコロナで翻弄された日々でありました。

誰もが経験したことのないパンデミックの中で、必死に努力をされているそれぞれの会員企業さんの少しでも力になればと、会員さんのニーズを把握しつつ、行政への要望活動と並行して、とにかく手元の資金をということで緊急融資を、雇用を守るということで雇用調整助成金を、POSTコロナを睨んでの事業再構築補助金などのお手伝いなどなど手探りの活動を続けてまいりました。正直なところ、四苦八苦でした。本当の危機はこれからかも知れません。

そんな中でもこの会館への移転や副業人財の採用など、新しい取り組みにも挑戦してきました。

これまでのところ、会員の皆さまのお役に立てたのかどうか、皆さまのご評価が気になるところであります。どうか忌憚のないお声をお聞かせいただければ助かります。

これからも、コロナがまだまだ油断はできない状況ではあることに加え、為替や国際情勢の影響による経営コストの上昇により、私たち中小企業は大きな打撃を受けていますが、地域経済を支えるという大きな使命を担う私たち地域の中小企業は、ここで怯むことなく、しっかりと経済のエンジンを廻していく必要があると思っております。

ますます商工会議所の役割は大きいと思っております。

今日からまた新しい体制での運営が始まりますが、引き続きのご支援とご指導をお願い申し上げます。冒頭の御礼のあいさつといたします。ありがとうございました。」

司会者から、本来であれば定款第40条第1項並びに第34条第3項の規程に基づき鈴木会頭が議長の職務を行うことになっているが、本日は会頭選任の件が上程される予定があるため、鈴木会頭は議長の職を辞退されていることを報告した。

また、同じく司会者より、仮議長による議事進行を提案、選出方法について諮りたところ、司会者一任との声があった。司会者は古川副会頭に依頼したい旨を諮ったところ、満場一致により異議なく承認された。

古川副会頭が仮議長となり、本日の臨時議員総会について令和4年10月31日に任期が満了した役員の改選を行うものであると説明があった。また、本日の議事録署名人について、鈴木会頭並びに新会頭を指名し、出席者に諮りたところ、満場一致により異議なく承認さ

れた。

<議長、第1号議案を上程>

仮議長から会頭の選出方法について出席者に諮りたところ、議長一任との声があり、仮議長は常議員会の承認を受け選考委員会による選考を提案した。仮議長は、選考委員の人選について一任戴けるか諮ったところ、満場一致により異議なく承認された。

これにより、選考委員については商業部会 米山議員、工業ものづくり部会 原議員、観光飲食部会 飯沼議員、建設・不動産部会 瀬戸議員、金融庶業部会 横山議員、交通運輸部会 奥山議員の6名を各部会から指名した。

なお、委員長については互選とし、別室において選考委員会を開催する。

==<この間、暫時休憩>==

選考委員会が終了し、仮議長は本会議を再開した。

選考委員長となった飯沼議員から、会頭選考委員会を5階役員会議室にて開催し、慎重審議し、全会一致で鈴木悌介氏に会頭をお願いしたいと報告があった。

仮議長は出席者に諮り、満場一致により異議なく承認された。

仮議長は鈴木悌介氏に、会頭就任を承諾するか否か求めたところ、本人は即時承諾した。

なお、被選任者は続いて以下の挨拶をした。

<鈴木会頭就任の挨拶>

「この度は再びご信任をいただきまして、ありがとうございます。新議員の皆様よろしく申し上げます。

さて、コロナは収まりつつあるとはいえ、WITH/POSTコロナ時代の経営の模索が求められる中、日本と欧米との金利差による円安や、ロシアの戦争犯罪というべきウクライナ侵攻といった不安定な国際情勢が引き起こす原材料のコスト高など中小企業の経営をひっ迫させる問題が続きます。

さらには、全ての活動基盤である地球環境を脅かす気候変動への対応として脱炭素は企業の規模や業種業態に拘わらず、避けて通ることができない問題です。

こういう時こそ商工会議所がどうお役に立てていけるのか、鼎の軽重を問われているのだと思っております。

改めて商工会議所の役割は何かを自問しております。

私たち地域の中小企業は、地域の暮らしの血流である地域経済の下支えをする存在です。私たちが元気でない地域は元気になりません。その集まりである商工会議所の一丁目一番地の役割使命は、会員企業の商売繁盛のお手伝いであると申し上げてまいりました。

それには2つの柱があります。

まずひとつ目は、それぞれのお店、企業への個別サポートです。補助金、助成金、融資など資金面、税制や関係法の改正等について情報提供、デジタル化への対応、起業促進や事業継承の視点での起業スクール、リカレントスクールの開催など、会員さんの困りごとやニーズを細かく伺いながらより使いやすい形で展開してまいります。ただし、商工会議所が出来ることはあくまでサポートです。是非、積極的に活用してください。その上で、もし、使い勝手が良くないところがあれば、お声をお寄せください。

そして、もうひとつはまちづくりです。私たちの商売がやりやすくなる環境整備という意味でのまちづくりです。

WITH/POSTコロナの観光の在り方、省エネとエネルギーの地産地消、デジタル技術を活かした地域でお金を廻す仕掛けづくり、新しい働き方によるまちづくり、豊かな食材と立地を

活かした美食のまち、スポーツを通じた街づくりなどです。しかしながらまちづくりについて商工会議所が単独で出来ることは限られています。地域の多様なステークホルダーと、特に主体である行政と、より一層、連携、協力を強めながら進んでまいります。

それらの施策を展開することで、当初からテーマに掲げております「地域で廻るお金を増やし、そのスピードを上げること」つまり「地域経済循環の促進」に引き続き取り組んでまいります。

浅学非才ではありますが、頂いたご信任を裏切ることのないよう、会頭職に誠心誠意、最大限の努力で務めてまいります事をお誓いして、決意の一端とさせていただきます。」

仮議長は以後の議長を鈴木会頭に引き継ぎ、仮議長席より降壇し、鈴木会頭は議長となる。
＜議長、第2号議案を上程＞

議長から、副会頭の選任について定款第33条第2項により議員総会の同意を得て、会頭が会員のうちから選任することになっていると説明し、指名に同意を戴けるようお願いし、次の4名を指名する。

箱根温泉旅館ホテル協同組合	理事長	鈴木茂男氏
さがみ信用金庫	理事長	遠藤康弘氏
岩瀬不動産(有)	代表取締役	岩瀬忠司氏
(株)ミクニ	代表取締役社長	生田久貴氏

議長は以上の4名を出席者に諮りたところ、満場一致により異議無く承認された。

＜議長、第3号議案を上程＞

議長から、専務理事の選任について定款第33条第3項の規程により議員総会の同意を得て、会頭が選任することになっていると説明し、指名に同意を戴けるようお願いし、山本博文氏を指名した。

議長は第3号議案を出席者に諮りたところ、満場一致により異議無く承認された。

＜議長、第4号議案を上程＞

議長から、常議員の選任について定款第33条第4項の規程により議員総会において議員のうちから選任することになっていると説明し、去る10月21日の常議員会において決定した各部会割当数に基づいた部会からの候補者の推薦届出を報告した。

議長は候補者30名について出席者に諮りたところ、満場一致により異議無く承認された。

＜議長、第5号議案を上程＞

議長から、監事の選任について定款第33条第6項の規程により議員総会において会員のうちから選任することになっていると説明し、選出方法を出席者に諮りたところ、議長一任との声により、議長は次の3名を指名する。

大田和俊彦事務所	公認会計士・税理士	大田和俊彦氏
(有)新玉製作所	会長	田中秀明氏
(株)栄弘	代表取締役会長	古川武法氏

以上3名について出席者に諮りたところ、満場一致により異議無く承認された。

＜議長、第6号議案を上程＞

議長は、事務局に説明を求め、古川事務局長より、委員会について定款第54条の規程により議員総会の承認を得て設置する事が出来るとし、役割を諮問に対する答申と啓発、勉強会の開催とする案を説明した。設置期間は役員・議員任期と同じ3年とする。設置する委員会の案は「会員増強委員会」「防災委員会」「地域経済循環委員会」「DX推進委員会」で、

その目的について説明した。

以上4つの委員会の設置について出席者に諮りたるところ、満場一致により異議無く承認された。

以上、本日の議案は総て原案通り承認され、臨時議員総会を終了した。

エ 通常議員総会

1. 議員総会が開催された日時

令和5年3月23日（木） 15:30～17:00

2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 大会議室 オンライン会議

3. 出席者数（または出席者名）

（1）議員

実出席者数	40名
委任状行使者数	33名
合計	73名
議員定数	90名

（2）議員総会の議長が存するときは、議長の氏名

鈴木悌介

（3）議員総会に出席した会頭・副会頭又は専務理事

会頭 鈴木悌介

副会頭 鈴木茂男、岩瀬忠司

専務理事 山本博文

（4）議事録の作成に係る職務を行なった役員の氏名

鈴木悌介

（5）法第33条に定める監事の監査結果について報告内容の概要

報告事項なし

- | | | |
|--------|-------|-------------------|
| 4. 議 題 | 第1号議案 | 令和5年度事業計画（案）承認の件 |
| | 第2号議案 | 令和5年度収支予算（案）承認の件 |
| | 第3号議案 | 令和5年度借入限度額（案）承認の件 |
| | 第4号議案 | 小田原箱根商工会議所定款改訂の件 |
| | 第5号議案 | 常議員選任の件 |

5. 議事の概要

定刻（15:00）通りに開会し、山本専務理事の司会で定款第41条に基づいて、現在、出席者40名、委任状行使者33名、計73名で定款により定められている議員総会成立の定足数である総議員の3分の1を満たしていることを説明した。

鈴木会頭の挨拶後、山本専務理事から、定款第40条の規程により、議長は会頭が務めることが説明され、鈴木会頭が議長となった。

<議長、第1号議案 令和5年度事業計画（案）承認の件を上程>

鈴木会頭から所信を、古川事務局長が重点施策や活動計画等を説明し、続いて鈴木箱根支部長、商業部会の米山部会長、工業ものづくり部会の原部会長、観光飲食部会の飯沼部会長、建設・不動産部会の瀬戸部会長、金融庶業部会の横山部会長、交通運輸部会の抱山部会長の順に各部会の事業を説明した。

また、古川事務局長が4つの委員会（会員増強、防災、地域経済循環、DX推進）・2つのタスクフォース（気候変動、（仮称）スポーツ）について説明した。2月常議員会で目標数値や検証について指摘された件については、正副会頭で検討した結果、数値目標を新たに設定した。巡回・窓口相談件数3,000件、気候変動アワード応募件数20件、省エネ診断10件を目標とする。検証については事業計画を基に活動計画に沿って、半年毎に自己評価を行っていることを説明した。

議長は第1号議案について、出席者に諮りたところ、異議無く賛成多数で承認された。

<議長、第2号議案 令和5年度収支予算（案）承認の件を上程>

古川事務局長から一般会計、会館管理特別会計等6会計について説明した。

議長は第2号議案について、出席者に諮りたところ異議無く賛成多数で承認された。

<議長、第3号議案 令和5年度借入限度額（案）承認の件を上程>

松下課長から、令和5年度の借入限度額を例年通り2,000万円に設定させていただきたいと説明した。また、過去に借入れをしたことはないことを補足した。

議長は第3号議案について、出席者に諮りたところ、異議無く賛成多数で承認された。

<議長、第4号議案 小田原箱根商工会議所定款改訂の件を上程>

松下課長から、令和4年2月15日の臨時総会で決議した会費の最低持ち口数を3口以上と、定款第17条1項で定めている会費の最低口数との相違をなくするため1口以上から3口以上改訂すると説明した。

議長は第4号議案について、出席者に諮りたところ、異議無く賛成多数で承認された。

井上課長から増口の対象事業所1,211社中978社（81％）が同意、204社（17％）が退会、未回答29社（2％）となっていると状況報告した。

<議長、第5号議案 常議員選任の件を上程>

古川事務局長から、報告事項の職務執行者変更と関連があるとして、併せて説明を行った。3号議員・常議員の箱根登山鉄道㈱代表取締役社長の抱山洋之氏から常議員辞任届の提出があった。後任については同社代表取締役社長の水上秀博氏が4月1日付で職務執行者となる。所属する交通運輸部会から3月22日付けで推薦があったと説明した。

議長は、第5号議案を出席者に諮りたところ、異議なく賛成多数で承認された。

退任にあたり抱山氏から、挨拶があった。

以上、本日の議案は全て原案通り承認され、通常議員総会を終了した。

(2) 正副会頭会議

月 日	開催場所	出席者数	内 容
第1回 4月7日	商工会議所	5	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 新会員承認の件 第2号議案 小田原箱根商工会議所 規程改訂の件 (1) 優良従業員表彰規程 (2) 優良小売店舗表彰規程 (3) 産業人表彰規程 (4) 個人情報保護規程 (協議事項) 第3号議案 令和4年度会員大会の件 第4号議案 小田原市長と正副会頭との懇談会の件 II. 報告事項 1. ウクライナへの人道支援について 2. 副業兼業活用事業について 3. 小田原箱根大博覧会2021報告について 4. その他
第2回 4月21日	商工会議所	5	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 新会員承認の件 第2号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 公益社団法人小田原市体育協会 理事 (2) 小田原市人権施策推進委員会 委員 (3) 湘南地域雇用対策推進協議会 構成員 第3号議案 第47回景況調査結果(令和4年2月実施)の件 第4号議案 小田原箱根商工会議所 就業規則改訂の件 (協議事項) 第5号議案 小田原市長と正副会頭との懇談会の件 II. 報告事項 1. 議員職務執行者変更について 2. 2022年度合同入社式について 3. 令和4年度神奈川県予算・政策に関する要望の回答について 4. 令和3年度会議所事業計画に対する自己評価について 5. 令和4年度会員大会について 6. ウクライナへの人道支援について 7. その他

月 日	開催場所	出席者数	内 容
第 3 回 5 月 16 日	商工会議所	5	I. 議 案 (審議事項) 第 1 号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 小田原地区高等学校定時制教育振興会 委員 (2) 城下町おだわらツーデーマーチ実行委員会 委員 (協議事項) 第 2 号議案 小田原箱根商工会議所 選挙管理委員会委嘱予定者の件 II. 報告事項 1. 小田原市長と正副会頭との懇談テーマについて 2. ウクライナへの人道支援について 3. その他
5 月 26 日	商工会議所	13	小田原市長・副市長・政策監と正副会頭との懇談会
第 4 回 5 月 27 日	商工会議所	5	I. 議 案 (審議事項) 第 1 号議案 新会員承認の件 第 2 号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 箱根町男女共同参画推進委員会 委員 (2) 箱根DMO（一般財団法人箱根町観光協会）理事 II. 報告事項 1. 小田原箱根ビジネスパソコンスクール開校について 2. 小田原箱根ビジネスリカレントスクール実施について 3. 小田原箱根大博覧会 2022 について 4. その他
第 5 回 6 月 10 日	商工会議所	5	I. 議 案 (審議事項) 第 1 号議案 令和 3 年度事業報告承認の件 第 2 号議案 令和 3 年度収支決算承認の件 (1) 一般会計 (2) 会館管理特別会計 (3) 共済事業特別会計 (4) 特定退職金共済事業特別会計 (5) 運営資金積立金特別会計 (6) 退職給与資金特別会計 (7) 会館建設資金特別会計 第 3 号議案 小田原市優良産業勤労者表彰割当の件 第 4 号議案 神奈川県優良産業人表彰割当の件 (協議事項) 第 5 号議案 小田原市議会・正副常任委員と正副会頭・部会長との懇談会の件

月 日	開催場所	出席者数	内 容
			II. 報告事項 1. 小田原箱根商工会議所選挙管理委員会 委員予定者について 2. 通常議員総会役割について 3. その他
第6回 6月23日	商工会議所	4	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 新会員承認の件 第2号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 県立吉田島高等学校運営協議会 委員 (2) 小田原市女性の活躍推進協議会 委員 (協議事項) 第3号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 「小田原市健康増進計画」推進委員会 委員 第4号議案 小田原市議会・正副常任委員と正副会頭・部会長との懇談会の件 第5号議案 令和5年度神奈川県予算・政策に関する要望（個別要望）の件 第6号議案 令和5年度小田原市予算・政策に関する要望の件 第7号議案 令和5年度箱根町予算・政策に関する要望の件 第8号議案 今後のスケジュールの件 II. 報告事項 1. 高等学校就職担当者との情報交換会報告について 2. 公的融資相談会報告について 3. その他
第7回 7月11日	商工会議所	5	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 議員選挙施行の件 第2号議案 2号議員選出に関する件 第3号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 「小田原市健康増進計画」推進委員会 委員（追認） (2) 小田原市上下水道事業運営審議会 委員 (協議事項) 第4号議案 令和5年度神奈川県予算・政策に関する要望（個別要望）の件 第5号議案 令和5年度小田原市予算・政策に関する要望の件 第6号議案 令和5年度箱根町予算・政策に関する要望の件 第7号議案 旧小田原箱根商工会議所会館の寄贈に関する要望の件 第8号議案 小田原市長・副市長・政策監と正副会頭との懇談会の件

月 日	開催場所	出席者数	内 容
			第 9 号議案 箱根町長・副町長と正副会頭との懇談会の件 II. 報告事項 1. 議員職務執行者変更について 2. 会員満足度調査結果報告について 3. その他
7 月 11 日	商工会議所	11	正副会頭・部会長合同会議
第 8 回 7 月 25 日	商工会議所	3	I. 議 案 (審議事項) 第 1 号議案 新会員承認の件 第 2 号議案 常議員選任の件 第 3 号議案 令和 5 年度神奈川県予算・政策に関する要望（個別要望）の件 第 4 号議案 令和 5 年度小田原市予算・政策に関する要望の件 第 5 号議案 令和 5 年度箱根町予算・政策に関する要望の件 第 6 号議案 旧小田原箱根商工会議所会館の寄贈に関する要望の件 第 7 号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 小田原市総合計画審議会 委員 第 8 号議案 小田原市長・副市長・政策監と正副会頭との懇談会の件 第 9 号議案 箱根町長・副町長と正副会頭との懇談会の件 II. 報告事項 1. 議員職務執行者変更について 2. 小田原市民会館跡地等活用計画の検討状況について 3. イオンタウン小田原（仮称）について 4. 「新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会の確保」及び「県内中学校・高等学校・特別支援学校新規卒業生の雇用」(依頼) について 5. その他
7 月 25 日	商工会議所	17	小田原市議会正副議長と常任委員会正副委員長と正副会頭・部会長との懇談会
9 月 1 日	商工会議所	14	小田原市長・副市長・政策監と正副会頭との懇談会
9 月 5 日	箱根町役場	7	箱根町長・副町長と正副会頭との懇談会
第 9 回 9 月 16 日	商工会議所	4	I. 議 案 (審議事項) 第 1 号議案 3 号議員内諾の件 第 2 号議案 2 号議員部会別割当数の件 第 3 号議案 小田原市優良産業勤労者表彰推薦の件 第 4 号議案 神奈川県優良産業人表彰推薦の件

月 日	開催場所	出席者数	内 容
			第5号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 小田原市技能者表彰審査委員会 委員 (2) 美食のまち小田原推進事業者選定委員会 委員 (3) 小田原市文化振興審議会 委員 (協議事項) 第6号議案 令和4年度会員表彰式の件 II. 報告事項 1. 議員職務執行者役職名変更について 2. 優良小売店舗表彰審査結果について 3. 小田原・箱根大博覧会2022進捗状況について 4. 災害時支援協定締結3商工会議所会頭・専務理事会議について 5. 第26期委員会の総括について (1) 防災 (2) まちづくり (3) エネルギー・環境 (4) 観光 (5) 会員増強 6. 新型コロナウイルス対策会議を踏まえての課題と提言について 7. その他
9月16日	商工会議所	10	正副会頭・部会長合同会議
第10回 9月27日	商工会議所	3	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 新会員承認の件 第2号議案 育児・介護休業規程改訂の件 II. 報告事項 1. 2号議員選任について 2. 小田原箱根商工会議所パソコンスクール開校後の状況について 3. 第1回小田原箱根気候変動アワードについて 4. その他
第11回 10月11日	商工会議所	4	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 常議員部会別割当方法の件 第2号議案 会頭選考方法の件 II. 報告事項 1. 1号議員の立候補状況及び部会別立候補者数について 2. 新型コロナウイルス及び原油・原材料高騰等に関する緊急アンケートについて 3. その他
第12回 10月21日	商工会議所	3	I. 議 案 (審議事項)

月 日	開催場所	出席者数	内 容
			第1号議案 新会員承認の件 第2号議員 常議員の部会別割当数の件 第3号議案 臨時議員総会招集と提案事項の件 第4号議案 名誉会頭・顧問・相談役選任の件 第5号議案 会員表彰式被表彰者選考の件 第6号議案 第27期委員会設置（案）の件 II. 報告事項 1. 小田原市令和5年度予算・政策に関する要望の回答について 2. エネルギー関連補助金情報について 3. 箱根ジオパーク認定特産品審査会結果について 4. その他
10月21日	商工会議所	9	正副会頭・部会長合同会議
第13回 11月1日	商工会議所	5	I. 議 案 （審議事項） 第1号議案 副会頭の職務代行順位・部会・委員会担当の件 第2号議案 会員表彰式役割分担の件 第3号議案 新任議員の商工会議所事業説明会の件 （協議事項） 第4号議案 会員賀詞交歓会の件 II. 報告事項 1. 今後のスケジュールについて 2. その他
第14回 11月17日	商工会議所	5	I. 議 案 （審議事項） 第1号議案 新会員承認の件 第2号議案 委員委嘱推薦の件 （1）小田原地区保護司候補者検討協議会 委員（追認） （2）小田原市デジタルイノベーション協議会ワーキングメンバー 第3号議案 令和5年度税制改正に関する要望の件 第4号議案 小田原市都市計画マスタープランの改定に対するパブリックコメントの件（追認） 第5号議案 第48回景況調査の結果の件 第6号議案 新年会員賀詞交歓会の件 第7号議案 小田原市長・副市長・政策監と正副会頭との懇談会の件 II. 報告事項 1. 新型コロナウイルス及び原油・原材料高騰等に関する緊急アンケートの結果について

月 日	開催場所	出席者数	内 容
			2. 令和4年度事業上半期の報告について 3. 委員会について 4. その他
第15回 12月8日	商工会議所	4	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 令和5年度スケジュールの件 II. 報告事項 1. 関東経済産業局長表彰について 2. 小田原箱根大博覧会2022について 3. 地域内経済循環推進のための地域通貨活用について 4. その他
12月26日	報徳会館	14	小田原市長・副市長・政策監と正副会頭との懇談会
第16回 1月6日	小田原お堀端 コンベンション ホール	5	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 地元選出の自民党国会議員への税制改正（防衛費に係る財源問題）に関する陳情の件（追認） 第2号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 小田原本木造建築推進協議会 メンバー 第3号議案 2023年度 関東商工会議所連合会長表彰「ベスト・アクション表彰」推薦の件 第4号議案 諸規程改訂の件 (1) 労働保険事務組合事務処理規約 (2) 給与規則 第5号議案 第27期役員議員 所属委員会の件 第6号議案 臨時議員総会招集の件 (協議事項) 第7号議案 令和5年度会頭所信・重点施策の件 II. 報告事項 1. 令和4年度小田原政労使フォーラムについて 2. 第78回小田原市主要商店街流動客調査結果（速報）について 3. 公的融資相談会結果について 4. 小田原箱根ビジネスリカレントスクール報告について 5. 会費増口対応に係る状況について 6. その他
第17回 1月19日	商工会議所	4	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 新会員承認の件 第2号議案 令和5年度会頭所信の件

月 日	開催場所	出席者数	内 容
			(協議事項) 第3号議案 令和5年度重点施策の件 第4号議案 今後のスケジュールの件 (1) 小田原食品衛生協会「新春のつどい」 (2) 第18回正副会頭会議 II. 報告事項 1. 第78回小田原市主要商店街流動客調査結果について 2. その他
第18回 2月9日	商工会議所	3	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 令和4年度補正予算(案)の件 (1) 一般会計 (2) 運営資金積立金特別会計 (3) 会館建設資金特別会計 第2号議案 小田原箱根大博覧会2023の件 (協議事項) 第3号議案 令和5年度事業計画(案)の件 第4号議案 小田原箱根事業承継マッチング事業～樺をつなぐ～ マッチング機会拡充のための(株)ライトライト 事 業承継マッチングプラットフォームRelayとの連 携の件 II. 報告事項 1. 地域一体となった観光地の再生・観光サービスの付加価値 化事業について 2. その他
第19回 2月24日	湯本富士屋 ホ テ ル	5	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 新会員承認の件 第2号議案 委員委嘱推薦の件 (1) アーバンデザインセンター小田原 監事 第3号議案 令和4年度補正予算(案)の件 (1) 一般会計 (協議事項) 第4号議案 令和5年度事業計画(案)の件 第5号議案 箱根町長・副町長との懇談会の件 II. 報告事項 1. 職務執行者役職名変更について 2. 取引先との公正・適正な取引推進に向けた緊急要請 ～県内経済団体と連携したパートナーシップ構築宣言の 推進～について

月 日	開催場所	出席者数	内 容
			3. 神奈川県令和5年度予算について 4. その他
第20回 3月9日	商工会議所	5	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 令和5年度事業計画(案)承認の件 第2号議案 令和5年度部会予算配分の件 第3号議案 令和5年度収支予算(案)承認の件 第4号議案 令和5年度借入限度額(案)承認の件 第5号議案 定款改訂の件 第6号議案 給与規則改訂の件 第7号議案 箱根町長・副町長との懇談会の件 II. 報告事項 1. テクニカルショウヨコハマ2023出展について 2. Feel NIPPON 春2023出展について 3. 令和5年度事務局体制について 4. その他
3月17日	商工会議所	20	小田原市長・副市長・政策監と正副会頭・部会長との懇談会
第21回 3月23日	商工会議所	3	I. 議 案 (審議事項) 第1号議案 新会員承認の件 第2号議案 委員委嘱推薦の件 (1) 公益財団法人小田原体育協会 理事 (2) 小田原市デジタルイノベーション協議会 ワーキンググループメンバー 第3号議案 湘南ベルマーレフットサルクラブとの連携協定の件 第4号議案 常議員選任の件 II. 報告事項 1. 議員職務執行者変更について 2. 箱根町令和5年度予算・政策に関する要望の回答について 3. 副業・兼業人財活用事業「HRビジネスパートナー」の募集について 4. その他
3月30日	箱根町役場	6	箱根町長・副町長と正副会頭との懇談会

(3) 常議員会

▽第1回常議員会

1. 開催日時 令和4年4月21日(木) 13:30～14:45
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 21名
4. 議 案 【審議事項】

- 第1号議案 新会員承認の件
第2号議案 小田原箱根商工会議所 規程改訂の件
5. 議事の概要 議案第1号～第2号は原案どおり承認された。
- ▽第2回常議員会
1. 開催日時 令和4年5月27日（金） 13:30～14:05
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 19名
4. 議 案 【審議事項】
第1号議案 新会員承認の件
5. 議事の概要 議案第1号は原案どおり承認された。
- ▽第3回常議員会
1. 開催日時 令和4年6月10日（金） 13:30～14:30
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 17名
4. 議 案 【審議事項】
第1号議案 令和3年度事業報告承認の件
第2号議案 令和3年度収支決算承認の件
第3号議案 小田原市優良産業勤労者表彰割当の件
第4号議案 神奈川県優良産業人表彰割当の件
5. 議事の概要 議案第1号～第4号は原案どおり承認された。
- ▽第4回常議員会
1. 開催日時 令和4年6月23日（木） 15:00～15:45
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 17名
4. 議 案 【審議事項】
第1号議案 新会員承認の件
5. 議事の概要 議案第1号は原案どおり承認された。
- ▽第5回常議員会
1. 開催日時 令和4年7月25日（月） 13:30～14:40
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 18名
4. 議 案 【審議事項】
第1号議案 新会員承認の件
第2号議案 常議員選任の件
第3号議案 令和5年度神奈川県予算・政策に関する要望（個別要望）の件

- 第4号議案 令和5年度小田原市予算・政策に関する要望の件
 第5号議案 令和5年度箱根町予算・政策に関する要望の件
 第6号議案 旧小田原箱根商工会議所会館の寄付に関する要望の件
5. 議事の概要 議案第1号～第6号は原案どおり承認された。

▽第6回常議員会

1. 開催日時 令和4年9月16日（金） 14:30～15:30
 2. 開催場所 小田原箱根商工会議所・オンライン
 3. 出席者数 役員・議員 23名
 4. 議 案 【審議事項】
 第1号議案 3号議員内諾の件
 第2号議案 2号議員部会別割当数の件
 第3号議案 小田原市優良産業勤労者表彰推薦の件
 第4号議案 神奈川県優良産業人表彰推薦の件
5. 議事の概要 議案第1号～第4号は原案どおり承認された。

▽第7回常議員会

1. 開催日時 令和4年9月27日（火） 15:00～16:00
 2. 開催場所 小田原箱根商工会議所・オンライン
 3. 出席者数 役員・議員 19名
 4. 議 案 【審議事項】
 第1号議案 新会員承認の件
 第2号議案 育児・介護休業規程改訂の件
5. 議事の概要 議案第1号～第2号は原案どおり承認された。

▽第8回常議員会

1. 開催日時 令和4年10月21日（金） 15:30～16:15
 2. 開催場所 小田原箱根商工会議所・オンライン
 3. 出席者数 役員・議員 18名
 4. 議 案 【審議事項】
 第1号議案 新会員承認の件
 第2号議案 常議員の部会別割当数の件
 第3号議案 臨時議員総会招集並びに提案事項の件
 第4号議案 会頭選考方法の件
 第5号議案 名誉会頭・顧問・相談役選任の件
 第6号議案 会員表彰式被表彰者選考の件
 第7号議案 第27期委員会設置（案）の件
5. 議事の概要 議案第1号～第7号は原案どおり承認された。

▽第9回常議員会

1. 開催日時 令和4年11月17日（木） 14:00～15:00
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 22名
4. 議案 **【審議事項】**
第1号議案 新会員承認の件
第2号議案 令和5年度税制改正に関する要望の件
第3号議案 小田原市都市計画マスタープランの改定に対するパブリックコメントの件（追認）
5. 議事の概要 議案第1号～第3号は原案どおり承認された。

▽第10回常議員会

1. 開催日時 令和5年1月19日（木） 14:00～15:30
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 22名
4. 議案 **【審議事項】**
第1号議案 新会員承認の件
第2号議案 地元選出の自民党国会議員への税制改正（防衛費に係る財源問題）に関する陳情の件（追認）
第3号議案 諸規程改訂の件
第4号議案 臨時議員総会招集の件
第5号議案 令和5年度会頭所信の件
5. 議事の概要 議案第1号～第5号は原案どおり承認された。

▽第11回常議員会

1. 開催日時 令和5年2月24日（金） 14:00～15:00
2. 開催場所 湯本富士屋ホテル・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 26名
4. 議案 **【審議事項】**
第1号議案 新会員承認の件
第2号議案 令和4年度補正予算（案）の件
【協議事項】
第3号議案 令和5年度事業計画（案）の件
5. 議事の概要 議案第1号～第2号は原案どおり承認された。
議案第3号は、次回審議となった。

▽第12回常議員会

1. 開催日時 令和5年3月9日（木） 14:00～15:30
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 20名

4. 議 案 【審議事項】
- 第1号議案 令和5年度事業計画（案）承認の件
- 第2号議案 令和5年度部会予算配分の件
- 第3号議案 令和5年度収支予算（案）承認の件
- 第4号議案 令和5年度借入限度額（案）承認の件
- 第5号議案 定款改訂の件
- 第6号議案 給与規則改訂の件
5. 議事の概要 議案第1号～第6号は原案どおり承認された。

▽第13回常議員会

1. 開催日時 令和5年3月23日（木） 14:30～15:00
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所・オンライン
3. 出席者数 役員・議員 24名
4. 議 案 【審議事項】
- 第1号議案 新会員承認の件
- 第2号議案 常議員選任の件
5. 議事の概要 議案第1号～第2号は原案どおり承認された。

(4) 監 事 会

1. 開催日時 令和4年6月3日（金） 15:30～16:50
2. 開催場所 小田原箱根商工会議所 特別会議室
3. 議 題 (1) 令和3年度一般会計及び特別会計監査執行の件
- 監事3名により令和3年度小田原箱根商工会議所事業報告並びに一般会計及び諸特別会計について、諸帳簿、諸証拠書類に対照して精密に審査が進められ、正当と認められた。

(5) 選挙管理委員会

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
6/28	第 1 回 選 挙 管 理 委 員 会	商工会議所	4	1. 選挙管理委員委嘱について 2. 選挙施行について 3. 令和4年度議員選挙日程（案）について
9/27	第 2 回 選 挙 管 理 委 員 会	商工会議所	4	1. 3号議員選任状況について 2. 2号議員選任状況について 3. 選挙関連状況報告について
10/11	第 3 回 選 挙 管 理 委 員 会	商工会議所	4	1. 1号議員立候補届出状況について 2. 1号議員選挙立会人について 3. 選挙関連状況報告について

(6) 箱根支部会議

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
4/11	箱 根 D M O 戦 略 推 進 会 議	箱根町役場	17	1. 今後の活動内容の進捗状況報告 2. 情報共有

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
4 / 25	箱 根 町 商 店 連 絡 協 議 会 正 副 会 長 会 議	箱 根 支 部	3	1. 令和3年度事業報告並びに収支決算について 2. 令和4年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について 3. その他
6 / 13	箱 根 D M O 戦 略 推 進 会 議	箱根町役場	18	1. 今後の活動内容の進捗状況報告 2. 情報共有
6 / 28	箱 根 町 商 店 連 絡 協 議 会 定 時 総 会	—	15	【新型コロナウイルス感染拡大防止により 書面決議に変更】 1. 令和3年度事業報告並びに収支決算について 2. 令和4年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について 3. その他
7 / 15	箱 根 支 部 役 員 会	箱 根 支 部	14	1. 箱根支部事業報告・事業計画について 2. 県・町への要望について 3. 新型コロナウイルス関連について 4. 小田原箱根大博覧会箱根支部事業について 5. その他
9 / 12	箱 根 D M O 戦 略 推 進 会 議	箱根町役場	16	1. 今後の活動内容の進捗状況報告 2. 情報共有
9 / 22	ジオパーク特産品 開 発 委 員 会	箱 根 支 部	12	1. 認定特産品更新について 2. Feel NIPPON 春2023出展について 3. 新たな特産品認定に伴う審査会 4. その他
11 / 14	箱 根 D M O 戦 略 推 進 会 議	箱根町役場	18	1. 今後の活動内容の進捗状況報告 2. 情報共有
1 / 16	箱 根 D M O 戦 略 推 進 会 議	箱根町役場	17	1. 今後の活動内容の進捗状況報告 2. 情報共有
2 / 10	箱 根 支 部 役 員 会	ホテル南風荘	13	1. 箱根支部事業報告・計画について 2. 各種情報提供について 3. 情報交換

(7) 部会会議

ア 商業部会

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
4 / 27	役 員 会	商工会議所 オンライン	15	1. 令和3年度会議・事業報告について 2. 令和3年度決算報告について

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
				3. 令和4年度収支予算（案）について 4. 神奈川県・小田原市・箱根町への予算・政策に関する要望事項について 5. 小田原箱根大博覧会2022について 6. その他
5/10	監 事 会	—	2	【新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により事務局持ち回りにて実施】 令和3年度商業部会収支決算書等を監査
5/24	定 時 総 会	商工会議所 オンライン	22	1. 令和3年度会議・事業報告並びに収支決算報告の件 2. 令和4年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認の件 3. その他
7/1	会 員 委 員 会	商工会議所	4	1. 優良小売店舗表彰候補店について 2. 部会員親睦旅行会について 3. 議員選挙について 4. その他
7/26	優良小売店舗表彰 審 査 会	商工会議所	5	以下7店舗の表彰を決定 ・cucina vegetale Cuore Ricco ・ボンデケーショのグリット ・dining 269 ・麦焼処 麦踏 ・ちいさな森のスイーツ もくもく ・フラワーショップ花ぐるま ・浜松屋
8/9	役 員 会	商工会議所 オンライン	7	1. 小田原市優良産業勤労者表彰について 2. 神奈川県優良産業人表彰について 3. 議員選挙について 4. 臨時部会総会の開催について 5. その他
9/12	選 挙 対 策 委 員 会	商工会議所	8	1. 2号議員候補者について 2. 1号議員立候補の動向について 3. 常議員候補者について 4. 正副部会長について 5. その他
9/21	臨 時 総 会	商工会議所	16	1. 2号議員選出について 2. その他
10/25	臨 時 総 会 (役 員 会)	商工会議所 オンライン	15	1. 部会長選任について 2. 副部会長選任について 3. 委員長選任について

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
				4. 監事・顧問選任について 5. 常議員候補者推薦について 6. 役員忘年会、部会新年会について 7. その他
12／19	役 員 会	だるま料理店	18	1. 部会委員会所属について 2. 部会員新年懇親会について 3. 部会員親睦事業について 4. その他
12／26	会 員 委 員 会	商工会議所	5	1. 副委員長の選任について 2. 部会員新年懇親会について 3. 部会員親睦事業について 4. 先進地視察研修会について 5. その他
2／27	会 員 委 員 会	商工会議所	3	1. 部会員新年懇親会の振り返りについて 2. 令和5年度会員委員会事業計画（案）について 3. その他
2／28	事 業 委 員 会	商工会議所	5	1. 副委員長の選任について 2. 令和5年度事業委員会事業計画（案）について 3. その他
3／1	まちづくり委員会	商工会議所	5	1. 副委員長の選任について 2. 令和5年度まちづくり委員会事業計画（案）について 3. その他 「アーバンデザインセンター小田原」について小田原市都市部都市政策課より説明
3／6	役 員 会	商工会議所 オンライン	18	1. 令和4年度会議・事業報告について 2. 令和5年度事業計画（案）について 3. 令和5年度定時総会・講演会の開催について 4. その他

イ 工業ものづくり部会

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
5／12	正 副 部 会 長 ・ 5 委 員 長 会 議	商工会議所	8	1. 令和4年度定時総会について 2. 県・市・町への要望について 3. 小田原箱根大博覧会について 4. その他

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
6 / 1	定 時 総 会	商工会議所	24	1. 令和3年度事業報告並びに収支決算承認の件（監査報告） 2. 令和4年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認の件 3. その他
7 / 8	正 副 部 会 長 ・ 5 委 員 長 会 議	—	9	【新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により書面決議に変更】 1. 副部会長選任の件 2. 常議員推薦の件
8 / 10	正 副 部 会 長 ・ 5 正 副 委 員 長 会 議	商工会議所	9	1. 常議員選任の件（追認） 2. 小田原箱根大博覧会事業について 3. 総務委員会事業について 4. 教育委員会事業について 5. 親睦委員会事業について 6. 会員開発委員会事業について 7. 工芸委員会事業について 8. その他
9 / 26	臨 時 総 会	商工会議所	20	1. 2号議員選任の件 2. 令和4年度補正予算（案）について 3. その他
10 / 28	臨 時 総 会 （ 役 員 会 ）	商工会議所	13	1. 正副部会長選任の件 2. 常議員選任の件 3. 工業ものづくり部会役員について 4. その他
12 / 7	テクニカルショウ ヨコハマ2023 共 同 出 展 事 前 打 ち 合 わ せ	商工会議所	5	1. テクニカルショウヨコハマ2023概要について 2. 出展者展示レイアウトについて 3. その他
12 / 7	新議員と正副部会長の 懇 談 会	食楽庵報徳	10	1. 部会事業について 2. その他
2 / 17	正 副 部 会 長 ・ 5 委 員 長 会 議	商工会議所	6	1. 令和4年度事業進捗報告について 2. 令和5年度事業計画（案）ならびに事業予算（案）について 3. 令和5年度役員構成（案）の件 4. 部会運営規定の改正について 5. 小田原・箱根産業まつり2023実行委員推薦について 6. 県・市・町への要望について 7. その他

ウ 観光飲食部会

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
5 / 23	役 員 会	レストラン スカイ ダイニング オンライン	17	1. 令和3年度事業報告・決算について 2. 令和4年度事業計画（案）について 3. 定時総会について 4. 神奈川県・小田原市・箱根町への予算・政策に関する要望事項について 5. 令和4年度小田原箱根商工会議所優良小売店舗表彰推薦について 6. 小田原箱根大博覧会2022について
6 / 9	定 時 総 会	小田原お堀端 コンベンション ホー ル	35	1. 令和3年度事業報告・収支決算について 2. 令和4年度事業計画（案）・収支予算（案）について
7 / 26	優良小売店舗表彰 審 査 会	商工会議所	5	以下7店舗の表彰を決定 ・cucina vegetale Cuore Ricco ・ボンデケーショのグリット ・dining269 ・麦焼処 麦踏 ・ちいさな森のスイーツ もくもく ・フラワーショップ花ぐるま ・浜松屋
8 / 26	役 員 会	田 む ら 銀 か つ 亭	18	1. 小田原市優良産業勤労者表彰について 2. 神奈川県優良産業人表彰について 3. パスポート小田原・箱根Vol. 27について
9 / 20	臨 時 総 会 （ 役 員 会 ）	—	24	【新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により書面決議に変更】 1. 2号議員選任について 2. その他
10 / 25	役 員 会	箱 根 湯 寮	15	1. 正副部会長・部会役員選任について 2. 常議員選任について 3. パスポート小田原・箱根について
2 / 22	役 員 会	ロイヤルマナー フ ォ ー ト ベルジュール	17	1. 令和4年度事業遂行状況について 2. 令和5年度事業計画（案）並びに予算（案）検討について 3. その他

エ 建設・不動産部会

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
4 / 25	都 市 対 策 委 員 会	商工会議所	6	1. 行政に対する要望について 2. インボイス制度勉強会について

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
				3. その他
5 / 19	役 員 会	商工会議所	13	1. 令和4年度定時総会について 2. 県・市・町への要望について 3. 小田原箱根大博覧会について 4. その他
6 / 13	定 時 総 会	商工会議所	20	1. 令和3年度事業報告並びに収支決算承認の件 2. 令和4年度事業計画並びに収支予算(案)承認の件 3. その他
8 / 18	議 員 会 議	商工会議所	7	1. 議員選挙対策について 2. その他
8 / 18	役 員 会	商工会議所	10	1. 小田原市優良産業勤労者表彰について 2. 神奈川県優良産業人表彰について 3. PPP・PFI勉強会について
9 / 22	臨 時 総 会	商工会議所	21	1. 建設・不動産部会2号議員について 2. その他
10 / 20	不動産業議員交流会 特 別 委 員 会	宅 建 協 会 小田原支部	1	(公社)神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部主催会議に出席
10 / 26	臨 時 総 会	商工会議所	12	1. 正副部会長選任について 2. 常議員推薦について 3. 建設・不動産部会役員について 4. 神奈川県下不動産業議員交流会について 5. その他
2 / 17	役 員 会	商工会議所	9	1. 令和4年度事業進捗について 2. 令和5年度事業計画について 3. 行政への要望項目について 4. 次回役員会・定時総会日程について 5. 小田原箱根大博覧会2023実行委員推薦について 6. その他

オ 金融庶業部会

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
4 / 28	役 員 会	商工会議所 オンライン	14	1. 令和4年度事業について (1) 定時総会について (2) 親睦事業について 2. 神奈川県・小田原市・箱根町に対する 要望事項について

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
				3. 小田原箱根大博覧会 2022 について
6 / 7	定 時 総 会	商工会議所 オンライン	36	1. 令和3年度事業報告承認の件 2. 令和4年度事業計画の件 3. 行政への要望について 4. その他
8 / 23	役 員 会	商工会議所 オンライン	9	1. 議員選挙について 2. 臨時総会日程について 3. 小田原市優良産業勤労者表彰について 4. 神奈川県優良産業人表彰について 5. その他
9 / 21	臨 時 総 会	商工会議所 オンライン	8	1. 2号議員選出について 2. その他
10 / 26	臨 時 総 会	商工会議所 オンライン	22	1. 正副部会長選出について 2. 常議員選出について 3. 部会役員選出について 4. その他
2 / 16	役 員 会	商工会議所 オンライン	7	1. 令和4年度事業報告について 2. 令和5年度事業計画（案）について 3. 小田原箱根大博覧会 2023 実行委員 推薦について 4. その他

カ 交通運輸部会

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
6 / 16	正 副 部 会 長 会 議	商工会議所	4	1. 令和4年度定時総会について 2. その他（報告事項）
6 / 16	定 時 総 会 (はんだるクラブ合同)	商工会議所 オンライン	20	(部会議案) 1. 令和3年度会議・事業報告承認の件 2. 令和4年度事業計画承認の件 3. 行政への要望について 4. その他 (はんだるクラブ議案) 1. 令和3年度事業報告並びに収支決算承認の件 2. 令和4年度事業計画（案）びに収支予算（案）認の件 3. その他
8 / 22	役 員 会	商工会議所 オンライン	9	1. 議員選挙について 2. 臨時総会日程について

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
				3. 小田原市優良産業勤労者表彰推薦について 4. 神奈川県優良産業人表彰推薦について 5. その他
9 / 22	臨 時 総 会	商工会議所 オンライン	8	1. 2号議員選出について 2. その他
10 / 24	臨 時 総 会	商工会議所 オンライン	13	1. 正副部会長選出について 2. 常議員選出について 3. 部会役員選出について 4. その他
2 / 14	役 員 会	商工会議所	6	1. 令和4年度 交通運輸部会 会議・事業報告について 2. 令和5年度 交通運輸部会 会議・事業計画（案）について 3. 令和5年度定時総会について 4. 県・市への要望について 5. 小田原箱根大博覧会2023実行委員推薦について 6. その他

(8) その他の会議

ア 一般会議

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
4 / 11	新型コロナウイルス 対 策 会 議	商工会議所	9	1. 緊急アンケート（3回目）結果報告について 2. 県・市・町等の支援策について 3. その他
5 / 24	ハローワーク小田原 雇 用 連 絡 協 議 会	小田原公共 職業安定所	9	1. 令和3年度年間行事实施状況について 2. 令和4年度年間行事予定について 3. その他
6 / 30	新型コロナウイルス 対 策 会 議	商工会議所	10	1. 国の支援策について 2. 県・市・町等の支援策について 3. その他
11 / 16	ハローワーク小田原 雇 用 連 絡 協 議 会	小田原公共 職業安定所	8	1. 令和4年度上半期の雇用失業情勢について 2. 保護者のための就活セミナーについて 3. ジョブスタディについて 4. 西湘地区就職面接会について 5. 合同企業説明会について 6. その他

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
1 / 27	ハローワーク小田原 雇 用 連 絡 協 議 会	小田原公共 職業安定所	7	1. 西湘地区就職面接会について 2. 合同企業説明会について 3. ジョブスタディについて 4. その他

イ 小田原箱根大博覧会会議

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
4 / 22	第 9 回 実行委員会 (2 0 2 1 年 度) 第 1 回 実行委員会 (2 0 2 2 年 度)	商工会議所 オンライン	10	1. 大博覧会 2 0 2 1 事業報告について 2. 大博覧会 2 0 2 2 副委員長の選出について 3. 大博覧会 2 0 2 2 企画概要について
6 / 21	第 2 回 実行委員会	商工会議所 オンライン	10	1. 大博覧会事業企画について 2. その他
8 / 8	第 3 回 実行委員会	商工会議所 オンライン	9	1. 大博覧会事業企画について 2. その他

(9) 委員会

ア 会員増強委員会

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
7 / 22	委 員 会	UMECO オンライン	5	1. 会員増強功労者表彰について 2. 事業の総括と今後の会員増強活動について 3. その他

イ エネルギー・環境委員会

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
7 / 28	委 員 会	商工会議所 オンライン	5	1. エネルギー・環境委員会事業の総括について 2. その他

ウ 防災委員会

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
7 / 5	防 災 委 員 会	商工会議所 オンライン	8	1. 災害時の協力に関するアンケートの調査結果について 2. 防災協定の推進について 3. 防災フェア実施について 4. 防災委員会事業の総括について 5. その他

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
7 / 29	事業継続力強化 計画作成セミナー	商工会議所	12	1. 企業を取り巻く様々なリスクについて 2. 事業継続力強化計画を作ってみよう 講 師 藤田千晴氏
10 / 7	住民・企業・行政で 連携した地域防災を 考 え る ～講演会・パネル ディスカッション～	小 田 原 市 生 涯 学 習 セ ン タ ー け や き	30	第1部講演会 「神奈川県西部で想定される災害とその対応方法」 講 師 藤田千晴氏 第2部パネルディスカッション 「小田原市・小田原市自治会総連合・小田 原箱根商工会議所三者協定に基づく個別協 定締結の推進について」 進 行 倉田雅史氏 (小田原箱根商工会議所防災委員長) パネリスト 関野次男氏 (小田原市自治会総連合副会長) 石田一夫氏 (株式会社小田原百貨店取締役 管理本部長) 矢島佳典氏 (小田原市防災部防災対策課長)
3 / 20 ～31	災 害 時 に お け る 協 力 に 関 す る 会 員 向 け ア ン ケ ー ト 調 査	会員事業所	—	防災委員会より1,841事業所にアンケート 調査を送信し、250事業所より回答を頂く。

エ まちづくり委員会

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
7 / 4	委 員 会	商工会議所	3	1. 小田原市の移住・定住策について 小田原市企画部企画政策課 副課長 加藤岳史氏 2. まちづくり委員会事業の総括について 3. その他

オ 観光振興委員会

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
8 / 4	～デジタルツール でも魅力を伝えら れる写真の撮り方 を 学 ぶ ～ 売上・集客アップ セ ミ ナ ー	商工会議所 オンライン	23	1. 写真の目的 2. 撮影技法 3. 顧客について 4. 支援事例

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
8 / 4	委 員 会	商工会議所	7	1. 小田原市観光戦略ビジョンについて 2. 箱根町のHOT21観光プランについて 3. 第26期観光振興委員会活動実績について 4. その他
10 / 11	第5期「神奈川県観光振興計画（改定素案）」に対する意見募集	—	16	第5期計画改定にあたり意見募集をしている旨をメンバーに案内。

(10) 創業に関する会議・事業

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
5 / 11	起 業 ス ク ー ル 運 営 会 議	オンライン	8	1. 起業スクールカリキュラムの打ち合わせ 2. 応募状況について
5 / 21	起 業 ス ク ー ル 第 1 回	商工会議所	38	創業に向けての心構え、ビジネスコミュニケーション
5 / 28	起 業 ス ク ー ル 第 2 回	商工会議所	34	会計の仕組み、創業の基礎知識、マーケティング戦略①
6 / 4	起 業 ス ク ー ル 第 3 回	商工会議所	37	損益の予想、売上の具体化、マーケティング戦略②
6 / 11	起 業 ス ク ー ル 第 4 回	商工会議所	37	税務会計・WEB活用（準備編）、先輩創業者体験談
6 / 18	起 業 ス ク ー ル 第 5 回	商工会議所	38	WEB活用（応用編）、融資審査のポイント、創業計画作成
7 / 2	起 業 ス ク ー ル 第 6 回	商工会議所	35	ビジネスプランの発表会
8 / 27	創業ステップアップ 相 談 会 お よ び 小規模事業者持続化 補 助 金 セ ミ ナ ー	商工会議所	27	おだわら起業スクールの卒業生を対象に、創業前後の課題解決のための個別相談会と小規模事業者持続化補助金に関する、創業枠での申請についての説明を中心としたセミナーを実施
9 / 15	起 業 ス ク ー ル 運 営 会 議	オンライン	6	1. 次年度カリキュラム策定に向けた反省 2. 次年度起業スクール開催日程について
10 / 29	若 者 ・ 女 性 向 け 創 業 セ ミ ナ ー	商工会議所	8	小田原で起業を目指す若者・女性向けに会計・マーケティングを学ぶセミナーを開催
12 / 26	起 業 ス ク ー ル 運 営 会 議	商工会議所	6	1. 次年度カリキュラム内容について
2 / 25	ビジネスコミュニケーションとプレゼン力 向 上 セ ミ ナ ー	ミナカ小田原 コンベンション ホ ー ル	13	ビジネスコミュニケーションとプレゼン力のアップをテーマに、他者に伝える力を鍛えるセミナーを開催

(11) 事業承継に関する会議・事業

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
6 / 21	小田原箱根事業承継 マ ッ チ ン グ 事 業 ～ 樺をつなぐ～連絡会	商工会議所	7	1. 登録状況の報告 2. 各提携機関の取組状況の報告 3. 今後の事業周知について 4. リカレントスクールについて 5. その他
8 / 5	リカレントスクール 第 1 回	商工会議所	14	企業経営とは何かについて学ぶ
8 / 19	リカレントスクール 第 2 回	商工会議所	13	自社を定性面・定量面から知る
9 / 2	リカレントスクール 第 3 回	商工会議所	12	自社の財務を理解し、数字の活かし方を学ぶ
9 / 13	リカレントスクール 第 4 回	商工会議所	12	経営戦略の立案の仕方について学ぶ
9 / 27	小田原箱根事業承継 マ ッ チ ン グ 事 業 ～ 樺をつなぐ～連絡会	商工会議所	7	1. 登録状況の報告 2. 各提携機関の取組状況の報告 3. 今後の事業周知について 4. その他
10 / 11	リカレントスクール 第 5 回	商工会議所	11	仕事の取組みの基本的なスキルについて学ぶ
10 / 28	リカレントスクール 第 6 回	商工会議所	12	長期経営計画の立て方(1)
11 / 11	リカレントスクール 第 7 回	商工会議所	9	長期経営計画の立て方(2)
12 / 9	リカレントスクール 第 8 回	ミナカ小田原 コンベンション ホ ー ル	9	長期経営計画の発表
3 / 10	リカレントスクール アフターフォロー 懇 談 会	UMECO	4	長期経営計画後の近況報告と交流
3 / 22	小田原箱根事業承継 マ ッ チ ン グ 事 業 ～ 樺をつなぐ～連絡会	商工会議所	6	1. 登録状況の報告 2. 各提携機関の取組と事業周知について 3. 第1回リカレントスクールの実施報告 4. オープンネームマッチングプラットフォームとの連携について 5. その他

(12) タスクフォース

ア 気候変動

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
4 / 8	委 員 会	商工会議所 オンライン	8	1. 顕彰事業について 2. その他
5 / 12	委 員 会	商工会議所 オンライン	8	1. 顕彰事業について 2. その他
6 / 9	委 員 会	商工会議所 オンライン	5	1. 顕彰事業について 2. その他
7 / 7	委 員 会	商工会議所 オンライン	7	1. 顕彰事業について 2. グリーンカーボン視察会について 3. その他
8 / 10	委 員 会	商工会議所 オンライン	5	1. 顕彰事業について 2. その他
9 / 8	委 員 会	商工会議所 オンライン	6	1. 顕彰事業について 2. その他
10 / 7	委 員 会	商工会議所 オンライン	7	1. 顕彰事業について 2. その他
11 / 22	顕 彰 事 業 表 彰	湯本富士屋 ホ テ ル	233	会員表彰式内で顕彰事業（第1回小田原箱根気候変動アワード）の表彰を行った。

イ TOKYO2020

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
5 / 24	委 員 会	商工会議所 オンライン	15	1. TOKYO2020タスクフォース 事業総括について 2. 「TOKYO2020小田原箱根から 世界へ」制作映像の周知について 3. その他

(13) 省エネお助け隊に関する会議・事業

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
6 月	省 エ ネ 診 断 事 業	—	—	省エネ診断・支援実績16社
7 / 19	設 備 導 入 支 援 省 エ ネ セ ミ ナ ー	商工会議所 オンライン	8	1. 小田原箱根商工会議所がすすめる支援 概要 2. 中小企業の省エネ効果の紹介 3. Q&A およびアンケート、個別相談
9 / 7	設 備 導 入 支 援 省 エ ネ セ ミ ナ ー	松 戸 商工会議所 オンライン	34	1. 小田原箱根商工会議所が提供する支援 概論 2. 中小企業の省エネ効果の紹介 3. 千葉県の地球温暖化対策に係る取組に ついて

(14) 副業人財活用事業

ア 広報戦略プロジェクト

プロデューサー 金澤達也氏

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
5 / 12	第 1 回 打ち合わせ	商工会議所	6	・ 広報PJとしての目標について ・ 商工会議所「広報 チーム」としての動きについてフィードバック（現状と今後） ・ KPI/KGIの数値の立て方について
6 / 6	第 2 回 打ち合わせ	商工会議所	5	・ 直近アクセス解析結果について（ホームページ、Facebookページ） ・ 広報PJとしての目標について ・ KPI/KGIの設定について ・ 非会員データについて ・ 広報チームの課題について ・ プロモーション動画について
6 / 22	第 3 回 打ち合わせ	商工会議所	5	・ プロモーション動画の活用方法について ・ 直近アクセス解析結果について（ホームページ、Facebookページ） ・ KGI/KPI具体的な数値の落とし込み ・ 次回までの宿題等（スケジュール、現状の課題など）
7 / 11	第 4 回 打ち合わせ	商工会議所	5	・ 会員満足度調査について ・ アンケート草案について ・ KPI/KGIに対するスケジュールについて ・ 直近アクセス解析結果について（ホームページ、Facebookページ） ・ Twitterアカウントについて
7 / 20	第 5 回 打ち合わせ	商工会議所	5	・ KPI達成のための具体的な施策について ・ 直近アクセス解析結果について（ホームページ、Facebookページ） ・ 広報TMの運用体制と業務分掌について ・ 前回からの宿題等
7 / 26	第 6 回 打ち合わせ	商工会議所	5	・ 会員・非会員情報の分析について ・ SEO対策の具体案について ・ 広報運用体制のイメージについて ・ SNSアカウント（Facebook、Twitter）、Google ツール、Microsoft teamsの運用について ・ Bingo！CMS使い方について

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
8 / 9	第 7 回 打 ち 合 わ せ	商工会議所	5	・ ソーシャルメディアポリシー・ガイドラインについて ・ タスク表について ・ 効果測定（目標数値推移表）について ・ ネタ進行管理表について ・ ネタ会議の運用について ・ 前回の宿題の確認（各自）
8 / 16	第 8 回 打 ち 合 わ せ	オンライン	5	・ ソーシャルメディアポリシー・ガイドラインについて ・ Youtube、Twitter、Facebookの画像・コメント・文言の修正について ・ ネタ会議（前回の進捗と新たな新ネタの選定） ・ 広報事業の運用体制について ・ 前回の宿題の確認（各自）
9 / 15	報 告 会	商工会議所	5	・ 半期の振り返り
9 / 15	第 9 回 打 ち 合 わ せ	商工会議所	4	・ 業務改革プロデューサーと打ち合わせ ・ 9 月のスケジュール調整等
9 / 22	第10回 打 ち 合 わ せ	商工会議所	6	・ 報告会の内容共有 ・ 業務改革TMとの打ち合わせ内容共有 ・ 各自宿題の進捗確認 ・ 目標数値（KPI）推移の確認 ・ Twitterの運用について ・ タスク表の担当決め、内容確認（チーム全体として）
9 / 29	第11回 打 ち 合 わ せ	商工会議所	6	・ 業務改革TMの報告内容と連携できるところについて ・ GA4の開設問題について ・ 各自宿題の進捗確認 ・ タスク表の進捗確認 ・ ネタ会議（現在の進捗と新たな新ネタの選定）
10 / 12	第12回 打 ち 合 わ せ	商工会議所	6	・ 業務改革TMの報告内容と連携できるところについて ・ GA4の設定について（既存データのバックアップ項目について） ・ 各自宿題の進捗確認 ・ 目標数値（KPI）推移の確認 ・ 各自タスクの進捗確認、ネタ会議（現在

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
				の進捗と新たな新ネタの選定) ・職員向け勉強会、SNS運用ルールについて
10/24	第13回打ち合わせ	商工会議所	6	・各自宿題の進捗確認（会員・非会員分析、HP診断、TDK修正、Twitter、HP改修など） ・目標数値（KPI）推移の確認 ・各自タスクの進捗確認 ・ネタ会議（現在の進捗と新たな新ネタの選定） ・今後の会議体について（分科会実施） ・情報発信の運用ルール（会議所内）についてのヒアリング
11/8	第14回打ち合わせ	商工会議所	6	・各自宿題の進捗確認 ・目標数値の確認 ・タスク表の進捗確認 ・ネタ会議（現在の進捗と新たな新ネタの選定） ・Youtube、Twitter、Facebookページの運用ルールについて
11/10	第 1 回 分 科 会	オンライン	5	・ホームページ改修、SEO対策について ・メールマガジン改修アイデアについて ・広報誌、商工誌改修アイデアについて ・仕込みネタの情報発信について ・SNSフォロワー増加施策について
11/25	第15回打ち合わせ	商工会議所	6	・ホームページ分析、診断、改修部分の共有 ・各自宿題の進捗確認、分科会内容の共有 ・目標数値の確認、SNSフォロワーについて、タスク表の進捗確認 ・ネタ会議（現在の進捗と新たな新ネタの選定） ・広報・情報発信のフロー、マニュアル作成、キックオフについて
12/1	第 2 回 分 科 会	オンライン	5	・ホームページ改修、SEO対策について ・メールマガジン改修アイデアについて ・広報誌、商工誌改修アイデアについて ・仕込みネタの情報発信について ・SNSフォロワー増加施策について（各担当分けについて）
12/9	第16回打ち合わせ	商工会議所	6	・各自宿題の進捗確認

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
				・分科会の共有と全体確認 ・目標数値、タスク表の進捗確認 ・ネタ会議（現在の進捗と新たな新ネタの選定） ・キックオフの準備について
12／15	第 3 回 分 科 会	オンライン	5	・SNSフォロワー増加施策について（Twitter担当） ・ホームページ改修、SEO対策について ・広報誌、商工誌改修アイデアについて ・仕込みネタの情報発信について ・SNSフォロワー増加施策について（Facebook、Youtube担当）
12／20	第17回打ち合わせ	商工会議所	6	・各自宿題の進捗確認、分科会の共有と全体確認 ・目標数値、タスク表の進捗確認 ・ネタ会議（現在の進捗と新たな新ネタの選定） ・広報・情報発信のフロー、マニュアル作成、キックオフについて ・報告会
1／10	第18回打ち合わせ	商工会議所	5	・各自宿題の進捗確認 ・分科会の共有と全体確認 ・目標数値、タスク表の進捗確認 ・ネタ会議（現在の進捗と新たな新ネタの選定） ・報告会のフィードバックと宿題の検討
1／17	第 4 回 分 科 会	オンライン	5	・SNS施策と課題点の共有、対策（Twitter担当・Facebook担当各自） ・ホームページ改修、SEO対策について ・広報誌、商工誌の改修について ・仕込みネタの情報発信について ・アクセス解析の習慣化について
1／25	第19回打ち合わせ	商工会議所	6	・各自宿題の進捗確認 ・分科会の共有と全体確認 ・目標数値、タスク表の進捗確認 ・ネタ会議（現在の進捗と新たな新ネタの選定） ・報告会からの宿題の検討、ゴール・仕組みづくりについて

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
2 / 7	第20回打ち合わせ	商工会議所	6	・各自宿題の進捗確認 ・分科会の共有と全体確認 ・目標数値、タスク表の進捗確認 ・ネタ会議（現在の進捗と新たな新ネタの選定） ・宿題とゴールについて、キックオフについて
2 / 15	第 5 回 分 科 会	オンライン	5	・SNS施策と課題点の共有、対策（Twitter担当・Facebook担当各自） ・ホームページ改修、SEO対策について ・会報誌、商工誌の改修について ・仕込みネタの情報発信について ・アクセス解析の習慣化について
2 / 22	第21回打ち合わせ	商工会議所	6	・各自宿題の進捗確認 ・分科会の共有と全体確認 ・目標数値、タスク表の進捗確認 ・ネタ会議（現在の進捗と新たな新ネタの選定） ・宿題と今年度のゴールについて（3月までの取り組み検討）
3 / 8	第22回打ち合わせ	商工会議所	6	・各自宿題の進捗確認 ・分科会の共有と全体確認 ・目標数値、タスク表の進捗確認 ・ネタ会議（現在の進捗と新たな新ネタの選定） ・来年度の広報について（会頭報告資料、残タスク、ゴールと来年度に向けて）
3 / 14	第 6 回 分 科 会	オンライン	5	・SNS施策と課題点の共有、対策（Twitter担当・Facebook担当各自） ・ホームページ改修、SEO対策について ・会報誌、商工誌の改修について ・仕込みネタの情報発信について ・アクセス解析の習慣化について ・各自の来年度に向けてやること整理
3 / 24	第23回打ち合わせ	商工会議所	6	・各自宿題の進捗確認 ・分科会の共有と全体確認 ・目標数値、タスク表の進捗確認 ・ネタ会議（現在の進捗と新たな新ネタの選定）

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
				・来年度の広報について（会頭報告資料、残タスク、ゴールと来年度に向けて）

イ 業務改革プロジェクト

プロデューサー 山本修平氏

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
4/28	第 1 回 打 合 せ	商工会議所	5	・背景、目的、現状の共有 ・主な課題の共有 ・今後の活動方針について
5/25	第 2 回 打 合 せ	商工会議所	4	・業務改革実行ワークショップを実施
6/9	第 3 回 打 合 せ	おだわらいノバージョンラボ	5	・運用業務に関して、打ち手とマイルストーンを特定 ・定量的効果目標の検討
6/22	課 題 抽 出 会 議	オンライン	3	・C' s-Cloudについて
6/28	第 4 回 打 合 せ	オンライン	5	・業務の具体的改善案検討
7/5	課 題 共 有 会 議	オンライン	3	・C' s-Cloudについて
7/13	第 5 回 打 合 せ	オンライン	5	・業務改善計画方針の取りまとめ ・プロジェクトXの素案検討
7/28	機能改修依頼会議	商工会議所	5	・Bingo! CMSについて
7/28	解 決 策 検 討 会 議	商工会議所	5	・C' s-CloudとNASバックアップについて
8/5	第 6 回 打 合 せ	商工会議所	5	・業務改善計画素案のブラッシュアップ ・達成すべき業務改革目標の落とし込み
8/25	第 7 回 打 合 せ	商工会議所	5	・業務改革計画書（案）の実践内容のマイルストーンと実行内容の決定
9/15	第 8 回 打 合 せ	オンライン	4	・業務改革計画の検討 ・広報プロジェクトとの連携について初回ディスカッション実施
9/22	第 9 回 打 合 せ	商工会議所	3	・業務改善計画を鈴木会頭へプレゼンテーション ・今後の検討事項の共有
10/1	業務改革キックオフ	ハイブリッド	—	・業務改革計画の共有と実行
10/13	第 10 回 打 合 せ	商工会議所	5	・プロジェクト推進状況の確認 ・プロジェクトXの具現化についてディスカッション

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
10/28	第 1 1 回 打 合 せ	オンライン	5	・プロジェクト推進状況の確認 ・プロジェクトXの具現化についてディスカッション ・プロジェクトXに関する具体的利用シーンやニーズの深堀を実施
11/7	第 1 2 回 打 合 せ	オンライン	5	・プロジェクト推進状況の確認 ・プロジェクトXの具現化についてディスカッション ・ゴール・効果・想定マイルストーンの確認 ・ギャップと制約、代替案に関する初回ディスカッションを実施
11/25	第 1 3 回 打 合 せ	オンライン	5	・プロジェクト推進状況の確認 ・3月までの定例実行計画の見通しについて確認 ・改めて業務改革の目標とプロジェクト推進状況を確認 ・プロジェクトXの具現化についてディスカッション
12/14	第 1 4 回 打 合 せ	オンライン	4	・現場主導業務改革のアウトプットイメージ（報告事項）の共有 ・プロジェクトXのアウトプットイメージについてディスカッション
12/26	第 1 5 回 打 合 せ	オンライン	5	・プロジェクトXのアウトプットイメージについてディスカッション
1/11	第 1 6 回 打 合 せ	オンライン	5	・現場主導型プロジェクトの1月～3月の活動見通しの確認 ・プロジェクトXのアウトプットイメージについての具体的な合意 ・会員接触履歴の具体的内容として、実出席履歴の取得を検討 ・外出先からの業務データ活用の検討素案のディスカッション ・SaaS型のドライブ活用について継続検討
1/27	第 1 7 回 打 合 せ	オンライン	5	・報告会を想定した資料内容の方向性の合意 ・現場主導型プロジェクトの活動見通しの確認、プロジェクトXのアウトプットイメージの方向性を共有
2/20	第 1 8 回 打 合 せ	オンライン	5	・活動取りまとめ資料の作成
3/16	第 1 9 回 打 合 せ	商工会議所	5	・報告会に向けた報告資料の最終準備

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
				・活動の定量的成果のとりまとめを実施
3／26	最 終 報 告 会	商工会議所	9	・業務改革プロジェクト最終報告会の実施

ウ 美食のまち

プロデューサー 藤本千穂氏

月 日	会 議 名	開催場所	出席者数	内 容
5／9	第 1 回 打 合 せ	商工会議所	5	小田原市が主導する「美食のまち小田原推進事業」との関わり方と今後の活動方針について、副業人財プロデューサーと商工会議所担当者にて認識の共有を行った。
5／11	第 2 回 打 合 せ	商工会議所	8	小田原市の「美食のまち小田原推進事業」担当者より、事業内容・各種スケジュールについての説明を受けた後、今後の協力体制について整理・認識の共有を行った。
5／25	ワークショップ	おだわら イノベーション シヨンプラ ボ	14	小田原市の「美食のまち小田原推進事業」担当者からの事業説明の後、SWOT分析を用いて「美食のまち小田原」の推進にあたっての意見交換を行った。
7／5	第 3 回 打 合 せ	商工会議所	4	副業人財プロデューサーが行った、小田原地域内からの「美食のまち小田原」の推進に関する意見と域外からの同事業推進に関する意見の集約・分析結果を共有し、行政への提案内容を整理した。
8／4	第 4 回 打 合 せ	商工会議所	8	「美食のまち小田原推進事業」担当者より事業の進捗状況について、推進のための組織立上げのための事業者公募等に係る内容を中心とした説明を受けた後、提案・意見交換を行った。
11／2	第 5 回 打 合 せ シェアキッチン視察	商工会議所 お よ び A R U Y O O D A W A R A	8	「美食のまち小田原推進事業」担当者より事業の進捗状況に関する説明を受けた後、意見交換を行った。その後、市内のシェアキッチン施設の視察を行った。

6. 事業

(1) 各種事業活動

ア 一般事業

月 日	事業名	開催場所	出席者数	内 容
4 / 6	合 同 入 社 式	小田原お堀端 コンベンション ホ ー ル	127	1. 入社式 2. 新入社員セミナー
4 / 20 ～ 5 / 20	会 員 満 足 度 調 査 ア ン ケ ー ト	—	—	会員事業所向けに会員満足度調査アンケートを実施
5 / 10	会 員 大 会	商工会議所	87	1. 会頭所信と活動計画の発表 2. 特別講演 テーマ：日本のデジタル政策について 講 師：デジタル大臣／行政改革担当 大臣／内閣府特命担当大臣 (規制改革大臣) 牧島かれん氏
5 / 25	就 職 情 報 交 換 会	小田原お堀端 コンベンション ホ ー ル	—	参加学校11校、参加事業所18社
6 / 15	合 同 企 業 説 明 会	小田原お堀端 コンベンション ホ ー ル	74	会員事業所30社が参加
7 / 3 ～ 7 / 31	企 業 従 事 者 健 康 診 断	小 田 原 卸 商業団地・ 仙石原文化 セ ン タ ー	694	企業従事者労働安全衛生規則法定検診及び 特別検診
7 / 8 ～ 9 / 30	企 業 従 事 者 健 康 診 断	小田原箱根 健 診 クリニック	303	企業従事者労働安全衛生規則法定検診及び 特別検診
8 / 27	珠算優良生徒表彰	—	4	珠算の振興と技術の向上を図るため、優良 生徒の表彰を各珠算塾にて実施 (日本珠算連盟小田原支部と共催)
10 / 4	合同入社式同期会	小田原お堀端 コンベンション ホ ー ル	46	1. フォローアップ研修 2. グループディスカッション
11 / 9	労 働 講 座	UMECO	27	テーマ：「あなたのワークライフバランス どうですか」 講 師：大谷真氏（社会保険労務士）
11 / 22	会 員 表 彰 式	湯本富士屋 ホ テ ル	233	1. 会員表彰式 優良従業員表彰 56事業所262名 優良産業人表彰 3名

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
				優良小売店舗表彰 7店 会員増強功労者表彰 9名 功労役員・議員特別表彰 17名 2. 記念バイオリンコンサート 演奏者：バイオリニスト 式町水晶氏 3. 抽選会
12/13	新議員への事業説明会 懇 親 会	商工会議所	10	1. 事業説明会 2. 懇親会
12/18	保 護 者 の た め の 就 活 セ ミ ナ ー	UMECO	9	テーマ：若者世代の就職活動について 講 師：(株)リクルート就職みらい研究所 主任研究員 杉村希世子氏
1/6	新 年 会 員 賀 詞 交 歓 会	小田原お堀端 コンベンション ホ ー ル	142	会員の招福と賀詞交歓会
2/8	小 田 原 政 労 使 フ ォ ー ラ ム	小田原お堀端 コンベンション ホ ー ル	69	テーマ：「多様な人材が活躍できる働き方改革」 1. 基調講演 講 師：中央大学大学院戦略経営研究科教授 東京大学名誉教授 佐藤博樹氏 2. パネルディスカッション パネリスト：小田原市長 守屋輝彦氏 小田原箱根商工会議所会頭 鈴木悌介氏 小田原・足柄地域連合議長 丸山秀和氏
2/21	西湘地区就職面接会	UMECO	20	16社が参加
2/24	議 員 例 会	湯本富士屋 ホ テ ル	39	テーマ：「スポーツによるまちづくり」 講 師：(株)湘南ベルマーレフットサルクラブ 代表取締役社長 佐藤伸也氏 講 師：(株)ミクニ 代表取締役社長 生田久貴氏 (小田原箱根商工会議所 副会頭)
2/24	議 員 新 年 会	湯本富士屋 ホ テ ル	35	役員・議員の祝福と懇親。
3/9	合 同 企 業 説 明 会	小田原お堀端 コンベンション ホ ー ル	55	会員事業所32社が参加
3/14	ジョブスタディ	UMECO	58	市内高校2年生を対象に採用担当者からの アドバイスの第1部と、企業人事担当者との 交流会を開催。

イ 小田原箱根大博覧会事業

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
7/30	箱根フェスタ2022	湯本観光 駐車場(西) 湯本見番 特設会場	—	【新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により中止】 青年部の企画により、地域の特性が活かされ長きにわたり傳承されている『文化、伝統、芸能』にスポットをあて新たな魅力の発信を行い、出店者等の販路開拓の機会を設けるとともに、来場者から日々変化する観光ニーズをリサーチしフィードバックを行い地域経済に資する事業を企画
9/9	箱根スポーツフェス 箱根リゾートカップ	仙石ゴルフ コース	64	観光飲食部会の企画により、箱根スポーツリゾートを創出するため、ゴルフ女子をターゲットとしてゴルフを通じた新しいコミュニケーションの場と箱根ファンの交流を深める事業を実施
9/24 ・25	バイカーズパラダイス 南箱根×箱根 ネイチャーフェスタ	バイカーズ パラダイス 南箱根	1,024	観光飲食部会の企画により、箱根にてツーリングを楽しむライダーをターゲットに、ツーリングを切り口とした箱根ならではのコースとスポットなど観光経済に繋がるイベントを実施することにより、関連事業者の販路拡大を図った 【9/24は荒天により中止】
10/7	地域防災を考える 講演会・パネル ディスカッション	小田原市 生涯学習 センター けやき	30	「小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市による防災に関する包括連携協定」の普及推進に向けたパネルディスカッションの実施とそれに先立ち小田原を中心とした地域の災害の発生リスクと防災対策についての講演会を実施
10/8 ～10	「秋のマルシェ」・ 「小田原水れもんバル」	小田原 アリーナ 小田原駅周辺	来場者 1,000 参加者 280	新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けた小田原の飲食店を支援する事業として、キッチンカーなどの出店の場として伝統工芸の体験とコラボレーションした集客イベントと、送客を目的としたいわゆる「まちバル」を併催で実施
10/25	観光資源再発掘 講演会 (徳川慶喜公の小田原 滞在記録講演会)	UMECO	50超	最後の将軍・徳川慶喜公が避寒地として晩年を過ごした小田原滞在の記録をもとに、今も続く老舗や名所旧跡、豊かな自然の解説などを通じて小田原の観光資源の更なる掘り起こしにつなげ、魅力の発信と回遊を促すきっかけとした
11/12	まちづくり・ものづくり おしごとフェア	ダイナシティ ウエスト広場	約1,000	建設・不動産部会、工業ものづくり部会の企画により、建設重機の試乗体験、企画

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
				ブースの展開や伝統工芸の体験、現代のものづくりにもスポットを当て、ものづくりのPRを実施
11／16	事業所向け経営相談会	商工会議所	21	金融庶業部会の企画により、9士業（弁護士、社会保険労務士、税理士、行政書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士、不動産鑑定士、中小企業診断士、司法書士）による事業所向け無料経営相談会を実施
11／17 ・24	小田原宿なりわいまち歩きツアー	小田原市内	44	観光飲食部会、商業部会の企画により、「小田原ならではの」の歴史的資源・観光資源を対外的に発信し、新たなまち歩きツアーへ結びつくツアーを実施
12／1 ・6	箱根宮ノ下商店会さんぽツアー	宮ノ下周辺	42	観光飲食部会、商業部会の企画により、「箱根ならではの」の歴史的資源・観光資源を対外的に発信し、新たなまち歩きツアーへ結びつくツアーを実施
12／9	箱根スポーツフェス 箱根リゾートカップ	箱 根 カントリー 倶 楽 部	32	観光飲食部会の企画により、箱根スポーツリゾートを創出するため、ゴルフ女子をターゲットとしてゴルフを通じた新しいコミュニケーションの場と箱根ファンの交流を深める事業を実施
12／11	冬の安心・安全のりものフェア	観 光 交 流 セ ン タ ー にぎわい広場	約800	「安全・安心」をキーワードにした乗り物を展示し、交通運輸業を地域の特徴あるなりわいとして周知するとともに、将来の担い手である子どもたちに触れ合う機会を提供
12／12 ～ 1／31	仙石原・金時山 スタンプラリー	仙 石 原	発行枚数 5,000枚	商業部会、観光飲食部会の企画により、金時山の標高（1,212m）にちなんで、12月12日から実施。観光客に来店してもらおうきっかけ、店舗の魅力を発信し、商店会のPR等に寄与した

ウ 箱根支部事業

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
4／6	商店個別巡回指導	宮城野地区	10	商店を個別に巡回指導
6／2	商店個別巡回指導	湯 本 地 区	11	商店を個別に巡回指導
6／3	公的融資相談会	箱 根 支 部	4	日本政策金融公庫・神奈川県信用保証協会による融資相談会を開催
8／29	商店個別巡回指導	宮ノ下地区	9	商店を個別に巡回指導
10／21	商店個別巡回指導	強 羅 地 区	10	商店を個別に巡回指導
10／23	商店個別巡回指導	仙石原地区	10	商店を個別に巡回指導

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
11／1	商店個別巡回指導	湯 本 地 区	10	商店を個別に巡回指導
11／25	公 的 融 資 相 談 会	箱 根 支 部	5	日本政策金融公庫・神奈川県信用保証協会による融資相談会を開催
12／15	商店個別巡回指導	芦ノ湖地区	10	商店を個別に巡回指導
1／26	商店個別巡回指導	仙石原地区	10	商店を個別に巡回指導
2／15 ～17	F e e l N I P P O N 春 2 0 2 3	東京ビッグ サ イ ト	2	東京ビッグサイトにて、箱根ジオパーク特産品をPR

エ 部会事業

(ア)商業部会

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
4／19	第 3 弾 お だ わ ら 梅 丸 商 品 券 取 扱 店 募 集 案 内	—	—	小田原市商店街連合会おだわら梅丸商品券 実行委員会事業のプレミアム付き商品券 「第3弾おだわら梅丸商品券」の取扱店募 集を周知
5／24	講 演 会	商工会議所 オンライン	15	テーマ：V字回復ノウハウ15連発 講 師：㈱ノウハウバンク 代表取締役 三科公孝氏
6／15 ～16	役 員 先 進 地 視 察 研 修 会	福 岡 方 面	7	MARK IS福岡もち 上川端商店街 等を視察
9／21	講 演 会	商工会議所	17	テーマ：税理士社長の経営奮闘記 エンタメ経営で生き残れ！銚子 電鉄の挑戦 講 師：銚子電気鉄道㈱ 代表取締役社長・税理士 竹本勝紀氏
9／28	藤 沢 商 工 会 議 所 商 業 部 会 情 報 交 換 会	商工会議所	12	藤沢商工会議所商業部会と「部会活動」「市 内商業に関する現状と課題等について」な どをテーマに、情報・意見交換を行った
9／30	お だ わ ら 子 育 て 世 帯 応 援 券 取 扱 店 募 集 案 内	—	—	小田原市商店街連合会おだわら子育て世帯 応援券事業実行委員会事業の「おだわら子 育て世帯応援券」の取扱店募集を周知
11／14	小田原市優良産業 勤労者表彰並びに 技能者表彰表彰式	生 涯 学 習 セ ン タ ー け や き	8	部会推薦により8名受賞 福井 博（㈱丸江） 早崎哲雄（万葉倶楽部㈱） 米倉光男（スズヒロシーフーズ㈱） 中村敏治（スズヒロシーフーズ㈱） 加藤 忍（㈱小田原百貨店） 伊藤智宏（㈱小田原百貨店） 佐藤 愛（㈱菜の花）

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
				小笠原茂（箱根登山トータルサービス㈱）
11／17 ・24	小田原箱根大博覧会 小田原宿なりわい まち歩きツアー	小田原市内	44	観光飲食部会、商業部会合同企画。漁港から、匠の技、自慢のグルメまで、小田原の魅力を再発見するツアーを実施
11／28	神 奈 川 県 優 良 小 売 店 舗 表 彰 式	神奈川県庁	2	2店舗受賞 ちいさな森のスイーツ もくもく 浜松屋
12／1 ・6	小田原箱根大博覧会 箱根宮ノ下商店会 さんぽツアー	宮ノ下地区	42	観光飲食部会、商業部会合同企画。レトロな雰囲気漂う宮ノ下の路地を歩きながら、古さと新しさが共存する不思議な魅力を感じるツアーを実施
12／10	小 田 原 市 主 要 商店街流動客調査	小 田 原 駅 周 辺 各 所	—	小田原駅周辺各所に12時～18時で流動客調査を実施
12／12 ～ 1／31	小田原箱根大博覧会 仙石原・金時山 スタンプラリー	仙 石 原	発行枚数 5,000枚	商業部会、観光飲食部会の企画により、金時山の標高（1,212m）にちなんで、12月12日から実施。観光客に来店してもらおうきっかけ、店舗の魅力を発信し、商店会のPR等に寄与した
2／1	神 奈 川 県 優 良 産 業 人 表 彰	神奈川県民 ホ ー ル	2	部会推薦により2名受賞 倉林卓己（㈱鳳文堂） 猪野晶子（㈱花のコウノ）
2／14	部 会 員 新 年 懇 親 会	商工会議所	56	部会員新年懇親会を開催 アコースティック音楽トリオ「わをん」によるミニコンサート、福引き抽選を実施

（イ）工業ものづくり部会

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
4／13	巡 回 サ ポ ー ト	1 社	1	よろず支援拠点小田原サテライトと連携し、製造事業所の巡回支援を行う
5／2	巡 回 サ ポ ー ト	1 社	1	KISTEC、KIPと連携し、製造事業所の巡回支援を行う
5／9	巡 回 サ ポ ー ト	1 社	1	よろず支援拠点小田原サテライトと連携し、製造事業所の巡回支援を行う
5／10	会 計 監 査	㈱新玉製作所 ㈱カネタ 前田商店	2	会計監査を実施
6／3	巡 回 サ ポ ー ト	6 社	6	1. 農畜産業と惣菜製造業とのビジネス マッチングを開催
6／10	巡 回 サ ポ ー ト	1 社	1	よろず支援拠点小田原サテライトと連携

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
				し、製造事業所の巡回支援を行う
6／28	製造業向けインボイス制度勉強会	商工会議所 オンライン	22	製造業に特化したインボイス制度の勉強会を行う。
7／5	生産性分析と向上セミナー	商工会議所	7	ポリテクセンター関東との共催セミナーを開催
7／13	巡回サポート	5 社	5	農畜産業と惣菜製造業とのビジネスマッチングを開催
8月	工業ものの部会 新聞発行	—	—	工業ものの部会新聞を発行
9／2	巡回サポート	5 社	5	農畜産業と惣菜製造業とのビジネスマッチングを開催
9／29	補助金＆経営 個別相談会	商工会議所	3	各種補助金申請支援と経営全般に関する個別相談会を開催
10／11	補助金＆経営 個別相談会	商工会議所	4	各種補助金申請支援と経営全般に関する個別相談会を開催
10月	親睦ゴルフ大会	—	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】
11／4	巡回サポート	1 社	1	税理士と連携し、製造事業所の巡回支援を行う。
11／4	巡回サポート	1 社	1	社会保険労務士と連携し、製造事業所の巡回支援を行う。
11／12	小田原箱根大博覧会 まちづくり・ものづくり おしごとフェア	ダイナシティ ウェスト広場	1,000	建設・不動産部会と共同企画で開催
11／14	小田原市優良産業 勤労者表彰並びに 技能者表彰式	生涯学習 センター けやき	12	部会推薦により12名受賞 清水 寛（かんデザイン工房(有)） 露木和孝（寄木細工のつゆき） 古張未加（花王(株)小田原事業場） 真田雅美（(株)鈴廣蒲鉾本店） 久住呂州馬（第一三共ケミカルファーマ(株) 小田原工場） 樋口好輝（相日防災(株)） 多田泰浩（小田原ガス(株)） 小柳善孝（極東精機(株)） 赤坂冬樹（極東精機(株)） 芹沢 厚（(株)古川） 下川幸江（Meiji Seika ファルマ(株)小田原 工場） 倉島 衛（ライオン(株)小田原工場）
12月	工業ものの部会 新聞発行	—	—	工業ものの部会新聞を発行

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
12／2	巡 回 サ ポ ー ト	1 社	1	WEBコンサルタントと連携し、製造事業所の巡回支援を行う。
12／8	巡 回 サ ポ ー ト	1 社	1	中小企業診断士と連携し、製造事業所の巡回支援を行う。
12／8	忘 年 会	—	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】
1 月	も の づ く り 企 業 ガ イ ド 発 行	—	1,200部	ビジネスマッチングに寄与することを目的に中小企業100社の技術紹介を行うガイドブックを発行
1／26	補 助 金 & 経 営 個 別 相 談 会	商工会議所	4	各種補助金申請支援と経営全般に関する個別相談会を開催
2 月	親 睦 ゴ ル フ 大 会	—	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】
2 月	管 外 視 察 会	—	—	【新型コロナウイルス感染拡大防止により中止】
2／1 ～3	テクニカルショウ ヨコハマ2023 共 同 出 展	パシフィコ 横 浜	7 社	共同出展を行い、管内製造業のPRを行った。
2／1	神 奈 川 県 優 良 産 業 人 表 彰	神奈川県民 ホ ー ル	2	部会推薦により2名受賞 海野和久（小田原ガス㈱） 出野正一（㈹出野木工所）
2／7	補 助 金 & 経 営 個 別 相 談 会	商工会議所	3	各種補助金申請支援と経営全般に関する個別相談会を開催
3／3	ITツールを活用した 業 務 改 善 セ ミ ナ ー	商工会議所	10	ポリテクセンター関東との共催セミナーを開催
3 月	工 業 も の 部 会 新 聞 発 行	—	—	工業ものの部会新聞を発行

(ウ)観光飲食部会

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
5／18	セ ミ ナ ー	UMECO	26	テーマ：ゼロからマスターできる 「ふるさと納税」と選ばれる返礼品のコツ 食品衛生管理セミナー 講 師：木村税務会計事務所 所長 木村聡子氏 代表 青野吉雄氏
9／9	小田原箱根大博覧会 箱根リゾートカップ	仙石ゴルフ コ ー ス	64	ゴルフ女子をターゲットとしてゴルフを通じて箱根のゴルフ場をPR、並びに箱根への

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
				再来訪を促進
9／24 ・25	小田原箱根大博覧会 バイカーズパラダイス 南 箱 根 × 箱 根 ネイチャーフェスタ	バイカーズ パラダイス 南 箱 根	—	「箱根の自然を楽しもう」を開催コンセプトに、スーパーBBQ等のキッチンカーの出店、アウトドア関連ブース、ワークショップ、キャンピングカーなど車両の展示の他、ドッグランを実施 ※9月24日は荒天により中止
11／14	小田原市優良産業 勤労者表彰並びに 技 能 者 表 彰 式	生 涯 学 習 セ ン タ ー け や き	4	部会推薦により4名受賞 西久保英山（㈱東華軒） 内田孝充（㈱しいの食品） 野崎文子（有だるま料理店） 村松義和（鈴廣かまぼこ㈱）
11／17 ・24	小田原箱根大博覧会 小田原宿なりわい まち歩きツアー	小田原市内	44	観光飲食部会、商業部会合同企画。早川周辺を中心に、魚市場や寄木細工や漆器などの小田原のなりわいを再発見するツアーを実施 参加人数 11月17日 22名 11月24日 22名
12／1 ・6	小田原箱根大博覧会 箱根宮ノ下商店会 さんぽツアー	宮ノ下周辺	42	観光飲食部会、商業部会合同企画。宮ノ下の方々がガイドを勤め、本年度は温泉をテーマにまちあるきを実施。 参加人数 12月2日 21名 12月9日 21名
12／9	小田原箱根大博覧会 箱根リゾートカップ	箱 根 カントリー 倶 楽 部	32	ゴルフ女子をターゲットとしてゴルフを通じて箱根のゴルフ場をPR、並びに箱根への再来訪を促進
12／12 ～ 1／31	小田原箱根大博覧会 仙石原・金時山 スタンプラリー	仙 石 原	発行枚数 5,000枚	商業部会、観光飲食部会の企画により、金時山の標高（1,212m）にちなんで、12月12日から実施。観光客に来店してもらうきっかけ、店舗の魅力を発信し、商店会のPR等に寄与した
2／1	神 奈 川 県 優 良 産 業 人 表 彰	神奈川県民 ホ ー ル	1	部会推薦により1名受賞 篠塚 剛（鈴廣かまぼこ㈱）

(エ)建設・不動産部会

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
6／27	インボイス制度 勉 強 会	商工会議所 オンライン	26	一人親方・小規模建設事業者向けにインボイス制度の勉強会を開催
8／31	酒匂川橋梁 記念碑 建立プロジェクト	酒匂橋付近	1	「酒匂川橋梁」の土木学会選奨土木遺産記念碑除幕式に出席

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
10／6	PPP・PFI勉強会 (第1回)	商工会議所	11	金融庶業部会共催 テーマ：公民連携によるまちづくり・公共 事業・公有資産活用① 講 師：(一社)国土政策研究会 理事 伊庭良知氏
10／13	親睦ゴルフ大会	大箱根 カントリー 倶 楽 部	11	1位 倉田雅史 (株)東海ビルメンテナンス) 2位 北村純平 (株)日立ビルシステム) 3位 長岡瑞祐 (株)神奈川ナブコ 小田原 営業所)
11／10	PPP・PFI勉強会 (第2回)	商工会議所	13	金融庶業部会共催 テーマ：公民連携によるまちづくり・公共 事業・公有資産活用② 講 師：(一社)国土政策研究会 理事 伊庭良知氏
11／12	小田原箱根大博覧会 まちづくり・ものづくり おしごとフェア	ダイナシティ ウェスト広場	約1,000	工業ものづくり部会との共催 協力：小田原左官業組合、(公社)神奈川 県宅地建物取引業協会小田原支部、 (一社)湘南建設業協会、神奈川県 県西土木事務所小田原土木センター、 (株)成信、(株)FRPカジ、小田原・箱根 「木・技・匠」実行委員会
11／14	小田原市優良産業 勤労者表彰並びに 技能者表彰式	生涯学習 センター けやき	4	部会推薦により4名受賞 遠山しおみ (万力住販(株)) 古谷幸宏 (古谷造園) 秋田佳寿美 (株)東海ビルメンテナンス) 小清水和子 (株)東海ビルメンテナンス)
2／1	神奈川県 優良産業人表彰	神奈川県民 ホー ル	1	部会推薦により1名受賞 清海哲男 ((有)プラクセス)

(オ)金融庶業部会

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
6／7	講 演 会	商工会議所 オンライン	38	特別講演 テーマ：データで見る小田原市の地域経済 講 師：(株)日本経済研究所 鵜殿裕氏
7／12	親睦ボウリング大会	小田原コロナ キャット ボウ ル	28	団体 優 勝 税理士法人エナリAチーム 準優勝 第一生命平塚支社 第3位 税理士法人エナリBチーム 個人 優 勝 中山翔太 (第一生命平塚支社) 準優勝 嶋崎和則

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
				(税理士法人エナリ) 第3位 嶋崎英美 (税理士法人エナリ)
10/6	PPP・PFI勉強会 (第1回)	商工会議所	11	建設・不動産部会共催 テーマ：公民連携によるまちづくり・公共 事業・公有資産活用① 講 師：(一社)国土政策研究会 理事 伊庭良知氏
11/10	PPP・PFI勉強会 (第2回)	商工会議所	13	建設・不動産部会共催 テーマ：公民連携によるまちづくり・公共 事業・公有資産活用② 講 師：(一社)国土政策研究会 理事 伊庭良知氏
11/14	小田原市優良産業 勤労者表彰並びに 技能者表彰式	生涯学習 センター けやき	4	部会推薦により4名受賞 宮下賀津美 (㈱横浜銀行小田原支店) 黒柳聡子 (㈱ジェイコム湘南・神奈川) 古川ゆかり (㈱ブレイン・スタッフ) 高木 倫 ((医)小林病院)
11/16	小田原箱根大博覧会 2022事業 「事業者向経営相談会」	商工会議所	21	事業所向けの各種士業相談 協力先：西湘士業パートナーズ
2/1	神奈川県 優良産業人表彰	神奈川県民 ホール	1	部会推薦により1名受賞 有田道子 (㈱ブレイン・スタッフ)

(カ)交通運輸部会

月 日	事 業 名	開催場所	出席者数	内 容
11/14	小田原市優良産業 勤労者表彰並びに 技能者表彰表彰式	生涯学習 センター けやき	3	部会推薦により3名受賞 常盤博也 (㈱まるだい運輸倉庫) 原田恒夫 (小田原栄興自動車㈱) 三上健一 (有)柳運送)
12/11	小田原箱根大博覧会 冬の安心・安全 のりものフェア	観光交流 センター にぎわい広場	約800	協力先： 自衛隊神奈川地方協力隊小田原支部 神奈川県警察小田原警察署 小田原管内青少年交通安全連絡協議会
2/1	神奈川県 優良産業人表彰	神奈川県民 ホール	1	部会推薦により1名受賞 磯崎浩人 (㈱まるだい運輸倉庫)

(2) 意見活動

令和4年度 小田原市予算・政策に関する要望について
(小田原市へ8月7日提出)

【企業支援】

項 目	理 由
1. 継続的な商業支援策の展開について	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて冷え込んだ地域における消費を下支えし、市内の商業者と市民の生活を支援するという政策目的により、令和4年度に実施されるプレミアム付商品券事業「第3弾おだわら梅丸商品券」は、その効果を一定程度発揮するものと捉えております。 しかしながら、令和5年度においても新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済の回復動向が不透明であり、さらには、円安や原油・原材料価格の高騰が個人消費を下押しするものと予測されていることから、地域経済を支える中小・小規模事業者への持続的な消費喚起策と同時に事業者への支援策は必要であると考えます。 つきましては、下記2項目について要望いたします。 (1) 需要の前倒しの可能性があるプレミアム付商品券とは異なり、事業者のキャッシュレス導入を促すとともに、需要の乱高下を防ぐためのデジタルを活用した段階的なポイント還元事業の実施。 (2) デジタルサイネージ事業など、事業者が持続的に取り組む販路拡大策を支援する施策の展開
2. 軽自動車の継続検査（車検）時における納税状況確認のオンライン化について	平成27年に陸運局と県税事務所がオンラインで繋がったことにより、普通自動車は納付状況の確認がデジタルで可能となっており、車検時の納税証明書の提出や再発行が不要となったため、事業者の事務効率が向上しております。しかしながら、軽自動車については陸運局と納税先である市町村とオンライン接続がされておらず納税証明書の提出・再発行が必要な状況が続いております。 つきましては、事業者の事務効率向上のための、陸運局と市町村のオンライン接続による納付状況確認のオンライン化について要望いたします。
3. 地域公共交通事業者に対する支援について	地域公共交通事業者（鉄道含む）は新型コロナウイルス感染症の流行下においても運行の継続を求められ、これに応じてまいりました。しかしながら、乗降者数の減少により厳しい状況が続いても交通事業者への補助は僅かであり、引き続き厳しい経営状況に陥っている交通事業者に対し、以下の項目を要望いたします。 (1) 運行経費の補助並びに法人事業税の減税

項 目	理 由
	(2) 感染防止対策上必要となる消毒液・マスク等への補助

【気候変動・防災】

項 目	理 由
4. 富士山溶岩流に対する地域性を配慮した避難計画の策定と自然災害に対する事業所への配慮について	山梨、静岡、神奈川の3県などでつくる富士山火山防災対策協議会は、富士山の大規模噴火で被害や影響が見込まれる同3県の新たな避難計画の検討概要を令和4年3月に公表しました。神奈川県西部の7市町に到達の恐れがある溶岩流については、渋滞を回避するため徒歩避難を原則としつつ、地域の事情に応じて車両を用いた避難も可能とする案を示されました。しかしながら、市内においても、地域により交通が集中する箇所も多く、渋滞の発生により被害や影響が及ぶ恐れも否定できません。つきましてはそのような交通事情に沿った避難計画の策定を要望するとともに、企業も含めた避難行動などの対応策についても併せて記載していただけますよう要望いたします。
5. 防災生活幹線道路の整備について	県西部を南北に結ぶ輸送路は、海岸沿いに位置する国道135号線のみで、慢性的に渋滞する上、高波や風の影響で通行止めになるなど、緊急時の通行に支障をきたす状況が生じております。災害時の地域孤立リスクの低減を図るだけでなく、農産物の集出荷作業の省力化、観光資源へのアクセス改善のためにも小田原市入生田から湯河原町鍛冶屋を結ぶ小田原湯河原広域農道の早期完成が重要と認識しております。県が令和6年度完成を目標に整備を進めているとは思いますが、道路ネットワークの多重化は急務と思われますので、計画を遵守した完成を強く県に働きかけてくださいますようお願いいたします。 また、小田原市久野から箱根町宮城野を結ぶ足柄幹線林道につきましても、大きな災害にも耐えうるようハード面を強化し、安全を担保した道路となるよう、併せて県への更なる働きかけを要望いたします。
6. 気候変動に対する脱炭素社会への取組みについて	現在国や県において事業者向けの省エネや再生可能エネルギー設備導入に対する直接的な補助金を実施しておりますが、国や県の同様の補助金では求められるエネルギー削減幅が大きく、特に小規模事業者にとっては補助を受けることが難しいのが現状です。そこで小規模事業者でも省エネ等の取組を実行しやすいエネルギー削減幅に基づいた補助金施策を策定していただき、中小事業者の省エネや再生可能エネルギー設備の普及を加速していただきますよう要望

項 目	理 由
	いたします。

【観光・地場産業振興】

項 目	理 由
7. 小田原・箱根の木工業に対する支援について	小田原・箱根の木工業の発展には、専門的な知識と機械を所有する工芸技術所の存在は不可欠であります。引き続き、同所の機能の維持・強化について、機会を捉えて県に働きかけていただけますよう要望いたします。 また、県はオンライン化された展示会・商談会に中小企業が対応するための指導・サポートなどコロナ禍における有効な販促開拓支援も行っていると認識しております。つきましては、インフルエンサーを用いた伝統工芸品のプロモーションや、中小企業と通販・越境ECサイトとの連携支援など、今後はポストコロナを見据え、先行してインバウンド需要に備えた支援メニューの充実を図っていただけますよう県に働きかけも併せて要望いたします。
8. 美食のまち構想について	近年、市内には新鮮な食材・都市部との距離・安価な賃料・歴史風土の保有など食に関する優位性を踏まえ、新たに飲食店を開業する事業者が見受けられます。当地域において、観光消費額を増進するためには魅力ある食の提供が不可欠ではありますが、他地域との差別化が感じられる取組みが欠けているように感じます。 つきましては、新たな観光資源創出につながるよう当地域の優位性並びに独自性を活かした事業を推進していただきたく要望いたします。

【スポーツ振興】

項 目	理 由
9. スポーツによるまちづくりのための(仮称)スポーツコミッションの検討	(仮称)小田原箱根スポーツコミッションの設立に向け、小田原市体育協会を中心に小田原市観光協会、小田原箱根商工会議所の三者にて小田原市からのご協力を受け、民間主導ということを念頭に事業内容の検討を進めております。しかし、住民に対するスポーツ振興や健康促進、部活動の外部化といったスポーツに関連した地域課題への対応や小田原アリーナ、城山陸上競技場等の公設スポーツ施設の予約枠確保といった課題に対し、民間単独での解決は難しいのが現状です。 つきましては、スポーツコミッション設立に向けた準備段階から立ち上げ後の運営段階におきましても、各課題の解決につながる幅

項 目	理 由
	広い支援を実施いただけますよう要望いたします。

【まちづくり】

項 目	理 由
10. 都市計画の開発基準の見直し	近年、自然災害が頻発・激甚化しており、それに対応する安心・安全なまちづくりは行政にとりまして大変重要な責務です。また、持続的な維持・発展を図る上で重要な都市計画は、社会の変化・発展とともに大きく変わっていくものと認識しております。しかしながら、その変化・発展に対し、見直しがされていない部分も多く過剰な工事を求められるケースが見受けられます。 例えば、近年の各種施設・設備の省エネ・節水化に準拠し、十分な水量の供給に耐えうる上下水道管が公道などの公共施設内にあるにも関わらず、公道内に新たな上下水道管の敷設や過剰な設備工事を求められることがあります。 変化・発展により不要となる制限もあれば、加えるべき基準も生まれてくると考えられます。社会情勢に合致した都市計画の開発基準の見直しを一層図っていただきますよう要望いたします。
11. 伊豆湘南道路の早期具現化及びそのアクセス道路の整備について	市は、昭和56年に発足した小田原真鶴道路建設促進協議会を令和3年7月に「伊豆湘南道路 神奈川県西湘地区建設促進協議会当協議会」に名称を改称し、具体名を盛り込むことで、早期実現に向けた機運の醸成などを図っていること認識しております。また、当所も静岡県側の促進団体である伊豆湘南道路建設促進期成同盟会と連携し、平成10年発足当時から建設促進期成同盟に参加し、要望活動を行っております。 県は経済面・観光面・防災面などで重要な要衝となり得る伊豆湘南道路の整備計画の早期具現化に向けて、有識者を構成員とした委員会や、県境周辺の住民・道路利用者のアンケート調査を積極的に実施していることを認識しております。つきましては有識者や住民・道路利用者の意見をしっかりと反映させ、早期具現化を実現できるよう、市から県に対し更なる働きかけを要望いたします。 また、地域の活性化を図る上で、伊豆湘南道路の早期具現化とともに、アクセス道路の整備が不可欠であると認識しております。沿道の道路網、インターチェンジなどの見直しも盛り込んだアクセス道路計画をまとめ、整備を図っていただきますよう市からも関係機関に働きかけを併せて要望いたします。

項 目	理 由
12. 新しい働き方／WPMについて	市では、令和４年度に新しい働き方の環境整備を進めるために、多様な働き方の見本市である「WPM（ワーク・プレイス・マーケット）」を開設し、スタートアップや起業を支援するほか民間相互の連携を図っていただくと認識しております。 当所においても、市の補助を受け創業支援事業として起業スクールや創業窓口相談を展開しており、WPM（ワーク・プレイス・マーケット）との連携による相乗効果も期待されるところです。 つきましては、市が進めるWPM（ワーク・プレイス・マーケット）について、創業支援事業を実施する商工会議所との連携並びに役割分担の考え方について要望いたします。
13. 小田原駅周辺等の再開発について	小田原駅周辺では今後再開発が進む予定の場所がいくつか挙げられると思います。例を挙げると、少年院跡地・小田原駅東口・小田原駅西口・旧市民会館・市立病院・イオンなどがあり、個別の議論が進んでいるかと存じますが、駅周辺を面として捉えたデザインが無く統一感が感じられないまちづくりが進むことを危惧しております。 つきましては、市としてのグランドデザインをお示しいただきたく要望いたします。
14. DX（デジタル）を活用したまちづくりについて	持続的な地域経済の循環にとって、地域内での所得還流と域外への所得流出を補うにたる外貨の獲得は重要な課題であります。 一般個人の消費のみならず事業者間の取引による地域内経済循環はもとより、観光消費をはじめとした域外消費を効率的に取り込むためにはデジタル技術を用いることが有効かと考えます。また、デジタルを用いる場合、利用率を高めるため行政サービスの利便性向上や利用者へのインセンティブ付与も検討する必要があります。 つきましては、地域経済の維持につなげるためデジタルを用いた施策を検討いただくよう要望いたします。

【建設関連】

項 目	理 由
15. 小田原市における大型工事、建設設計業務の発注、包括管理業務、公募型プロポーザル、入札時資料について	小田原市の大型工事、建設設計業務の発注、包括管理業務、公募型プロポーザル、入札時資料について下記の通り要望いたします。 （１）大型工事、建設設計業務の発注について 小田原市では、工事発注における市内業者の受注割合（工事）は令和３年度件数ベースで92%となっており、市内事業者の受注機会

項 目	理 由
	の確保に努めていただいていること認識しております。地域経済の活性化と地元企業育成のためにも市内業者が対応が難しい大型工事であっても、分離・分割発注を行うなど地元企業ができうる限り受注できるよう、引き続き取り組んでくださいますよう要望いたします。 また、公共事業における建設設計業務の発注については、新規参入資格として、かながわ電子入札共同システムにより入札に参加できることが要件となっており、要件を満たす市内事業所が少なく、市外業者を加えた入札が多いと認識しております。しかしながら地元建築設計事務所の育成は将来的に公共工事等の品質確保にもつながることから、指名競争入札の参加条件の更なる緩和など柔軟な対応により、地元建設設計事務所の参入機会の更なる確保も併せて要望いたします。 (2) 包括管理業務 小田原市は公共施設の包括管理業務委託について、公募型プロポーザル方式による事業者選定に先立ち、事業化に向けたサウンディング型市場調査を実施するなど、地元企業との対話を重視しながら検討を進めていることを承知しております。つきましては、地域でお金を回す“地域経済循環”に十分配慮していただき、大型工事等と同様、地元企業や協同組合ができうる限り受注できるよう工夫していただきますよう引き続き要望いたします。 (3) 公募型プロポーザル 市内における「本店」又は「本店又は支店、営業所」の有無を示す地域要件や、市内における企業・技術者の同種・類似業務実績の有無を示す地域精通度、災害協定に基づく活動やボランティア活動の実績などの地域貢献度など、地元加点の一層の充実を図っていただき、地元企業の受注機会の確保と育成を更に強く推進していただけますよう要望いたします。 (4) 入札時資料 入札時資料について、例として案件業務の実施に必要な位置図・構造図など精緻な記載が必要なところ、あまりにも簡略化された図面・文面にて作成されていることが見受けられます。その場合、発注者・受注者の双方の想定する作業内容のミスマッチにもつながる恐れもありますので、正確で精緻な資料の作成を一層心がけてくださいますよう要望いたします。

令和4年度 箱根町予算・政策に関する要望について
(箱根町へ8月3日提出)

項 目	理 由
1. ポストコロナを見据えたインバウンド需要に備えた取り組みについて	町は伝統工芸品、箱根寄木細工に係るホームページ及び紹介動画の作成を進め、令和4年4月に公開されました。英語版も開設され、インバウンドも意識したコンテンツとなっていることも認識しております。 つきましては、例としてインフルエンサーを用いた伝統工芸品のプロモーションや、職人と通販・越境ECサイトとの連携支援などのオンラインコンテンツや、箱根寄木細工の魅力発信を目的として官民連携で協議が進んでいる箱根畑宿寄木街道プロジェクトを一例とするリアルコンテンツなど、来たるべきインバウンド需要に備えた取り組みを一層行うことで、寄木細工の魅力の最大化を図り、箱根物産の振興・地域の活性化に繋げていかれますよう要望致します。
2. 軽自動車の継続検査（車検）時における納税状況確認のオンライン化について	平成27年に陸運局と県税事務所がオンラインで繋がったことにより、普通自動車は納付状況の確認がデジタルで可能となっており、車検時の納税証明書の提出や再発行が不要となったため、事業者の事務効率が向上しております。しかしながら、軽自動車については陸運局と納税先である市町村とオンライン接続がされておらず納税証明書の提出・再発行が必要な状況が続いております。 つきましては、事業者の事務効率向上のための、陸運局と市町村のオンライン接続による納付状況確認のオンライン化について要望いたします。
3. 地域公共交通事業者に対する支援について	地域公共交通事業者（鉄道含む）は新型コロナウイルス感染症の流行下においても運行の継続を求められ、これに応じてまいりました。しかしながら、乗降者数の減少により厳しい状況が続いても交通事業者への補助は僅かであり、引き続き厳しい経営状況に陥っている交通事業者に対し、以下の項目を要望いたします。 (1) 運行経費の補助並びに法人事業税の減税 (2) 感染防止対策上必要となる消毒液・マスク等への補助
4. 固定資産税の軽減について	観光産業中心の箱根において、インバウンドや団体客が未だ戻らない状況など新型コロナウイルス感染症の影響は続くものと思われます。 新型コロナウイルス感染症による影響をうける事業者について、コロナ禍以前の業績に戻るまで、事業用資産の固定資産税超過課税

項 目	理 由
	分の減免をお願いいたします。
5. 防災生活幹線道路の整備について	足柄幹線林道は、林業経営等従事者のみが使用できる道路と位置付けられておりますが、生活道として町民も利用しており、災害時には国道1号線の迂回道路としての役割も想定されます。箱根町から南足柄市を結ぶ県道731号線も災害時の代替ルートとしての活用が期待されますが、道路ネットワークの多重化により地域孤立リスクの軽減が図られることから、同林道の整備は重要と考えます。カーブがきつく、防護施設も十分ではないことから、有事の際には防災生活幹線道路としての役割を担えるよう、ハード面の強化や安全を担保した道路とするべく県への働きかけを引き続き要望いたします。 また、将来的に経済面・観光面・防災面などで重要な要衝となり得る伊豆湘南道路の整備計画の早期具現化に向けて、県は有識者を構成員とした委員会や、町を含む県境周辺の住民・道路利用者のアンケート調査を積極的に実施しております。町としても高速道路等ネットワークを有効に活用するため、道路の整備方針の作成について併せて要望いたします。
6. 公共工事に係る地元業者受注機会の確保について	町は町内事業者の優先発注に格段の配慮をいただいていること認識しております。地域経済の活性化と地元企業育成のためにも、引き続き地元業者の受注機会の確保を図っていただきますよう要望いたします。また、町内事業者の対応が難しい大型案件であっても、分離・分割発注を行うなど発注方式を工夫するなどして、可能な限り町内事業所の受注につなげていただけますよう併せて要望いたします。

令和4年度神奈川県予算・政策に関する要望
(神奈川県商工会議所連合会を通じて神奈川県に11月7日提出)

I 中小企業・小規模事業者支援及び地域活性化施策の充実・強化

我が国の中小企業・小規模事業者は、全企業数の99.7%を占め、雇用の約7割を担い、地域に密着した経営を行っております。そのため、地域経済の活性化と県内経済の発展・成長のためには、中小企業・小規模事業者の活力強化、持続的発展が不可欠です。

そのためには、現下のウクライナ危機や原油・原材料等の価格高騰の困難な状況を乗り越え、生産性向上につながるDX推進や、新たなビジネスの創出、ビジネスモデルの転換など事業再構築に挑戦し続けることが必要であり、こうした挑戦を積極的に後押ししていくことが求められています。

また、観光は関連する産業の裾野が広く、需要拡大や雇用創出など、地域経済の活性化に大いに寄与します。現状では、外国人観光客の受け入れは条件付きで再開されたものの、インバウンドの本格的回復には至っておらず、国内観光に着目した需要喚起策を推進し、観光関連事業者の経営再建を図っていくことが必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に病床等を機動的に増床するなど即応体制の強化により県民の安全・安心を確保するとともに、地震災害、頻発する集中豪雨等の自然災害等を想定した事前の備えや事後のすみやかな復旧方法等を内容としたBCP（事業継続計画）等を定め、危機発生時の事業継続力を強化する必要があります。

加えて、化石燃料等の資源に乏しい我が国において、カーボンニュートラルへの挑戦は、我が国の行く末を左右する大きな課題であり、企業の取り組みの強化が求められています。

そこで、県におかれては、本要望に盛り込んだ項目について、積極的かつ強力な後押しをお願いします。

【重点要望】

- 1 ウクライナ危機や急激な円安の影響に直面する事業者への支援
 - (1) 原油・原材料等価格高騰の影響を強く受けた事業者への支援
 - (2) コストアップ分の適正な価格転嫁のための環境整備
- 2 ウィズコロナに挑戦する事業者への支援
 - (1) コロナ禍の影響を強く受けた観光関連事業者への支援
 - (2) 中小企業・小規模事業者の売上回復に向けた支援
- 3 生産性向上につながるDX推進への支援
 - (1) DX環境構築に向けた支援
 - (2) DX人材育成に向けた支援
- 4 新たなビジネスの創出、ビジネスモデルの転換など事業再構築への支援
- 5 感染症対応や災害等危機発生時の事業継続力強化に向けた支援
 - (1) 県民の不安払拭のための感染拡大時の即応体制の強化
 - (2) 災害等危機発生時の事業継続力強化に向けた支援
- 6 2050年カーボンニュートラルに向けた対応への支援

【要望項目】

- 7 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画（第4期）の着実な推進と小規模企業に特化した支援策の充実強化
- 8 多様な人材確保・育成のための支援
- 9 大企業と中小企業の新しい共存共栄関係の構築
- 10 商店街の活性化・活力向上に向けた支援
- 11 納得感のある最低賃金水準の決定と制度の抜本的見直し等の国への働きかけ
- 12 創業・起業に対する支援
- 13 円滑な事業承継に向けた支援
- 14 公共事業費予算の確保と地域内企業への優先発注
- 15 地場産業の一層の振興に向けた支援策の充実強化
- 16 産・学・公連携を推進する体制の充実・強化、知的財産の創造・活用の促進
- 17 企業誘致の一層の促進と支援策の充実強化
- 18 特区制度の積極的活用による地域経済活性化施策の充実強化
- 19 海洋ツーリズムの構築を目指す「相模湾からの経済活性化会議」への協力・支援

II 産業活動の基盤となる道路・鉄道等の社会資本の整備・充実

中小企業・小規模事業者の産業活動が円滑に行われるためには、その基盤となる道路網や鉄道網等の社会資本の整備・充実、既存社会資本の再整備が欠かせないものとなっています。

道路は、社会経済の発展や災害時において大きな役割を果たしていますが、県内における道路整備状況は十分でなく、県内各所では広域交通による容量を超える流入や都市交通の集中による激しい交通渋滞が生じています。この解消と未来に向けた交通網の整備は、社会経済を支える重要なインフラとして進めていく必要があります。

また、鉄道網の整備は道路網の整備と並んで、社会資本整備の基本であり、環境面の負荷も少なく、大量で高速の人・モノの移動を可能にする鉄道網の整備、ネットワーク化に関して今後も着実な推進が必要です。

県では法人二税の超過課税延長に伴う財源を活用し、県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備を推進するとしていますが、さらなる社会資本の整備・充実に向けて、次の項目について要望します。

【要望項目】

- 1 主要幹線道路網の整備及びネットワーク化の促進
 - (1) 首都圏中央連絡自動車道（神奈川県区間の高速横浜環状南線・横浜湘南道路）及びアクセス道路の整備促進
 - (2) 新東名高速道路、厚木秦野道路の早期建設とアクセス道路となる主要地方道の渋滞区間や危険箇所の改善
- 2 頻発・激甚化する大規模自然災害の予防・減災のための社会資本の再整備促進
- 3 鉄道網の整備及びネットワーク化の促進
 - (1) リニア中央新幹線・神奈川県駅整備の促進

- (2) 交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方」（平成28年4月）対象プロジェクト路線（本県関係6路線）の早期実現
- (3) 東海道新幹線新駅の設置促進とツインシティ構想の早期実現
- (4) 相模線複線化の早期実現

Ⅲ 商工会議所の中小企業・小規模事業者に対する経営支援体制の充実・強化

中小企業・小規模事業者が、経営の革新や改善、持続的発展を遂げていくには、何よりも身近に“良き相談相手”が必要です。この役割を担うのが、商工会議所等に配置されている「経営指導員」であり、地域振興事業費補助金として予算措置されています。

現在、県内14商工会議所では、この補助金等を活用し、約140名の経営指導員が、中小企業・小規模事業者のニーズに応え、年間約8万件を超える日常相談・指導を行うなど、経営支援の中核を担うとともに、商店街振興、観光振興等の支援にも関わり実績を上げています。

そうした中、その業務密度は年々高まり、特に、平成26年度の改正小規模支援法により業務はよりきめ細かなものとなり（経営発達支援）、事業者に寄り添った伴走型支援を実施しています。また、事業承継や働き方改革、消費税軽減税率など国の政策課題のほか、令和元年7月からは中小企業強靱化法に基づく中小企業・小規模事業者の事業継続力強化支援が新たに業務とされ、経営指導の現場は慢性的なマンパワー不足にあります。

加えて、今回のコロナ禍では、令和2年1月に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、資金繰り支援等の経営相談に対応するとともに、国や県からの要請を受け、各種支援策の周知・活用支援や事業の再開・再起に向けた支援に邁進しています。新型コロナウイルスの影響の長期化に加え、今般の原油・原材料価格高騰の状況を受けて、一層の支援が必要になるため、さらなるマンパワー不足が強く危惧されています。

県においては、地域振興事業費補助金の担う役割を十分に考慮のうえ、経営指導員の経営支援がより積極的に展開できるよう、商工会議所の経営指導員体制の拡充に向け、同補助金の確保・充実に要望します。併せて、若手経営指導員をはじめ、県全体の経営指導レベルの向上を図るため、スーパーバイザーポストの新設についても要望します。

このほか、経営指導員による中小企業・小規模事業者に対する商工会議所の経営支援体制の充実強化に向けて、平成23年度に設置したかながわ中小企業成長支援ステーションの商工会議所支援機能の強化や、地域連携推進事業費補助金の継続・充実、地域県政総合センターと商工会議所等のさらなる機関連携強化と体制整備などについても要望します。

【重点要望】

- 1 経営指導員の役割、多様化・増大する業務等に対応した「地域振興事業費補助金」の確保・充実
 - (1) 経営支援体制の充実強化
 - (2) 経営指導員に対するスーパーバイザーポストの新設

【要望項目】

- 2 商工会議所の経営支援力の強化に向けた一層の支援（かながわ中小企業支援ステーションの商工会議所支援機能の強化）

- 3 地域連携推進事業費補助金の継続・充実
- 4 地域県政総合センターと商工会議所等とのさらなる機関連携強化と体制整備
- 5 経営発達支援計画の実行を促す支援策の継続・充実の国への働きかけと認定商工会議所向けの県支援策の創設
- 6 商工会議所会館整備への財政支援の継続・拡充

【個別要望】

項 目	理 由
1. 小田原・箱根の木工業に対する支援について	県は、専門的な知識と機械を所有する工芸技術所において、ものづくりに必要な機器の貸出や、技術指導、若手工芸技術者の交流の場の提供、創業予定者又は後継者等を対象に所内に共同で利用できるスペースを提供しています。また、オンライン化された展示会・商談会に中小企業が対応するための指導・サポートなどコロナ禍における有効な販促開拓支援も積極的に行っておられること認識しております。 つきましては、インフルエンサーを用いた伝統工芸品のプロモーションや、中小企業と通販・越境ECサイトとの連携支援など、ポストコロナを見据え、先行してインバウンド需要に備えた支援メニューの充実を図っていただけますよう要望いたします。
2. 富士山溶岩流への対応を含めた地域防災計画の見直しと自然災害に対する事業所への配慮について	山梨、静岡、神奈川の3県などでつくる富士山火山防災対策協議会は、富士山の大規模噴火で被害や影響が見込まれる同3県の新たな避難計画の検討概要を令和4年3月に公表しました。神奈川県西部の7市町に到達の恐れがある溶岩流については、渋滞を回避するため徒歩避難を原則としつつ、地域の事情に応じて車両を用いた避難も可能とする案を示されました。しかしながら、県西部の7市町においても、地域により交通が集中する箇所も多く、渋滞の発生により被害や影響が及ぶ恐れも否定できません。つきましては県内の各地域の交通事情に沿った避難計画の策定を要望するとともに、それに伴い企業が取るべき対応策も併せてお示しいただきますよう要望いたします。
3. 防災幹線道路及びアクセス道路の整備について	県西地域の基幹道路はひとたび災害が起きると迂回路の無い道路が多く、生活が寸断される恐れがあります。そのためにも足柄幹線林道のハード面の強化のみならず、伊豆湘南道路の早期事業化は重要です。 県は神奈川と静岡の県境を跨ぎ、経済面・観光面・防災面などで重要な要衝となり得る伊豆湘南道路の整備計画の早期具現化に向けて、有識者を構成員とした委員会や、県境周辺の住民・道路利用者のアンケート調査を積極的に実施していることを認識しております。

項 目	理 由
	つきましては有識者や住民・道路利用者の意見をしっかりと反映させ、早期事業化を実現できるよう、県が主体となり国に更なる支援の働きかけを要望いたします。 また、地域の活性化を図る上で、防災幹線道路の整備とともに、アクセス道路の整備が不可欠であると認識しております。沿道の道路網、インターチェンジなどの見直しも盛り込んだアクセス道路計画をまとめ、整備を図っていただきますよう併せて要望いたします。
4. 建設・土木の許認可制度について	県西地域における開発許可及び建築確認申請等の許認可業務について、審査体制の強化などの観点から職員を県西土木事務所（足柄上郡開成町）に集中させ、業務を集約するとともに、利便性の維持のため小田原土木センターにも事前予約制の窓口を設置していることは認識しております。しかしながら、事前予約制ではなく、相談や申請をしたい時にタイムリーに相談できる‘常にかかれた窓口’であることが重要と考えますので、小田原土木センターの窓口の常設化を強く要望いたします。 また、建築確認等の手続きは、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」により、電子申請が可能となっています。同申請の電子化率は年々増加しており、国土交通省のホームページによると、令和3年度第一四半期で20%となっています。デジタル社会の形成のためにも申請手続きの電子化の推進は必須であると考えますので、課題の整理を早急に進めていただき、同センターにおいてもWEB申請を導入していただきますよう要望いたします。
5. 地域公共交通事業者に対する支援について	地域公共交通事業者（鉄道含む）は新型コロナウイルス感染症の流行下においても運行の継続を求められ、これに応じてまいりました。しかしながら、乗降者数の減少により厳しい状況が続いても交通事業者への補助は僅かであり、引き続き厳しい経営状況に陥っている交通事業者に対し、以下の項目を要望いたします。 (1) 運行経費の補助並びに法人事業税の減税 (2) 感染防止対策上必要となる消毒液・マスク等への補助。

令和4年度税制改正に関する要望
(牧島かれん衆議院議員へ11月17日提出)

中小企業の自己変革への挑戦を後押しする強力な税制支援を！

2022年11月
小田原箱根商工会議所
日本商工会議所

1. 中小企業の成長投資を促す租税特別措置の確実な延長・拡充

中小企業の生き残りをかけた挑戦を後押しする税制は、確実に延長・拡充すべき。

- 中小企業経営強化税制の延長と税額控除率の引上げ等の措置を
- 中小企業投資促進税制の延長を
- 中小企業者等の法人税率の軽減措置（15％）の延長を
- 研究開発税制と中小企業技術基盤強化税制の延長と繰越控除の復活を

2. 中小企業の投資意欲に水を差す償却資産に係る固定資産税の廃止・軽減

人手不足が深刻化する中、中小企業は賃上げ原資確保のため、借入れも行い、付加価値拡大への設備投資を実施。償却資産への課税は投資の意欲を削ぐ。

- 償却資産に係る固定資産税の廃止、少なくとも現行の負担軽減の継続を

3. 中小企業向け賃上げ促進税制の繰越控除措置の創設

物価高と深刻な人手不足の中、中小企業は賃上げに取組まざるを得ない状況。

- 業況が厳しい中小企業なども広く税制を活用できるよう、繰越控除の創設を

4. インボイス制度導入の影響最小化策の実行と導入延期の検討

政府は、十分な検証とともに、責任をもって免税事業者等への周知を徹底すべき。

課題は、「事務負担」と「免税事業者の課税転換後の税負担」の増加。

制度導入の影響最小化策として、以下の措置を講じるべき。

- 免税事業者の課税転換後の新たな税負担増の軽減
 - 簡易課税制度の申告書の徹底的な簡素化、原則としての簡易課税適用を
 - 3万円未満の取引について帳簿の保存のみで仕入税額控除適用を 等
- 影響最小化策が講じられず、混乱が避けられない場合、制度導入を延期すべき。

5. 中小企業の賃上げや設備投資を阻害する安易な法人増税は避けるべき

- 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対
- 防衛財源は歳出削減や税収増等を鑑み、国民的議論で慎重に検討すべき

令和4年度防衛費増に関する要望
(牧島かれん衆議院議員へ12月8日提出)

防衛力強化は必要であるが、財源措置は歳出内容を含めて国民的な議論のもと、慎重に決定すべき

2022年12月
小田原箱根商工会議所
日本商工会議所

- ◆ 防衛力強化は必要。法人も然るべき負担はやむを得ない。
- ◆ しかし、防衛力強化に必要な歳出内容は、負担を強いられる国民の納得と合意が不可欠。拙速に決定すべきではない。
- ◆ 物価高などで厳しい国民生活や経済活動への影響は大きく、当面、徹底的な歳出改革や他の予算流用、国債で対応し、増税規模を最小化した上で、広く薄い課税とすべき。
- ◆ 税目や税率は、国民的な議論のもと、慎重に決定されたい。法人税を狙い撃ちにした増税措置は、避けていただきたい。
- ◆ 中小企業の労働分配率は7～8割。残りの2～3割の限られた原資から、公租公課、賃上げ、投資を行っている。
- ◆ 法人に偏った増税となると、賃上げや投資意欲に水を差す。

(3) 調査・研究

ア 件 名	第48回・第49回景況調査
実施期間	令和4年8月、令和5年2月
内容の概要	管内商工業者の景況状況を把握するための資料とする (1) 景況感についての調査 (2) 経営状況についての調査 (3) 経営上の問題点についての調査
調査発表	当所会報令和4年12月号同封物にて発表（第48回） 当所会報令和5年5月号同封物にて発表予定（第49回）
イ 件 名	第78回小田原市主要商店街流動客調査
実施期間	令和4年12月10日（土）
内容の概要	小田原市中心部主要商店街及び小田原駅東西自由連絡通路の流動客の状況を把握し、商業施設及び中小商業の経営改善対策の資料とする (1) 市内主要地点における時間帯別流動状況の調査
調査発表	調査の集計・分布結果を関係機関・団体等に配布する他、当所会報令和5年2月号同封物にて発表
ウ 件 名	LOBO調査
実施期間	毎月（7業種7団体）

内容の概要 業況・売上・採算・仕入単価・販売単価・従業員・資金繰りの状況などを調査

(4) 広 報

ア 刊 行

- (ア) 定 期 刊 行
- ・会報「商工小田原箱根」発行
刊行期日 毎月1回20日発行／1月15日新春特別号
掲載内容 経済問題、諸制度、諸事業、経営指導など
発行部数 3,200部
配 付 先 会員、関係諸団体、各地商工会議所等に配付
 - ・PRペーパー「商工会議所通信」発行
刊行期日 毎月1回1日発行
掲載内容 セミナー、講習会、イベントなど
発行部数 500部
配 布 先 税務署、県、市等に配布
 - ・メールマガジン
刊行期日 毎月第2・第4月曜日配信
掲載内容 セミナー、講習会、イベントなど
配 信 数 900件
配 信 先 会員に配信
- (イ) 不定期刊行
- *観光ガイドブック「パスポート小田原・箱根2023」発行
 - ・刊行期日 令和5年3月15日
 - ・掲載内容 小田原・箱根の名所・観光施設を満載
 - ・発行部数 100,000部
 - ・配 布 先 鉄道各社、日本道路公団・その他関係官公庁、団体
- イ 会頭記者会見 会頭による定例記者会見
令和4年4月12日、令和4年11月11日
- ウ ホームページ、Facebook、Twitter

(5) 証 明 ・ 鑑 定 ・ 検 査

ア 証 明

(ア) 貿易関係証明（該当国のみ）

国名	品名	食 料 品	食料品以外	合 計
シンガポール		2	0	2
タイ		0	2	2
インドネシア		4	0	4
ベトナム		0	1	1
中国		26	6	32
台湾		85	1	86
南アフリカ		1	0	1
アラブ首長国連邦（UAE）		0	1	1
合 計		118	11	129

- (イ) 国内取引関係証明 0 件
 (ウ) 会員証明 0 件
 (エ) 特定退職金共済制度加入証明 5 9 件

(6) 信 用 調 査

- ア 信用調査 他商工会議所より当地方業者に対する調査 なし
 当所より他商工会議所に対する調査 なし

(7) 各 種 行 事

ア 一般行事

行 事 の 名 称 主 催 者	開催日	会 場 等	
からくり箱フェスタ2022 からくり創作研究会	4 / 1 ~ 3 / 31	小田原市内・箱根町内	後援
QCサークル関東支部神奈川地区行事 QCサークル関東支部神奈川地区	6 月 ~ 12 月	神奈川県内	後援
第16回西さがみ俳句大会 (株)神静民報社	7 月 ~ 9 月	公募・表彰	協賛
第25回「園児たちの夢の七夕2022」 お堀端商店街振興組合	7 / 1 ~ 10	お堀端通り	後援
公開講演会 「火山噴火と足柄平野—富士山・箱根火山の特徴—」 学校法人明治大学 明治大学校友会神奈川県西部支部	7 / 2	二宮神社報徳会館	後援
第37回箱根馬子唄日本一全国大会 箱根馬子唄保存会	7 / 3	横浜市保土ヶ谷公会堂	後援
第 8 回小田原パリ祭2022 小田原パリ祭実行委員会	7 / 15	小田原三の丸ホール	後援
第 6 回芦ノ湖ショア・バスフィッシング大会 芦之湖漁業協同組合	7 / 23	芦ノ湖・元箱根園地	後援
箱根おんがくの森2022 箱根おんがくの森実行委員会	8 / 5 ~ 7	箱根湖尻アートビレッジ 仙石原文化センター NARAYA CAFE	後援
第18回外郎売の口上まつり 外郎売の口上研究会	8 / 28	小田原三の丸ホール	協賛
オール神奈川受・発注商談会2022 (公財) 神奈川産業振興センター	9 / 15 ~ 30	オンライン	後援
第55氷彫刻技術コンクール小田原大会 (一社) 全日本司厨士協会関東総合地方本部 神奈川県本部小田原支部	10 / 2	お堀端通り	後援
スポGOMI 小田原大会 (一社) ソーシャルスポーツファウンデーション	10 / 8	小田原城址公園	後援

行 事 の 名 称 主 催 者	開催日	会 場 等	
第20回小田原おでん祭り 小田原おでん会	10／8・9	小田原城二の丸広場	後援
令和4年度労働講座 小田原市	11／9	おだわら市民交流 センターUMECO	共催
ODAWARAえっさホイおどり2022 ODAWARAえっさホイおどり実行委員	11／12・13	小田原市観光交流センター	後援
令和4年度特定課題講座 神奈川県かながわ労働センター湘南支所	11／25	おだわら市民交流 センターUMECO	後援
若年者雇用支援事業「保護者のための就活セミナー」 小田原市	12／18	おだわら市民交流 センターUMECO	共催
小田原・箱根「木・技・匠」の祭典 小田原・箱根「木・技・匠」の祭典実行委員会	1／28・29	小田原三の丸ホール	後援
令和4年度女性活躍推進講演会 小田原市	2／3	オンライン	共催
第59回小田原梅まつり俳句大会 小田原俳句協会	2／5	おだわら市民交流 センターUMECO	協賛
第36回小田原尊徳マラソン大会 (公財)小田原市体育協会	3／12	小田原アリーナ	協賛
令和4年度若年者雇用支援事業「ジョブスタディ」 小田原市	3／14	おだわら市民交流 センターUMECO	共催
第27回小田原かまぼこ桜まつり 小田原蒲鉾協同組合	3／25・26	小田原城二の丸広場	後援

イ 観光関係

行 事 の 名 称 主 催 者	開催日	会 場 等	
第58回小田原北條五代祭り (一社)小田原市観光協会	5／3	小田原城址公園 小田原三の丸ホール 市内パレード	後援
第31回小田原ちょうちんまつり (一社)小田原市観光協会	10／2	小田原城址公園 小田原市観光交流センター	後援
第38回一夜城祭り (一社)小田原市観光協会	10／16	石垣山一夜城 小田原城二の丸広場	後援
第72回小田原城菊花展 (一社)小田原市観光協会 小田原清香会	11／3～15	小田原城址公園本丸広場	後援
第53回小田原梅まつり (一社)小田原市観光協会 曾我別所梅まつり観光協会	2／4～26	曾我梅林 小田原城址公園	後援

(8) 技術・技能の普及検定

ア 検 定

(ア) 珠 算

回 数	期日・会場	級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級・ 10級	合計
		人数										
225回	R4. 6. 26 商工会議所	受験者数	5	7	11	4	6	7	2	1	0	43
		合格者数	2	2	6	2	5	6	2	1	0	26
226回	R4. 10. 23 商工会議所	受験者数	6	10	14	11	7	3	0	0	0	51
		合格者数	2	3	7	6	3	1	0	0	0	22
227回	R5. 2. 12 商工会議所	受験者数	4	9	10	10	5	5	0	0	0	43
		合格者数	0	3	5	8	4	4	0	0	0	24
合計		受験者数	15	26	35	25	18	15	2	1	0	137
		合格者数	4	8	18	16	12	11	2	1	0	72

(イ) 簿 記

回 数	期日・会場	級別	1級	2級	3級	合計
		人数				
161回	R4. 6. 12 商工会議所	受 験 者 数	8	26	74	108
		合 格 者 数	1	5	27	33
162回	R4. 11. 20 商工会議所	受 験 者 数	11	21	91	123
		合 格 者 数	1	2	33	36
163回	R5. 2. 26 商工会議所	受 験 者 数		32	72	104
		合 格 者 数		6	34	40
合計		受 験 者 数	19	79	237	335
		合 格 者 数	2	13	94	109

(ウ) 日商ネット試験

回数・期日	試 験 名	受験者数	合格者数
随 時	日商P C	6	3
	原価計算初級	3	3
	簿記初級	2	0
	リテールマーケティング	13	7

認定会場：P Cアカデミーオーシャン、パソコン教室 岸、パソコンくらぶ おぐぼそ

(9) 取引紹介（照会を含む）あっせん

ア 国内取引 52件

イ 国外取引 なし

(10) 取引紛争のあっせん

ア 取引紛争のあっせん なし

イ 調 停 なし

ウ 仲 裁 なし

(11) 相談・指導・あっせん等

下請あっせん相談（相談機関・公益財団法人神奈川産業振興センター） 1件

(12) 会員の増強対策

会員増強委員会で実施計画・目標数を設定し、役員・議員・会員挙げて会員増強運動を展開した
年度中増強実績 129件

(13) 経営改善普及事業（経営支援部）

ア 巡回指導

業 種 別	対 象 企業数	経営 革新	経営 一般	情報化	創業	金融	税務	労働	取引	環境 対策	その他	計
製 造 業	80	156	0	4	0	6	0	1	2	1	0	170
建 設 業	69	131	1	0	0	10	0	2	2	0	4	150
小 売 業	151	272	1	2	0	13	0	1	0	0	4	293
卸 売 業	39	97	0	0	0	4	0	1	2	0	0	104
サービス業	332	586	1	0	0	24	4	6	5	2	13	641
そ の 他	14	64	0	1	0	1	0	0	3	0	2	71
計	685	1,306	3	7	0	58	4	11	14	3	23	1,429

イ 窓口指導

業 種 別	対 象 企業数	経営 革新	経営 一般	情報化	創業	金融	税務	労働	取引	環境 対策	その他	計
製 造 業	89	178	1	1	0	12	0	6	11	2	9	220
建 設 業	109	147	1	0	0	19	0	23	0	0	1	191
小 売 業	126	260	3	1	0	34	1	9	2	1	2	313
卸 売 業	46	117	1	0	0	13	0	2	1	0	2	136
サービス業	385	849	4	1	0	63	7	13	19	4	9	969
そ の 他	13	123	1	1	0	8	2	1	5	1	4	146
計	768	1,674	11	4	0	149	10	54	38	8	27	1,975

ウ 講習会の開催による指導

(ア) 集団指導

区 分	経営革新	経営一般	情報化	創業	金融	税務	労働	環境対策	取引	その他	計
回 数	19	0	2	8	0	3	2	0	0	0	34
人 数	234	0	33	243	0	62	79	0	0	0	651

(イ) 個別指導

区 分	経営革新	経営一般	情報化	創業	金融	税務	労働	環境対策	取引	その他	計
回 数	14	0	0	1	4	0	0	0	0	0	19
人 数	50	0	0	12	27	0	0	0	0	0	89

(ウ) 講習会開催状況表（青年部・女性会を除く）

月 日	場 所	参加 人員	講 演 テ ー マ	講 師		講演内容	種別
				職 業	氏 名		
4／6	商工会議所	39	新入社員安全衛生セミナー	安全衛生コンサルタント	竹内春樹	安全衛生の基本の習得とグループワーク	労働
4／7	商工会議所	40	新入社員安全衛生セミナー	安全衛生コンサルタント	竹内春樹	安全衛生の基本の習得とグループワーク	労働
4／20	商工会議所	16	ビジネスモデル転換事業費補助金（県）講習	中小企業診断士	高久 広	補助金概要と申請書の書き方についての説明	経営革新
5／21	商工会議所	38	起業スクール	税理士 税理士 中小企業診断士 中小企業診断士 ホームページコンサルタント	猪熊正美 黒石陽子 伊藤裕美子 天満正俊 永友一朗	創業に向けての心構え、ビジネスコミュニケーション	創業
5／28	商工会議所	34	起業スクール	税理士 税理士 中小企業診断士 中小企業診断士 ホームページコンサルタント	猪熊正美 黒石陽子 伊藤裕美子 天満正俊 永友一朗	会計の仕組み、マーケティング戦略、創業のための基礎知識	創業
6／4	商工会議所	37	起業スクール	税理士 税理士 中小企業診断士 中小企業診断士 ホームページコンサルタント	猪熊正美 黒石陽子 伊藤裕美子 天満正俊 永友一朗	損益の予想、売上の具体化、マーケティング戦略	創業

月日	場所	参加 人員	講 演 テ ー マ	講 師		講演内容	種別
				職 業	氏 名		
6／11	商工会議所	37	起 業 ス ク ー ル	税 理 士 税 理 士 中小企業診断士 中小企業診断士 ホームページコンサルタント	猪 熊 正 美 黒 石 陽 子 伊藤裕美子 天 満 正 俊 永 友 一 朗	税務会計、WEB活用、先輩創業者体験談	創業
6／18	商工会議所	38	起 業 ス ク ー ル	税 理 士 税 理 士 中小企業診断士 中小企業診断士 ホームページコンサルタント	猪 熊 正 美 黒 石 陽 子 伊藤裕美子 天 満 正 俊 永 友 一 朗	WEB活用、融資審査のポイント、創業計画書作成	創業
6／22	商工会議所	10	か な が わ p a y 加盟店募集説明 会・加盟店申請 サ ポ ー ト 会	—	かながわpay キャンペーン 事 務 局	事業概要・キャンペーンへの参加方法についての説明	経営 革新
6／24	商工会議所	18	か な が わ p a y 加盟店募集説明 会・加盟店申請 サ ポ ー ト 会	—	かながわpay キャンペーン 事 務 局	事業概要・キャンペーンへの参加方法についての説明	経営 革新
7／2	商工会議所	35	起 業 ス ク ー ル	税 理 士 税 理 士 中小企業診断士 中小企業診断士 ホームページコンサルタント	猪 熊 正 美 黒 石 陽 子 伊藤裕美子 天 満 正 俊 永 友 一 朗	ビジネスプランの発表・講評	創業
7／19	商工会議所	8	設 備 導 入 支 援 省エネセミナー	エ ネ 経 会 議 テ ク ニ カ ル ア ド バ イ ザ ー	片 野 俊 雄 鈴 木 勇	省エネへの取り組みと補助金について説明	経営 革新
7／29	商工会議所	12	事業継続力強化 計画作成セミナー	中小企業診断士	藤 田 千 晴	事業継続力強化計画の作成方法の教示	経営 革新
8／3	商工会議所	10	IT導入で生産性 向 上 セ ミ ナ ー	中小企業診断士	大 鍬 和 樹	IT導入方法・活用への考え方、補助金について説明	情報 化
8／4	商工会議所	23	デジタルツール を 活 用 し た 売 上 ・ 集 客 ア ッ プ 講 習 会	中小企業診断士	石 田 紀 彦	デジタルツールにおける写真の重要性や撮り方、活用できる補助金について説明	情報 化
8／5	商工会議所	14	ビ ジ ネ ス リカレントスクール	中小企業診断士	佐々木文安	企業の仕組み、企業が生き残る条件、経営者の役割、経営ビジョン等を通じて「企業経営とは何か」を教示	経営 革新
8／17	商工会議所	10	事 業 再 構 築 補助金(国) 対策 講 習 会	中小企業診断士	有 松 竜 文	補助金概要と申請書の書き方についての説明	経営 革新

月日	場所	参加 人員	講 演 テ ー マ	講 師		講演内容	種別
				職 業	氏 名		
8／19	商工会議所	13	ビ ジ ネ ス リカレントスクール	中小企業診断士	佐々木文安	SWOT分析や財務諸表の仕 組みと果たす役割につい て教示	経営 革新
8／27	商工会議所	21	創 業 者 向 け 持続化補助金 セ ミ ナ ー	税 理 士 税 理 士 中小企業診断士 中小企業診断士 ホームページコンサルタント	猪 熊 正 美 黒 石 陽 子 伊藤裕美子 天 満 正 俊 永 友 一 朗	創業者向けに、補助金の 概要と申請書の書き方に ついて説明	創業
9／2	商工会議所	12	ビ ジ ネ ス リカレントスクール	中小企業診断士	佐々木文安	財務分析の経営への活か し方、長期計数計画の立 て方等について教示	経営 革新
9／5	商工会議所	10	コ ス ト 高 を 乗り切る経営 セ ミ ナ ー	中小企業診断士	児 玉 学	物価高を乗り切るための デジタル技術の活用方法 や他社の事例などを説明	経営 革新
9／13	商工会議所	12	ビ ジ ネ ス リカレントスクール	中小企業診断士	佐々木文安	経営戦略とは何か、経営 基本戦略、要素別戦略に ついて教示	経営 革新
10／11	商工会議所	11	ビ ジ ネ ス リカレントスクール	中小企業診断士	佐々木文安	経営改善の基礎である5 Sの取組み方、仕事の改 善の仕方等について教示	経営 革新
10／28	商工会議所	12	ビ ジ ネ ス リカレントスクール	中小企業診断士	佐々木文安	経営計画の策定の仕方、 自社の長期経営計画書に ついて教示	経営 革新
10／29	商工会議所	16	小田原で起業を 目指す若者・ 女性向け創業 セ ミ ナ ー	税 理 士 中小企業診断士	黒 石 陽 子 伊藤裕美子	起業の時期、心構え、手 続き等について説明	経営 革新
11／11	商工会議所	9	ビ ジ ネ ス リカレントスクール	中小企業診断士	佐々木文安	経営計画の策定の仕方、 自社の長期経営計画書に ついて教示	経営 革新
11／14	商工会議所	10	決 算 書 の 見 方 セ ミ ナ ー 個 人 コ ー ス	税 理 士	黒 石 陽 子	個人事業主向けの決算書 の見方の解説	税務
11／15	商工会議所	30	決 算 書 の 見 方 セ ミ ナ ー 法 人 コ ー ス	税 理 士	黒 石 陽 子	法人事業主向けの決算書 の見方の解説	税務
12／9	商工会議所	9	ビ ジ ネ ス リカレントスクール	中小企業診断士	佐々木文安	策定した長期経営計画を 発表・講評	経営 革新
1／12	商工会議所	22	インボイスから 始めるデジタル 化 セ ミ ナ ー	公 認 会 計 士 I T 専 門 家	舟 生 俊 博 青 木 滋	インボイス制度及びオ フィス業務全体のデジタ ル化による効率化につい て説明	税務

月日	場所	参加 人員	講 演 テ ー マ	講 師		講演内容	種別
				職 業	氏 名		
2／25	商工会議所	14	ビジネスコミュニケーションとプレゼン力向上セミナー	中小企業診断士 中小企業診断士	伊藤裕美子 天 満 正 俊	ビジネス上で良好な関係性を築くためのコミュニケーション術とプレゼンテーション術を教示	経営革新
3／2	商工会議所	10	価格転嫁対策セミナー	中小企業診断士	橋 本 泉	価格転嫁を行う際のポイント・注意点について説明	経営革新
3／10	商工会議所	3	ビジネスリカレントスクールアフターフォローセミナー	中小企業診断士	佐々木文安	ビジネスリカレントスクール参加者を対象に経営知識・スキルなどを再確認	創業
3／29	商工会議所	18	電気料金高騰対策セミナー	湘南電力(株)	土 井 悠 史	省エネや創エネの取組方法、エネルギー価格高騰対策について説明	経営革新

エ 巡回・個別指導

月 日	参加 人数	内 容	講師・担当等	
			職 業	氏 名
4／6	10	宮 城 野 地 区 等 巡 回 指 導	商 工 会 議 所	内 田 信 也
4／13	7	永塚・千代・曾我・鬼柳地区等巡回指導	商 工 会 議 所	小 林 大 悟
4／15	7	栄 町 2 丁 目 地 区 等 巡 回 指 導	商 工 会 議 所	井 上 経
4／19	9	浜 町 地 区 等 巡 回 指 導	商 工 会 議 所	山 口 圭
4／21	4	各 種 補 助 金 等 会 各 個 別 相 談	よろず支援拠点	片 桐 新 悟
4／22	8	栢 山 ・ 曾 比 地 区 等 巡 回 指 導	商 工 会 議 所	飯 田 順 彦
4／27	9	鴨 宮 地 区 巡 回 指 導	商 工 会 議 所	樋 口 裕 紀
4／28	5	各 種 補 助 金 等 会 各 個 別 相 談	よろず支援拠点	片 桐 新 悟
5／2	7	永塚・曾我・寿町・東町地区等巡回指導	商 工 会 議 所	小 林 大 悟
5／12	4	各 種 補 助 金 等 会 各 個 別 相 談	よろず支援拠点	片 桐 新 悟
5／19	8	酒 匂 ・ 南 鴨 宮 地 区 等 巡 回 指 導	商 工 会 議 所	山 口 圭
5／20	7	栄 町 2 丁 目 地 区 等 巡 回 指 導	商 工 会 議 所	井 上 経

月 日	参加人数	内 容	講師・担当等	
			職 業	氏 名
5／27	7	国府津地区巡回指導	商工会議所	飯田順彦
5／30	5	公的融資相談会（小田原）	商工会議所 日本政策金融公庫 信用保証協会 小田原市	
5／31	7	鴨宮・飯泉地区巡回指導	商工会議所	樋口裕紀
6／2	11	湯本地区等巡回指導	商工会議所	内田信也
6／3	8	千代・鬼柳地区等巡回指導	商工会議所	小林大悟
6／3	8	公的融資相談会（箱根）	商工会議所 日本政策金融公庫 信用保証協会	
6／8	7	蓮正寺・成田地区等巡回指導	商工会議所	井上 経
6／17	8	扇町地区巡回指導	商工会議所	飯田順彦
6／24	9	板橋地区等巡回指導	商工会議所	山口 圭
6／29	7	鴨宮地区等巡回指導	商工会議所	樋口裕紀
7／12	7	東町地区等巡回指導	商工会議所	小林大悟
7／26	8	浜町・酒匂地区等巡回指導	商工会議所	山口 圭
7／26	7	栄町地区等巡回指導	商工会議所	井上 経
7／27	7	扇町地区等巡回指導	商工会議所	飯田順彦
8／9	7	久野・寿町・千代・曾我地区等巡回指導	商工会議所	小林大悟
8／23	2	事業再構築補助金等個別相談会	よろず支援拠点	片桐新悟
8／25	7	成田・桑原地区等巡回指導	商工会議所	井上 経
8／25	7	栢山地区等巡回指導	商工会議所	飯田順彦
8／27	12	創業者向け個別相談会	税 理 士 税 理 士 中小企業診断士 中小企業診断士 ホームページコンサルタント	猪熊正美 黒石陽子 伊藤裕美子 天満正俊 永友一朗
8／29	9	宮ノ下地区等巡回指導	商工会議所	内田信也
8／29	3	事業再構築補助金等個別相談会	中小企業診断士	和泉田宏

月 日	参加 人数	内 容	講師・担当等	
			職 業	氏 名
8／31	3	事業再構築補助金等 個別相談会	中小企業診断士	天満正俊
9／5	7	永塚地区等巡回指導	商工会議所	小林大悟
9／8	7	南鴨宮・酒匂地区等 巡回指導	商工会議所	山口圭
9／26	7	栄町2丁目地区等 巡回指導	商工会議所	井上経
10／5	7	桑原・蓮正寺地区等 巡回指導	商工会議所	井上経
10／6	8	中里・酒匂地区等 巡回指導	商工会議所	山口圭
10／12	7	高田・延清地区等 巡回指導	商工会議所	飯田順彦
10／18 ・20	10	全国旅行支援 「いざ、神奈川」地域 クーポン加盟店相談会	中小企業診断士 (株)マーケティング ブレインズ	有松竜文 金井彬
10／20	4	元箱根地区等巡回指導	商工会議所	飯田順彦
10／21	10	強羅地区等巡回指導	商工会議所	内田信也
10／25	7	栄町地区等巡回指導	商工会議所	樋口裕紀
10／27	7	東町地区等巡回指導	商工会議所	小林大悟
10／28	3	元箱根地区等巡回指導	商工会議所	飯田順彦
11／1	10	湯本地区等巡回指導	商工会議所	内田信也
11／8	7	荻窪地区等巡回指導	商工会議所	樋口裕紀
11／11	8	扇町地区等巡回指導	商工会議所	樋口裕紀
11／15	2	各種補助金等 個別相談会	中小企業診断士	和泉田宏
11／15	6	公的融資相談会（箱根）	商工会議所 日本政策金融公庫 信用保証協会	
11／17	2	各種補助金等 個別相談会	中小企業診断士	有松竜文
11／18	7	桑原地区等巡回指導	商工会議所	小林大悟
11／18	6	早川地区等巡回指導	商工会議所	樋口裕紀
11／25	8	公的融資相談会（小田原）	商工会議所 日本政策金融公庫 信用保証協会 小田原市	

月 日	参加人数	内 容	講師・担当等	
			職 業	氏 名
11/28	7	湯本地区等巡回指導	商工会議所	井上 経
11/30	7	扇町地区巡回指導	商工会議所	飯田 順彦
12/1	7	栄町地区等巡回指導	商工会議所	小林 大悟
12/15	10	芦ノ湖地区等巡回指導	商工会議所	内田 信也
12/15	7	入生田・風祭地区巡回指導	商工会議所	山口 圭
12/16	7	中里・酒匂地区巡回指導	商工会議所	山口 圭
12/21	7	栢山・曾比地区巡回指導	商工会議所	飯田 順彦
12/23	7	成田地区等巡回指導	商工会議所	井上 経
1/12	7	久野地区等巡回指導	商工会議所	小林 大悟
1/25	7	栄町2・3丁目地区等巡回指導	商工会議所	井上 経
1/26	7	栄町・南鴨宮・西酒匂地区等巡回指導	商工会議所	山口 圭
1/26	10	仙石原地区等巡回指導	商工会議所	内田 信也
2/1	7	新屋・小台地区等巡回指導	商工会議所	飯田 順彦
2/6	4	各種補助金個別相談会 個別相談会	よろず支援拠点	片桐 新悟
2/8	3	各種補助金個別相談会 個別相談会	よろず支援拠点	片桐 新悟
2/9	7	久野地区等巡回指導	商工会議所	小林 大悟
2/15	4	各種補助金個別相談会 個別相談会	よろず支援拠点	片桐 新悟
2/17	4	各種補助金個別相談会 個別相談会	よろず支援拠点	片桐 新悟
2/22	7	蓮正寺地区等巡回指導	商工会議所	井上 経
2/24	10	宮ノ下地区等巡回指導	商工会議所	内田 信也
3/3	7	国府津地区等巡回指導	商工会議所	小林 大悟
3/13	7	飯泉・鴨宮・酒匂地区等巡回指導	商工会議所	山口 圭
3/15	7	栄町2・3丁目地区等巡回指導	商工会議所	井上 経
3/16	10	湯本地区等巡回指導	商工会議所	内田 信也
3/16	8	国府津地区等巡回指導	商工会議所	飯田 順彦

オ 金融のあっせん

単位：千円

金 融 機 関 名	あっせん延件数	貸付決定延件数	あっせん総額	貸付決定総額
日本政策金融公庫	13	13	90,700	90,700
小規模事業者 経営改善資金	47	46	291,300	284,800
神奈川県 の 資金	7	7	164,000	69,000
小田原市 の 資金	0	0	0	0
その他金融機関	7	7	164,000	95,000
計	74	73	710,000	539,500

カ 小規模企業専門相談員

(ア) 窓口指導（通信、通話等によるものを含む）

相 談 件 数									
指 導 対 象 企 業 数	金融	税務	経理	経営	労働	取引	特許	法律	計
指 導 件 数	0	0	0	0	0	0	19	2	21

(イ) 派遣（巡回）指導

相 談 件 数									
指 導 対 象 企 業 数	金融	税務	経理	経営	労働	取引	特許	法律	計
指 導 件 数	0	0	0	3	0	0	0	0	3

キ 社会保険、共済制度等に関する事務代行

(ア) 労働保険事務組合 委託事業者数 163事業所 対象従業員数 996名

(イ) 小規模企業共済制度 対象者数 237名

(ウ) 特定退職金共済制度 加入事業者数 268事業所 対象従業員数 1,613名

(エ) 中小企業倒産防止共済制度 加入件数 70件

(オ) 神奈川県民共済 加入者数 1,923名

(カ) 情報漏えい賠償責任保険制度 加入件数 13件

(キ) 休業補償プラン 加入件数 192件

(ク) 業務災害補償プラン 加入件数 400件

(ケ) 中小企業海外P L保険制度 加入件数 13件

(コ) ビジネス総合保険制度 加入件数304件

(サ) 生命共済制度 加入事業者数 40事業所 対象従業員数 171名

7. 登 録

(1) 法定台帳

ア 作 成 年 月 日 令和4年4月1日

イ 登 録 業 者 数 2, 1 2 0事業所

ウ 負担金賦課の許可 令和4年4月7日・神奈川県指令企支第1004号をもって次のとおり
負担金の賦課について神奈川県知事より許可を得た。

負担金 1, 5 0 0円（1業者）

エ 管 理 運 用 特定商工業者より登録した法定台帳は、既登録業者分については内容の
点検・修正を行い、新規登録業者分については法定台帳調査表の提出を求
め随時補正を行い、地区別に収録し利用の便宜を計っている。管理運用に
当っては常に善良な管理者の注意をもって対処している。

オ 利 用 の 周 知 当所会報への利用勧奨記事の掲載、一般広報（情報関係誌）への掲示な
どにより周知を図っている。

(2) 任意台帳

当所会員の所在を明らかにし、取引や事業面に利用するため、地区別に事業所名、営業種目
等の事項につき台帳の整備を行い活用を図っている。

8. 会館・事務所等

(1) 会館

ア 土 地

(ア) 所 在 地 小田原市本町4丁目2番39号

(イ) 面 積 敷地面積 697.38㎡

(ウ) 所有状況 当所所有

イ 建 物

(ア) 構 造 鉄筋コンクリート地上6階

(イ) 延床面積 2,166.92㎡

(ウ) 事 務 室 115.64㎡

(エ) 入館団体機関

階層	入 居 団 体 名	面積（坪）
3	(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫	94.51
4	神 奈 川 県 信 用 保 証 協 会 小 田 原 支 店	51.30
4	(公財) 神 奈 川 産 業 振 興 セ ン タ ー	6.08
6	小 田 原 市 商 店 街 連 合 会	10.90
6	ア ク サ 生 命 保 険 (株)	24.50
6	東 京 地 方 税 理 士 会 小 田 原 支 部	10.04

ウ 設 備

(ア) 貸 室 大会議室 198.28㎡ 収容人数117人

(2) 旧会館

ア 土地

(ア) 所在地 小田原市城内1番21号

(イ) 面積 敷地面積 992.00m²

(ウ) 所有状況 小田原市有地の借地

イ 建物

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造地下1階・地上5階・塔屋1階

(イ) 延床面積 2,842.28m²

9. 関係団体への加入及び連携

(1) 日本商工会議所

ア 当所の地位 会員

イ 第32期所属委員会

観光委員会（副委員長）、中小企業委員会、情報化委員会

ウ 会議・事業等出席状況

月 日	会 議 等 の 名 称	場 所	出席者
7／20	夏季政策懇談会	東 京 會 館	鈴木会頭 山本専務理事
9／15	創立100周年記念「第135回通常会員総会」	オンライン	鈴木会頭 山本専務理事
11／17	臨時会員総会	オンライン	鈴木会頭 山本専務理事
1／18	役員・議員・委員長・共同委員長・副委員長 商工会議所専務理事研修会（懇親会）	東 京 會 館	山本専務理事
3／6	第1回観光・インバウンド専門委員会	東 京 會 館	鈴木会頭
3／16	第725回常議員会・第296回議員総会	オンライン 帝国ホテル	山本専務理事
3／16	第123回通常会員総会・会員懇談会	帝国ホテル	鈴木会頭 山本専務理事

(2) 関東商工会議所連合会

ア 当所の地位 会員

イ 会議・事業等出席状況

月 日	会 議 等 の 名 称	場 所	出席者
2／3 ・ 4	視察研修会	宮 崎 県	山本専務理事

(3) 神奈川県商工会議所連合会

ア 当所の地位 会員

イ 会議・事業等出席状況

月 日	会 議 等 の 名 称	場 所	出席者
4 / 26	4 月定例専務理事会議	横浜商工会議所	山本専務理事
5 / 17	令和 4 年度第一回中小企業相談部長会議	ロイヤルホール ヨ コ ハ マ	井 上 課 長
5 / 24	5 月定例専務理事会議及び国土交通省関東地方整備局との意見交換会	リコーテクノロジー セ ン タ ー	山本専務理事
6 / 16	第一回事務局長会議	ロイヤルホール ヨ コ ハ マ	古川事務局長
6 / 29	令和 4 年度定時総会	ロイヤルホール ヨ コ ハ マ	鈴木 会 頭 山本専務理事
7 / 26	7 月定例専務理事会議	横浜商工会議所	山本専務理事
9 / 6	第二回事務局長会議	横浜商工会議所	古川事務局長
11 / 28	神奈川県優良小売店舗表彰式	神 奈 川 県 庁	山本専務理事
11 / 28	11 月定例専務理事会議	ロイヤルホール ヨ コ ハ マ	山本専務理事
12 / 1	第二回中小企業相談部長会議	横浜商工会議所	井 上 課 長
12 / 14 ・ 15	事務局長会議県外視察	静岡県浜松市	古川事務局長
1 / 24	1 月定例専務理事会議及び神奈川県産業労働局幹部との懇談会	ロ ー ズ ホ テ ル 横 浜	山本専務理事
2 / 1	神奈川県優良産業人表彰	神奈川県民ホール	古川事務局長
2 / 9	第三回中小企業相談部長会議	横浜商工会議所	井 上 課 長
2 / 28	2 月定例専務理事会議	三浦商工会議所	山本専務理事
3 / 2	第四回中小企業相談部長会議	オ ン ラ イ ン	井 上 課 長
3 / 15	第三回事務局長会議	ロイヤルホール ヨ コ ハ マ	古川事務局長
3 / 27	令和 4 年度臨時総会	ロイヤルホール ヨ コ ハ マ	鈴木 会 頭

10. 研修

(1) 経営指導員・補助員研修

月 日	研 修 内 容	主 催	出席者
6 / 22	令和 4 年度経営指導員等研修会① ウクライナ情勢と日本経済の今後／インボイス制度の概要 と中小事業者支援のポイント	神 奈 川 県 商工会議所連合会	井 上 飯 田 小 林 山 口
7 / 1	令和 4 年度経営指導員等研修会② これで挑戦できる！採択率が飛躍的に高まる「事業再構築 補助金」支援	神 奈 川 県 商工会議所連合会	井 上 飯 田 小 林 山 口

月 日	研 修 内 容	主 催	出席者
7 / 14	令和4年度経営指導員等研修会③ 2022 中小企業白書・小規模企業白書の概要／経営力構築型（課題設定型）伴走支援について	神奈川県 商工会議所連合会	小林 山口 藤田
7 / 27	令和4年度経営指導員等研修会④ 事業者支援に役立つITツールの使い方	神奈川県 商工会議所連合会	井上 樋口 山口
8 / 26	令和4年度経営指導員等研修会⑤ 経営計画作成支援実務の極意 ～ヒトを動かす経営計画～	神奈川県 商工会議所連合会	樋口 小林
9 / 13	令和4年度経営指導員等研修会⑥ 財務の基本と経営分析の進め方	神奈川県 商工会議所連合会	藤田
9 / 28	令和4年度経営指導員等研修会⑦ 経営者の視野を広げるポイント ～SDGs 個社支援事例～／地図情報データを活用した経営支援の進め方	神奈川県 商工会議所連合会	飯田 内田
10 / 5	令和4年度経営指導員等研修会⑧ 中小企業の技術情報流出防止対策について／ウィズコロナ・ポストコロナ時代の商店街振興／経営指導員なら知っておきたい！見せるだけで注文が入る広告の作り方	神奈川県 商工会議所連合会	樋口 飯田
10 / 27	令和4年度経営指導員等研修会⑨ 小規模事業者のDXスタート支援／ITを活用した伴走型支援のポイント	神奈川県 商工会議所連合会	井上 樋口 内田 山口
11 / 14 ～ 12 / 9	中小企業支援担当者向け研修 税務・財務診断（3）〔旧〕基礎研修Ⅰ	中小企業大学校 東京校	高橋
11 / 17	令和4年度経営指導員等研修会⑪ よろず支援拠点での販路開拓支援手法と具体例／中小企業の労務管理支援のポイント	神奈川県 商工会議所連合会	露木

(2) 職員研修等

月 日	研 修 内 容	主 催	出席者
4 / 22	2022 年 度 検 定 事 業 説 明 会	日本商工会議所	近藤
5 / 24	Google Workspace の 基 本 機 能 か ら 学 ぶ 業 務 効 率 化 【 入 門 編 】	マネーフォワード クラウド	松下 内田 近藤
7 / 29	県 西 地 区 経 営 指 導 員 研 修 会	小田原箱根 商工会議所	井上 樋口 内田 飯田 小林 山口

月 日	研 修 内 容	主 催	出席者
			高 橋 露 木 藤 田
7/21	神奈川県優良産業人表彰事業担当者会議	神奈川県 商工会議所連合会	近 藤
8/1	商工会議所業務の生産性向上・課題解決に向けたGoogle Workspaceの活用・操作実践研修～若手・中堅職員向け～	日本商工会議所	松 下 内 田 小 林 近 藤
8/29	健康経営商工会議所向け研修会	アクサ生命保険(株)	松 下
9/12	健康経営優良法人認定 申請のための直前対策セミナー	アクサ生命保険(株)	松 下 岡 部
9/14	健康経営推進ヘルスツーリズム活用セミナー	J T B (一社)小田原市観光協会	岡 部
9/29	C's-Cloud インボイス対応説明会	サンネット	松 下 近 藤
10/4	合 同 入 社 式 同 期 会	小 田 原 箱 根 商 工 会 議 所	岡 部 田 中
10/14	令和4年度労働保険事務組合 職員基礎研修「事務組合事務処理の概要と注意点について」	(一社)全国労働保険 事務組合連合会 神 奈 川 支 部	長 田 岡 部
10/19	令和4年度労働保険事務組合 職員基礎研修「労働保険制度の概要」	(一社)全国労働保険 事務組合連合会 神 奈 川 支 部	長 田
11/9	労働講座『あなたのワークライフバランス、どうですか』	小 田 原 市 ・ 小 田 原 箱 根 商 工 会 議 所	近 藤
11/14	決 算 書 の 見 方 セ ミ ナ ー 個 人 コ ー ス	小 田 原 箱 根 商 工 会 議 所	岡 部 田 中
11/15	マネーフォワード クラウド給与の初期設定と 基本的な使い方を解説！デモセミナー	マネーフォワード ク ラ ウ ド	松 下
11/15 ・18	令和4年度労働保険事務組合 職員基礎研修「実務A研修」	(一社)全国労働保険 事務組合連合会 神 奈 川 支 部	長 田 大 川 (11/15のみ)
11/25	マネーフォワード クラウド勤怠の初期設定と 基本的な使い方を解説！デモセミナー	マネーフォワード ク ラ ウ ド	松 下
12/13	インボイス制度について	(一社)全国労働保険 事務組合連合会 神 奈 川 支 部 西湘地区協議会	長 田

月 日	研 修 内 容	主 催	出席者
2 / 2	労 働 保 険 事 務 組 合 会 代 表 者 ・ 担 当 者 研 修 会	(一社)全国労働保険 事務組合連合会 神 奈 川 支 部	長 田
3 / 16	令 和 5 年 度 年 度 更 新 説 明 会	(一社)全国労働保険 事務組合連合会 神 奈 川 支 部	長 田
3 / 17	県 西 地 区 経 営 指 導 員 研 修 会	小 田 原 箱 根 商 工 会 議 所	井 上 樋 口 飯 田 小 林 山 口 高 橋 藤 田 田 中

11. 関 係 団 体

小田原箱根商工会議所内に事務所を有し、事務代行を行っている団体は次の通り。

1. 小田原箱根商工会議所労働保険事務組合
2. 小田原市地場産業振興協議会
3. 箱根町商店連絡協議会
4. 小田原地区産業廃棄物対策協議会
5. 小田原市大型店連絡協議会
6. 西湘異業種研究会
7. 日本珠算連盟小田原支部
8. 西さがみ教育旅行誘致推進協議会
9. 県西地域経済懇話会

令和4年度

収支決算書

令和4年度収支決算書総括表

(単位＝円)

会 計 別	繰越金 (A)	収 入 (B)	支 出 (C)	収支残高 (A+B-C)= (D)	会計間の振替額 (支出は△印) (E)	差引収支 残 高 (D+E) = (F)	備 考
一 般 会 計	24,927,522	200,840,993	169,673,329	56,095,186	△ 34,693,412	21,401,774	収支剰余金 次年度へ繰越
会 館 管 理 特 別 会 計	8,835,602	35,104,415	32,620,271	11,319,746	△ 1,297,024	10,022,722	〃
共 済 事 業 特 別 会 計	4,923,492	27,971,502	23,297,122	9,597,872	△ 2,283,360	7,314,512	〃
特定退職金共済事業特別会計	472,946	307,609,140	306,064,697	2,017,389	0	2,017,389	〃
運営資金積立金特別会計	129,452,170	1,268	0	129,453,438	△ 7,500,000	121,953,438	〃
退職給与資金特別会計	6,098,103	1,539,682	4,704,927	2,932,858	11,773,796	14,706,654	〃
会 館 建 設 資 金 特 別 会 計	188,089,747	3,576	2,641,550	185,451,773	34,000,000	219,451,773	〃
合 計	362,799,582	573,070,576	539,001,896	396,868,262	0	396,868,262	

- ・ (A) ……前年度からの繰越金
- ・ (B) ……収支決算書の収入の部の合計から前年度繰越額・他会計からの繰入金を除いた額
- ・ (C) ……収支決算書の支出の部の合計から他会計への繰出金・次年度への繰越金を除いた額
- ・ 差引収支残高と収支剰余金は同額となり次年度へ繰越

令和4年度 一般会計収支決算書

収入の部

(単位＝円 以下同じ)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増減(△)	備 考
款 項 目				
1 会 費	74,132,000	73,136,000	996,000	
1 会 費	70,872,000	69,876,000	996,000	
2 特 別 会 費	3,260,000	3,260,000	0	役員特別会費
2 負 担 金	3,187,500	3,180,000	7,500	
1 負 担 金	3,187,500	3,180,000	7,500	特定商工業者負担金
3 議員選挙負担金	3,840,000	3,840,000	0	
1 負 担 金	3,840,000	3,840,000	0	議員選挙負担金
4 事 業 収 入	26,705,796	27,460,000	△ 754,204	
1 検 定 事 業 収 入	1,859,253	2,400,000	△ 540,747	珠算・簿記・PC検定
2 部 会 事 業 収 入	1,805,063	0	1,805,063	6部会事業収入
3 使 用 料 手 数 料	887,785	700,000	187,785	事務機器使用料他
4 受 講 料 収 入	8,538,800	8,360,000	178,800	パソコン教室受講料
5 その他の事業収入	13,614,895	16,000,000	△ 2,385,105	従業員健康診断、会報広告料、事業参加費他
5 交 付 金	91,981,593	91,377,000	604,593	
1 県 補 助 金	57,739,000	57,739,000	0	神奈川県
2 市 補 助 金	14,270,000	14,270,000	0	小田原市
3 町 補 助 金	1,341,000	1,341,000	0	箱根町
4 県 連 補 助 金	6,932,000	6,953,000	△ 21,000	神奈川県商工会議所連合会
5 委 託 金	4,534,177	3,915,000	619,177	日本商工会議所、ジオパーク協議会
6 負 担 金	290,000	290,000	0	流動客調査負担金
7 そ の 他 補 助 金	6,875,416	6,869,000	6,416	事業環境変化、省エネお助け事業
6 雑 収 入	994,104	650,000	344,104	
1 雑 収 入	994,104	650,000	344,104	原産地証明書発行手数料他
7 繰 越 金	24,927,522	16,910,000	8,017,522	
1 繰 越 金	24,927,522	16,910,000	8,017,522	令和3年度より
合 計	225,768,515	216,553,000	9,215,515	

支出の部

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増減(△)	備 考
款 項 目					
1 事 業 費		139,620,167	143,827,000	△ 4,206,833	
1 一 般 事 業 費		68,364,100	69,248,000	△ 883,900	
1 選 挙 事 務 費		1,967,552	2,000,000	△ 32,448	選挙広報費他
2 商 工 振 興 費		33,571,037	35,218,000	△ 1,646,963	会員大会、会員表彰式、産業まつり、まちづくり、地域振興対策他
3 調 査 広 報 費		6,480,254	7,000,000	△ 519,746	会報発行他
4 検 定 事 業 費		706,311	1,000,000	△ 293,689	珠算・簿記検定
5 部 会 事 業 費		8,150,470	6,080,000	2,070,470	6部会事業費
6 議 員 活 動 費		2,230,305	2,400,000	△ 169,695	議員総会、議員例会、石垣購読料他
7 会員福祉振興事業費		7,047,311	7,500,000	△ 452,689	従業員健康診断
8 パソコン教室運営費		8,210,860	8,050,000	160,860	パソコン教室運営費
2 法 定 台 帳 作 成 管 理 運 用 費		4,581,027	4,537,000	44,027	
1 管 理 運 用 費		891,866	800,000	91,866	管理費、印刷費、通信費、 車輛1台維持費他
2 俸 給		2,880,000	2,880,000	0	職員1名
3 諸 手 当		326,320	330,000	△ 3,680	通勤費他
4 福 利 厚 生 費		482,841	527,000	△ 44,159	法定・一般福利厚生費
3 経 営 支 援 事 業 費		66,167,027	68,542,000	△ 2,374,973	
1 指 導 事 業 費		11,355,340	13,250,000	△ 1,894,660	景気対策、講習会、金融指導、 創業相談、専門家相談他
2 俸 給		27,706,835	27,746,000	△ 39,165	職員10名
3 諸 手 当		8,121,304	8,219,000	△ 97,696	調整・通勤費他
4 賞 与		11,424,921	11,464,000	△ 39,079	年2回
5 福 利 厚 生 費		7,558,627	7,863,000	△ 304,373	法定・一般福利厚生費
4 会 議 費		508,013	1,500,000	△ 991,987	正副会頭会議、常議員会、委員会、 タスクフォース他
2 管 理 費		28,120,610	31,428,000	△ 3,307,390	
1 給 与		13,673,232	13,766,000	△ 92,768	
1 俸 給		11,328,634	11,380,000	△ 51,366	役員1名、職員2名、パート1名
2 諸 手 当		1,233,710	1,249,000	△ 15,290	調整・通勤費他
3 賞 与		1,110,888	1,137,000	△ 26,112	年2回
2 福 利 厚 生 費		1,607,011	1,652,000	△ 44,989	法定・一般福利厚生費

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増減(△)	備 考
款 項 目					
	3 旅 費 交 通 費	176,174	500,000	△ 323,826	役職員出張旅費
	4 事 務 費	7,979,146	10,110,000	△ 2,130,854	
	1 通 信 運 搬 費	989,968	1,400,000	△ 410,032	電話、FAX、郵送料他
	2 什 器 備 品 費	438,556	300,000	138,556	箱根支部相談スペース用テーブル、イス他
	3 修 繕 費	0	300,000	△ 300,000	
	4 消 耗 品 費	750,267	750,000	267	事務消耗品代
	5 印 刷 費	772,630	1,650,000	△ 877,370	印刷費
	6 車 輛 維 持 費	231,806	400,000	△ 168,194	車輛1台維持費、保険料他
	7 電 算 機 事 務 費	1,412,246	1,500,000	△ 87,754	処理料、保守料他
	8 賃 借 料	90,552	200,000	△ 109,448	パソコン他リース料
	9 委 託 料	1,870,000	2,300,000	△ 430,000	副業人財活用事業
	10 事 務 諸 費	1,423,121	1,310,000	113,121	支払手数料他
	5 渉 外 費	764,147	1,300,000	△ 535,853	
	1 一 般 渉 外 費	523,330	700,000	△ 176,670	慶弔費他
	2 役 員 渉 外 費	240,817	600,000	△ 359,183	役員・議員慶弔費他
	6 公 課 分 担 金	3,920,900	4,100,000	△ 179,100	
	1 公 課	288,900	300,000	△ 11,100	消費税他
	2 分 担 金	3,632,000	3,800,000	△ 168,000	日商、県連、関商連他
3 繰 出 金		34,693,412	34,698,000	△ 4,588	
1 運営資金会計繰出金	32,000,000	32,000,000	0		
2 退職給与会計繰出金	2,693,412	2,698,000	△ 4,588		
4 リ ー ス 債 務 返 済 支 出	1,932,552	2,100,000	△ 167,448		
1 リース債務返済支出	1,932,552	2,100,000	△ 167,448	印刷機、パソコン他リース料	
5 予 備 費		0	4,500,000	△ 4,500,000	
1 予 備 費	0	4,500,000	△ 4,500,000		
6 繰 越 金		21,401,774	0	21,401,774	
1 繰 越 金	21,401,774	0	21,401,774	令和5年度へ	
合 計		225,768,515	216,553,000	9,215,515	

令和4年度 会館管理特別会計収支決算書

収入の部

(単位＝円 以下同じ)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増減(△)	備 考
款 項 目				
1 貸 室 収 入	29,609,891	25,705,000	3,904,891	
1 貸 室 使 用 料	24,154,044	21,705,000	2,449,044	入居6団体
2 会 議 室 使 用 料	1,332,010	1,000,000	332,010	会議室使用料
3 そ の 他 付 帯 収 入	4,123,837	3,000,000	1,123,837	入居団体より電気使用料、 携帯基地局設置料
2 共 益 費 収 入	4,941,696	4,492,000	449,696	
1 共 益 費 収 入	4,941,696	4,492,000	449,696	入居団体より
3 雑 収 入	552,828	323,000	229,828	
1 雑 収 入	552,828	323,000	229,828	自販機手数料、駐車場管理費他
4 繰 越 金	8,835,602	9,141,000	△ 305,398	
1 繰 越 金	8,835,602	9,141,000	△ 305,398	令和3年度より
合 計	43,940,017	39,661,000	4,279,017	

支出の部

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増減(△)	備 考
款 項 目				
1 維 持 費	15,223,939	15,230,000	△ 6,061	
1 保 守 料	2,236,850	2,076,000	160,850	会館整備保守
2 委 託 費	633,600	634,000	△ 400	警備委託料
3 保 険 料	356,040	500,000	△ 143,960	火災共済、施設賠償責任保険
4 水 道 光 熱 費	5,172,449	4,700,000	472,449	電気、水道
5 清 掃 料	5,560,200	5,540,000	20,200	貸室・会議室等清掃他
6 修 繕 費	184,800	700,000	△ 515,200	4階・6階窓枠修繕、 1階駐車場照明タイマー
7 使 用 料	1,080,000	1,080,000	0	来館者用駐車場使用料

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増減(△)	備 考
款 項 目					
2 管 理 費		16,202,916	16,649,520	△ 446,604	
1	給 与	5,440,300	5,325,000	115,300	職員1名、パート1名
2	諸 手 当	1,459,636	1,498,000	△ 38,364	調整・通勤費他
3	賞 与	1,630,184	1,643,000	△ 12,816	年2回
4	福 利 厚 生 費	1,402,433	1,453,000	△ 50,567	法定・一般福利厚生費
5	旅 費 交 通 費	0	10,000	△ 10,000	
6	通 信 運 搬 費	227,804	300,000	△ 72,196	電話料、郵送料、貸室Wi-Fi回線料
7	什 器 備 品 費	237,325	500,000	△ 262,675	貸会議室用イス、机
8	消 耗 品 費	217,512	500,000	△ 282,488	貸室用備品、トイレ用品他
9	公 課 分 担 金	5,382,400	4,720,520	661,880	消費税、法人税、固定資産税
10	事 務 諸 費	205,322	700,000	△ 494,678	振込手数料他
3 繰 出 金		1,297,024	1,301,000	△ 3,976	
1	運営資金会計繰出金	1,000,000	1,000,000	0	
2	退職給与会計繰出金	297,024	301,000	△ 3,976	
4 リ ー ス 債 務 返 済 支 出		193,416	200,000	△ 6,584	
1	リース債務返済支出	193,416	200,000	△ 6,584	パソコン他リース料
5 積 立 預 金 支 出		1,000,000	1,000,000	0	
1	積 立 預 金 支 出	1,000,000	1,000,000	0	修繕積立金
6 繰 越 金		10,022,722	5,280,480	4,742,242	
1	繰 越 金	10,022,722	5,280,480	4,742,242	令和5年度へ
合 計		43,940,017	39,661,000	4,279,017	

令和4年度 共済事業特別会計収支決算書

収入の部

(単位＝円 以下同じ)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増減(△)	備 考
款 項 目				
1 取扱手数料	26,011,113	23,275,000	2,736,113	
1 県連生命共済	1,167,074	1,275,000	△ 107,926	
1 制度運営費収入	1,104,031	1,200,000	△ 95,969	40事業所171人
2 取扱手数料	63,043	75,000	△ 11,957	
2 県民共済	2,154,512	2,150,000	4,512	1,351件
3 経営者共済	556,056	600,000	△ 43,944	福祉共済協同組合
4 企業・個人保険	6,076,213	5,500,000	576,213	アクサ生命保険
5 日商保険制度	9,176,410	7,500,000	1,676,410	業務災害補償、ビジネス総合保険他
6 火災共済	788,246	750,000	38,246	169件
7 労働保険手数料	2,949,100	2,700,000	249,100	163事業所
8 汚染賦課金手数料	574,002	550,000	24,002	26事業所
9 その他手数料	2,569,500	2,250,000	319,500	容器包装リサイクル、県民共済雑収他
2 交付金	1,953,900	1,750,000	203,900	
1 報 奨 金	1,953,900	1,750,000	203,900	労働保険事務組合
3 雑 収 入	6,489	10,000	△ 3,511	
1 雑 収 入	6,489	10,000	△ 3,511	預金利息他
4 繰 越 金	4,923,492	2,870,000	2,053,492	
1 繰 越 金	4,923,492	2,870,000	2,053,492	令和3年度より
合 計	32,894,994	27,905,000	4,989,994	

支出の部

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増減(△)	備 考
款 項 目					
1 事 業 費		836,895	1,800,000	△ 963,105	
1 事 業 推 進 費		192,118	900,000	△ 707,882	広報費用他
2 労働保険事業推進費		499,777	600,000	△ 100,223	電算処理料、郵送料他
3 見 舞 金 等 給 付 金		145,000	300,000	△ 155,000	
2 管 理 費		22,192,165	23,662,000	△ 1,469,835	
1 給 与		9,986,650	8,434,000	1,552,650	
1 俸 給		8,336,650	6,634,000	1,702,650	職員4名、パート1名
2 労働保険俸給		1,650,000	1,800,000	△ 150,000	労働保険事務人件費
2 諸 手 当		2,622,984	2,579,000	43,984	調整・通勤費他
3 賞 与		3,606,406	3,336,000	270,406	年2回
4 福 利 厚 生 費		2,556,229	2,397,000	159,229	法定・一般福利厚生費
5 旅 費 交 通 費		30,126	50,000	△ 19,874	会議旅費
6 通 信 運 搬 費		157,900	450,000	△ 292,100	電話料、郵送料
7 印 刷 費		100,240	120,000	△ 19,760	コピー代
8 消 耗 品 費		2,769	10,000	△ 7,231	事務消耗品代
9 会 議 費		53,100	100,000	△ 46,900	会議参加費
10 車 輦 維 持 費		644,145	400,000	244,145	2台維持費、保険料、燃料費他
11 公 課 分 担 金		2,196,100	5,071,000	△ 2,874,900	消費税、法人税
12 事 務 諸 費		235,516	715,000	△ 479,484	振込手数料、掛金回収手数料他
3 繰 出 金		2,283,360	2,223,000	60,360	
1 運営資金会計繰出金		1,500,000	1,500,000	0	
2 退職給与会計繰出金		783,360	723,000	60,360	
4 リ ー ス 債 務 返 済 支 出		268,062	220,000	48,062	
1 リース債務返済支出		268,062	220,000	48,062	パソコン他リース料
5 繰 越 金		7,314,512	0	7,314,512	
1 繰 越 金		7,314,512	0	7,314,512	令和5年度へ
合 計		32,894,994	27,905,000	4,989,994	

令和4年度 特定退職金共済事業特別会計収支決算書

収入の部

(単位＝円 以下同じ)

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増減(△)	備 考
款 項 目					
1	共済事業掛金収入	144,096,000	146,400,000	△ 2,304,000	
	1 掛 金	144,096,000	146,400,000	△ 2,304,000	268事業所12,046口
2	共 済 事 業 事 務 費 収 入	7,235,480	7,320,000	△ 84,520	
	1 事 務 費 収 入	7,235,480	7,320,000	△ 84,520	
3	企 業 年 金 契 約 給 付 金 受 入	156,274,502	180,000,000	△ 23,725,498	
	1 給 付 金 受 入	156,274,502	180,000,000	△ 23,725,498	
4	雑 収 入	3,158	1,000	2,158	
	1 雑 収 入	3,158	1,000	2,158	預金利息他
5	繰 越 金	472,946	80,000	392,946	
	1 繰 越 金	472,946	80,000	392,946	令和3年度より
合 計		308,082,086	333,801,000	△ 25,718,914	

支出の部

勘 定 科 目		決 算 額	予 算 額	比較増減(△)	備 考
款 項 目					
1 事 業 費		89,730	250,000	△ 160,270	
1 事 業 推 進 費		89,730	250,000	△ 160,270	広報費用他
2 共 済 事 業 給 付 金		156,274,502	180,000,000	△ 23,725,498	
1 退 職 金		156,274,502	180,000,000	△ 23,725,498	
3 管 理 費		5,604,465	6,936,000	△ 1,331,535	
1 給 与		3,914,300	3,481,000	433,300	職員1名、パート1名
2 諸 手 当		330,144	614,000	△ 283,856	調整・通勤費
3 賞 与		12,000	992,000	△ 980,000	年1回
4 福 利 厚 生 費		768,129	713,000	55,129	法定・一般福利厚生費
5 旅 費 交 通 費		0	10,000	△ 10,000	
6 通 信 運 搬 費		39,720	100,000	△ 60,280	郵送料
7 什 器 備 品 費		56,169	60,000	△ 3,831	パンフレット用コーナーラック
8 消 耗 品 費		30,000	50,000	△ 20,000	封筒代
9 印 刷 費		17,220	30,000	△ 12,780	コピー代
10 渉 外 費		0	10,000	△ 10,000	
11 会 議 費		0	10,000	△ 10,000	
12 公 課 分 担 金		2,800	30,000	△ 27,200	消費税
13 事 務 諸 費		433,983	836,000	△ 402,017	振込手数料、掛金回収手数料他
4 積 立 金		144,096,000	146,400,000	△ 2,304,000	
1 保 険 料 積 立 金		144,096,000	146,400,000	△ 2,304,000	
5 繰 出 金		0	215,000	△ 215,000	
1 退 職 給 与 会 計 繰 出 金		0	215,000	△ 215,000	
6 繰 越 金		2,017,389	0	2,017,389	
1 繰 越 金		2,017,389	0	2,017,389	令和5年度へ
合 計		308,082,086	333,801,000	△ 25,718,914	

令和4年度 運営資金積立金特別会計収支決算書

収入の部

(単位＝円 以下同じ)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増減(△)	備 考
款 項 目				
1 雑 収 入	1,268	5,000	△ 3,732	
1 雑 収 入	1,268	5,000	△ 3,732	預金利息
2 繰 入 金	34,500,000	34,500,000	0	
1 一 般 会 計 繰 入 金	32,000,000	32,000,000	0	
2 会館管理会計繰入金	1,000,000	1,000,000	0	
3 共済事業会計繰入金	1,500,000	1,500,000	0	
3 繰 越 金	129,452,170	132,346,000	△ 2,893,830	
1 繰 越 金	129,452,170	132,346,000	△ 2,893,830	令和3年度より
合 計	163,953,438	166,851,000	△ 2,897,562	

支出の部

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増減(△)	備 考
款 項 目				
1 繰 出 金	42,000,000	42,000,000	0	
1 退職給与会計繰出金	8,000,000	8,000,000	0	
2 会館建設会計繰出金	34,000,000	34,000,000	0	
2 予 備 費	0	124,851,000	△ 124,851,000	
1 予 備 費	0	124,851,000	△ 124,851,000	
3 繰 越 金	121,953,438	0	121,953,438	
1 繰 越 金	121,953,438	0	121,953,438	令和5年度へ
合 計	163,953,438	166,851,000	△ 2,897,562	

令和4年度 退職給与資金特別会計収支決算書

収入の部

(単位＝円 以下同じ)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増減(△)	備 考
款 項 目				
1 退職共済金収入	1,539,603	0	1,539,603	
1 退職共済金収入	1,539,603	0	1,539,603	全国商工会議所共済会
2 雑 収 入	79	1,000	△ 921	
1 雑 収 入	79	1,000	△ 921	預金利息
3 繰 入 金	11,773,796	12,437,000	△ 663,204	
1 一般会計繰入金	2,693,412	3,198,000	△ 504,588	
2 会館管理会計繰入金	297,024	301,000	△ 3,976	
3 共済事業会計繰入金	783,360	723,000	60,360	
4 特定退職金共済事業会計繰入金	0	215,000	△ 215,000	
5 運営資金会計繰入金	8,000,000	8,000,000	0	
4 繰 越 金	6,098,103	6,098,000	103	
1 繰 越 金	6,098,103	6,098,000	103	令和3年度より
合 計	19,411,581	18,536,000	875,581	

支出の部

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増減(△)	備 考
款 項 目				
1 退職給与金	931,131	0	931,131	
1 退職給与金	931,131	0	931,131	職員1名
2 退職共済掛金	3,773,796	4,437,000	△ 663,204	
1 退職共済掛金	3,773,796	4,437,000	△ 663,204	全国商工会議所共済会
3 予 備 費	0	14,099,000	△ 14,099,000	
1 予 備 費	0	14,099,000	△ 14,099,000	
4 繰 越 金	14,706,654	0	14,706,654	
1 繰 越 金	14,706,654	0	14,706,654	令和5年度へ
合 計	19,411,581	18,536,000	875,581	

令和4年度 会館建設資金特別会計収支決算書

収入の部

(単位＝円 以下同じ)

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増減(△)	備 考
款 項 目				
1 雑 収 入	3,576	3,000	576	
1 雑 収 入	3,576	3,000	576	預金利息
2 繰 入 金	34,000,000	34,000,000	0	
1 運営資金会計繰入金	34,000,000	34,000,000	0	
3 繰 越 金	188,089,747	188,038,000	51,747	
1 繰 越 金	188,089,747	188,038,000	51,747	令和3年度より
合 計	222,093,323	222,041,000	52,323	

支出の部

勘 定 科 目	決 算 額	予 算 額	比較増減(△)	備 考
款 項 目				
1 管 理 費	2,641,550	2,643,000	△ 1,450	
1 事 務 費	2,641,100	2,642,000	△ 900	
1 支 払 手 数 料	2,640,000	2,640,000	0	旧会館登記手続き、アスベスト調査
2 事 務 諸 費	1,100	2,000	△ 900	振込手数料
2 公 課 分 担 金	450	1,000	△ 550	印紙代
2 繰 越 金	219,451,773	219,398,000	53,773	
1 繰 越 金	219,451,773	219,398,000	53,773	令和5年度へ
合 計	222,093,323	222,041,000	52,323	

貸借対照表

令和5年3月31日現在

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
	円		円
流 動 資 産	417,317,663	流 動 負 債	20,449,401
現 金 及 び 預 金	400,385,295	未 払 金	7,945,164
未 収 金	16,371,376	前 受 金	12,479,481
前 払 金	560,992	預 り 金	24,756
固 定 資 産	2,430,402,217	固 定 負 債	1,890,024,161
(有形固定資産)	528,782,574	預 り 保 証 金	5,280,480
土 地	144,399,494	退 職 給 与 引 当 金	48,685,060
建 物	260,592,750	退 職 給 付 金 準 備 金	1,831,832,521
建 物 付 属 設 備	91,849,388	リ ー ス 債 務	4,226,100
構 築 物	3,407,521	負 債 計	1,910,473,562
車 両 運 搬 具	4		
什 器 備 品	24,307,317	〔正味財産の部〕	
リ ー ス 資 産	4,226,100	積 立 金	12,000,000
(無形固定資産)	5,675,500	修 繕 費 積 立 金	12,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	5,675,500	剰 余 金	925,246,318
(その他の固定資産)	1,895,944,143	固 定 財 産	528,378,056
投 資 有 価 証 券 ・ 出 資 金	3,376,562	一 般 会 計 収 支 剰 余 金	21,401,774
保 証 金	50,000	会 館 管 理 特 別 会 計 収 支 剰 余 金	10,022,722
退 職 給 与 資 金 特 別 会 計 資 産	48,685,060	共 済 事 業 特 別 会 計 収 支 剰 余 金	7,314,512
保 険 料 積 立 金	1,831,832,521	特 定 退 職 金 共 済 特 別 会 計 収 支 剰 余 金	2,017,389
会 館 管 理 特 別 会 計 修 繕 費 積 立 預 金	12,000,000	運 営 資 金 積 立 金 特 別 会 計 収 支 剰 余 金	121,953,438
		退 職 給 与 資 金 特 別 会 計 収 支 剰 余 金	14,706,654
		会 館 建 設 資 金 特 別 会 計 収 支 剰 余 金	219,451,773
		正 味 財 産 計	937,246,318
合 計	2,847,719,880	合 計	2,847,719,880

〔注1〕固定資産の減価償却累計額 304,914,458円

特定退職金共済事業特別会計 貸借対照表

令和5年3月31日現在

借 方		貸 方	
科目	金額	科目	金額
	円		円
流 動 資 産	14,132,889	流 動 負 債	12,115,500
現 金 及 び 預 金	14,132,889	未 払 金	2,800
固 定 資 産	1,831,832,521	前 受 金	12,112,700
保 険 料 積 立 金	1,831,832,521	固 定 負 債	1,831,832,521
		退 職 給 付 金 準 備 金	1,831,832,521
		剰 余 金	2,017,389
		本 年 度 剰 余 金	2,017,389
合 計	1,845,965,410	合 計	1,845,965,410

〔注〕 保険年度(令和4年1月1日～令和4年12月31日)における保険料積立金等の状況

1. 保険年度 期首残高	1,821,408,901
2. 本年度払込	134,958,900 (共済掛金収入相当額)
3. 本年度取崩	126,083,853 (共済給付金支払相当額)
4. 運用実績	△ 241,741,102
5. 保険年度 期末残高	1,840,710,552
6. 保険年度 期末要支給残高	1,798,873,340
7. 差 引(5－6)	41,837,212

付 属 明 細 表(固 定 財 産 明 細 表)

令和5年3月31日現在

勘定科目	期首残高 (A)	当期増加額 (B)	当期減少額 (C)	当期減価 償却額 (D)	期末残高 (A+B-C-D)	備 考
一般会計						
I 固定資産						
車 両 運 搬 具	2				2	
什 器 備 品	469,795			175,410	294,385	
リ ー ス 資 産	4,701,567	538,560		1,932,552	3,307,575	
ソ フ ト ウ ェ ア	7,419,500			1,914,000	5,505,500	
投資有価証券・出資金	3,376,562				3,376,562	
保 証 金	50,000				50,000	
II 固定負債						
リ ー ス 債 務	4,701,567	538,560		1,932,552	3,307,575	
固定財産計(①＝I－II)	11,315,859	0	0	2,089,410	9,226,449	
会館管理特別会計						
I 固定資産						
土 地	144,399,494				144,399,494	
建 物	268,090,207			7,497,457	260,592,750	
建 物 付 属 設 備	100,608,517			8,759,129	91,849,388	
構 築 物	3,842,522			435,001	3,407,521	
什 器 備 品	36,136,687			12,318,849	23,817,838	
リ ー ス 資 産	419,617			193,416	226,201	
ソ フ ト ウ ェ ア	230,000			60,000	170,000	
II 固定負債						
預 り 保 証 金	5,280,480				5,280,480	
リ ー ス 債 務	419,617	0		193,416	226,201	
固定財産計(②＝I－II)	548,026,947	0	0	29,070,436	518,956,511	
共済事業特別会計						
I 固定資産						
車 両 運 搬 具	2				2	
什 器 備 品	316,353			121,259	195,094	
リ ー ス 資 産	669,986	290,400		268,062	692,324	
II 固定負債						
リ ー ス 債 務	669,986	290,400		268,062	692,324	
固定財産計(③＝I－II)	316,355	0	0	121,259	195,096	
特定退職金共済事業特別会計						
I 固定資産						
保 険 料 積 立 金	1,833,068,970	155,038,053	156,274,502		1,831,832,521	
II 固定負債						
退 職 給 付 金 準 備 金	1,833,068,970	155,038,053	156,274,502		1,831,832,521	
固定財産計(④＝I－II)	0	0	0	0	0	
退職給与資金特別会計						
I 固定資産						
退 職 給 与 積 立 金	46,403,598	2,281,462			48,685,060	
II 固定負債						
退 職 給 与 引 当 金	46,403,598	2,281,462			48,685,060	
固定財産計(⑤＝I－II)	0	0	0	0	0	
合 計 (① ～ ⑤)	559,659,161	0	0	31,281,105	528,378,056	

付 属 明 細 表(積 立 金 明 細 表)

令和5年3月31日現在

勘定科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	備 考
			目的使用	その他		
会館管理特別会計						
修 繕 費 積 立 預 金	11,000,000	1,000,000	0	0	12,000,000	
合 計	11,000,000	1,000,000	0	0	12,000,000	

1. 重要な会計方針

①資金の範囲

流動資産及び流動負債を資金の範囲としています。

②有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債権・・・移動平均法による原価法を採用しております。

その他の有価証券

時価のないもの・・・移動平均法による原価法を採用しております。

③有形固定資産の減価償却の方法

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物については定額法によっております。

④リース資産の処理方法

リース期間定額法によって減価償却を行っております。ただし、平成28年3月31日以前に契約したリース契約については、賃貸借取引に係る方法を採用しております。

⑤退職給与引当金の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当該年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しております。

⑥消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

勘定科目	摘要	金額
〔資産の部〕		円
流動資産		円
現金及び預金	現金手許有高	83,146
	当座預金	3,892,646
	普通預金	186,144,223
	定期預金	210,265,280
		400,385,295
未収金	小田原市補助金他	16,371,376
前払金	ICカード保証料他	560,992
固定資産		
(有形固定資産)		
土地建物	697.38㎡(小田原市本町4-2-39)	144,399,494
	取得価額	243,989,363
	償却累計額	△ 13,216,087
		230,773,276
建物	取得価額	113,675,985
	償却累計額	△ 83,856,511
		29,819,474
建物付属設備	取得価額	234,659,535
	償却累計額	△ 142,810,147
		91,849,388
構築物	取得価額	4,350,022
	償却累計額	△ 942,501
		3,407,521
車両運搬具	乗用車4台	
	取得価額	4,495,793
	償却累計額	△ 4,495,789
		4
什器備品	事務機器、空調設備他	
	取得価額	67,362,116
	償却累計額	△ 43,054,799
		24,307,317
リース資産	コピー機、パソコン他	
	取得価額	16,570,224
	償却累計額	△ 12,344,124
		4,226,100
(無形固定資産)		
ソフトウェア	グループウェア他	
	取得価額	9,870,000
	償却累計額	△ 4,194,500
		5,675,500
(その他の固定資産)		
投資有価証券・出資金	アクサ保険ホールディングス(株) 株式	48,562
	サンネット(株) 株式	1,228,000
	FM小田原(株) 株式	2,000,000
	神奈川県福祉共済協同組合 出資金	100,000
		3,376,562
保証金	箱根支部借室保証金	50,000
退職給与積立金	全国商工会議所役職員退職年金共済	48,685,060
保険料積立金		1,831,832,521
会館管理特別会計修繕費積立預金		12,000,000
資産の部合計		2,847,719,880
〔負債の部〕		
流動負債		
未払金	消費税他	7,945,164
前受金	特定退職金共済掛金他	12,479,481
預り金	労働保険料	24,756
固定負債		
預り保証金	貸室保証金	5,280,480
退職給与引当金		48,685,060
退職給付金準備金		1,831,832,521
リース債務	コピー機、パソコン他	4,226,100
負債の部合計		1,910,473,562
差引正味財産		937,246,318

監 査 依 頼 書

令和4年度小田原箱根商工会議所事業報告書並びに一般会計、特別会計、貸借対照表及び財産目録について監査願いたく、関係書類を添えて提出いたします。

令和5年6月2日

小田原箱根商工会議所

監 事 大田和俊彦 殿

監 事 田中 秀明 殿

監 事 古川 武法 殿

小田原箱根商工会議所

会 頭 鈴木 悌 介



監 査 報 告 書

令和4年度小田原箱根商工会議所事業報告書並びに一般会計、特別会計、貸借対照表及び財産目録を監査したところ、その内容は適正であると認めます。

令和5年6月2日

小田原箱根商工会議所

会 頭 鈴木 悌 介 殿

小田原箱根商工会議所

監 事 大田和俊彦



監 事 田中 秀明



監 事 古川 武法



